

る日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、右五件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長三ツ矢憲生君。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

読を求めるの件及び同報告書
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書
脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報
告書

〇三ツ矢憲生君　ただいま議題となりました五件について、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

日・スロベニア租税条約は平成二十八年九月三十日に、日・ベルギー租税条約は同年十月十二日に、日・ラトビア租税条約は平成二十九年一月十八日に、いずれも東京において署名され、日・オーストリア租税条約は、平成二十九年一月三十

日にウイーンにおいて署名されたものであり、それぞれ我が国と相手国との間で二重課税の除去並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、課税権の調整を行うとともに、両国における配当、利子等に対する源泉地国課税の限度税率等を

日・バハマ租税情報交換協定改正議定書は、平成二十九年一月九日にナッソーにおいて署名されたもので、現行の協定を部分的に改正し、租税に関する情報の自動的な交換に関する規定を新たに設けるものであります。

○議長(浮島理森君)　日程第九、外国為替及び外國貿易法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

外國為替及び外國貿易法の一部を改正する法律
案及び同報告書

（アーティスト用語）アーティスト用語

○浮島智子君　ただいま議題となりました法律案
〔浮島智子君登壇〕

御異議ありませんが
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

日程第十 平成三十一年六月一日から同月十 日までの間に任期が満了することとなる地 方公共団体の議会の議員及び長の任期満了

その主な内容は、第一に、許可を受けない輸出等に対する罰金額を「一億二千五百二十万円」に、去る「昭和二十二年三月三十日付政令第一号」の規定によるものである。

理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

の上限を引き上げ
法人重科制度を創設すること

○議長(大島理森君)　日程第十、平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了するこ

第二に、対内直接投資について、審査つき事前届け出制の規制対象に、外国投資家が他の外国投

ととなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び

と
資家から非上場株式を取得する行為を追加する」

長の任期の特例に関する法律案を議題といたしました。

等であります。

委員長の趣旨弁明を許します。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長竹本直一

翌十四日世耕経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、十九日、質疑を行つた後、采決の結果、

君。

平成二十九年四月二十一日 衆議院会議録第二十一号

官 報 (号 外)

裁判所法の一部を改正する法律案
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に關する法律の一部を改正する法律案

(議案撤回申し出)

一、去る十九日、議員から、次の議案を撤回する旨の申し出があった。
平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に關する法律案(逢沢一郎君外九名提出、第百九十二回国会衆法第一三号)

(議案撤回)

一、昨二十日、次の議案は委員会において撤回を許可した。
平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に關する法律案(逢沢一郎君外九名提出、第百九十二回国会衆法第一三号)

(議案撤回通知)

一、昨二十日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨參議院に通知した。

(議案撤回通知)

一、昨二十日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨參議院に通知した。

(質問書提出)

一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
総理夫人の全国訪問時の隨行に關する質問主意書(初鹿明博君提出)
TPPのアメリカ抜きでの適用に關する質問主意書(緒方林太郎君提出)

琉球弧の島々への自衛隊配備に關する質問主意書(仲里利信君提出)

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北朝鮮軍のサリンを弾頭に付けた弾道ミサイルの迎撃に關する質問主意書(逢坂誠二君提出)

米国抜きのTPP発効に對する政府の認識に關する質問主意書(逢坂誠二君提出)

組織的犯罪集團とその構成員に關する質問主意書(上西小百合君提出)

一、昨二十日、議員から提出した質問主意書は次のこととおりである。

パークリングパーキット制度に關する質問主意書(初鹿明博君提出)

沖縄県議会の要請に對する沖縄担当特命全権大使の発言と対応等に關する再質問主意書(仲里利信君提出)

文部科学省先輩証に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

テロ等準備罪の対象犯罪の絞り込みに關する質問主意書(逢坂誠二君提出)

いわゆる「先輩証」など入構証の發行及び元職員の省庁への入構に關する取り扱いに關する質問主意書(大西健介君提出)

衆議院議員宮崎岳志君提出安倍昭恵内閣總理大臣夫人が動物愛護団体のメンバーとともに福島県の被災地を訪問したか否か、及び總理夫人付職員が同行したか否かに關する質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志君提出安倍昭恵内閣總理大臣夫人及び夫人付職員による省庁等への働きかけ、問い合わせ等の有無に關する質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志君提出安倍昭恵内閣總理大臣夫人付職員による省庁等への働きかけ、問い合わせ等の有無に關する質問に対する答弁書

質問 第二十一号
平成二十九年四月七日提出

テロ等準備罪に關する質問主意書
提出者 上西小百合

一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員上西小百合君提出テロ等準備罪に關する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出テロ等準備罪における準備行為の解釈に關する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍昭恵内閣總理大臣夫人に発給された外交旅券に關する再質問に關する答弁書
衆議院議員階猛君提出共謀罪の「準備行為」に關する質問に対する答弁書

衆議院議員階猛君提出共謀罪に關する質問に対する答弁書
から離脱に關する質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出トランプ政権のシリアへの軍事行動への安倍総理の支持表明に關する質問に対する答弁書

アへの軍事行動への安倍総理の支持表明に關する質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出テロ等準備罪の対象犯罪における予備罪および準備罪に關する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出教育勅語を道德科の授業で扱うことに関する質問に対する答弁書
衆議院議員宮崎岳志君提出安倍昭恵内閣總理大臣夫人の公務遂行補助活動と私的活動のための衆議院議員長妻昭君提出教育勅語を道德科の授業で扱うことに関する質問に対する答弁書

組織的犯罪集團に特定し、国民の理解を得ようとしています。

しかし、国民はいつか、それが拡大解釈され、一般国民も対象になつてくることを恐れております。ならば、国民を安心させるために、一層のこと、改正案の第六条の二の「テロリズム集団その他の組織的犯罪集團」の後に、「ただし個人の一般国民は除く。」とかの「ただし書き」を加えられたらどうですか。政府の見解をお聞きします。

二、刑法においては、殺人や放火等の重大犯罪に対する罰則を定めた者を罰する規定があります。今回の法案のなかの「準備行為」とはどこが違つのですか。

二、刑法においては、殺人や放火等の重大犯罪に対する罰則を定めた者を罰する規定があります。今回の法案のなかの「準備行為」とはどこが違つのですか。

三、通信傍受に關しては、テロ防止目的とした通信用傍受が認められている例が欧米にあります。それが、二月二日の衆議院予算委員会での答弁の中でも紹介されています。監視による捜査について、金田法務大臣は、二月二日の衆議院予算委員会での答弁の中でも、「捜査のため通信傍受を用いることは考えていない」と言ひながら、「今後、各種の犯罪に關する捜査の実情等を踏まえながら、導入の必要性とかいろいろな観点から検討すべき課題で、その時点の課題であろう」と、あえて否定はしませんでした。

これは、新たな対策の導入もありうるということが、何よりも重要です。そこで質問いたします。このではないでしょうか。政府の見解をお聞きします。

四、警察白書によりますと、刑法犯罪の認知件数は、二〇〇二年の二百八十五万件から減り続け、昨年は九十九万件にまで減少してきました。

このように犯罪件数が減少する中で、安倍総理は、犯罪者対象を「テロリズム集団その他の組合」に定めています。

理のいう、東京五輪開催のためとも聞こえる「テロ等準備罪」を新設する必要は本当にあるのでしょうか。新たな警察の負担になるだけではないでしょうか。政府の見解をお聞きします。

右質問する。

内閣衆質一九三第二二一号
平成二十九年四月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員上西小百合君提出テロ等準備罪に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員上西小百合君提出テロ等準備罪に関する質問に対する答弁書

について

今国会に提出している組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案による改正後の組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)以下「改正後組織的犯罪処罰法」という)第六条の二第一項において、「組織的犯罪集團」について、「団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう」と定義している。

その上で、同条の規定においては、同項各号に掲げる罪に当たる行為で、「テロリズム集団その他の組織的犯罪集團」の「団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの」又は「テロリズム集団その他の組織的犯罪集團に不正権益を得させ、又はテロリズム集団その他の組織的犯罪集團の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるもの」を遂行することについて二人以上で計画する行為及び実行準備行為を構成要件とするものである。

また、同条の罪についても、他の罪についてと同様、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定に従い、必要かつ適正な捜査が行われることとなるものと考えている。

三について

御指摘の「新たな対策の導入」の意味することろが明らかでないが、改正後組織的犯罪処罰法第六条の二の罪について、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第百三十七号)別表第一又は別表第二に掲げる罪に追加することとは予定していない。

四について

テロを含む組織犯罪に対処するための万全の態勢を整えることは、国民の安全・安心を確保する上で重要な課題であり、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を締結し、国際社の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯

罪を実行するための準備行為(以下「実行準備行為」という)が行われた場合を处罚の対象としており、これにより、「テロリズム集団その他の組織的犯罪集團」と関わりのない方が同条の規定による处罚の対象とならないことは既に明確であると考えている。

二について

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかでないが、現行法上の予備罪は、予備行為を構成要件とするものであるのに對し、改正後組織的犯罪処罰法第六条の二の罪は、同条第一項各号に掲げる罪に当たる行為で、「テロリズム集団その他の組織的犯罪集團」の「団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの」又は「テロリズム集団その他の組織的犯罪集團に不正権益を得させ、又はテロリズム集団その他の組織的犯罪集團の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるもの」を遂行することについて二人以上で計画する行為及び実行準備行為を構成要件とするものである。

三について

テロ等準備罪における準備行為の解釈に関する質問主意書

平成二十九年四月七日提出

質問第一一一二号

テロ等準備罪における準備行為の解釈に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

金田法務大臣は、三月八日の衆議院法務委員会で、「テロ等準備罪は、重大な犯罪の合意が危険性や違法性を有すること前提に、それと一体となって十分な危険性や違法性があるって十分な危険性や違法性がある実行準備行為が行われたときに处罚可能とするもの、このようになってから実行準備行為を構成要件とするものである」と答弁している。

組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(本法)といふ)第二条で「この法律において「団体」とは、共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織により反復して行われるもの」と定義され、三月二十一日に閣議決定された本法改正案の第六条の二では、「テロリズム集団その他の組織的犯罪集團の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの」遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為を行つた場合、当該構成員を除く $n-1$ 人の構成員すべては、何ら準備行為を行つていなくても本法改正案に基づいて处罚されるという理解でよいか。

三について

二について

一について

二について

三について

四について

五について

六について

七について

八について

九について

十について

十一について

十二について

十三について

十四について

十五について

十六について

十七について

十八について

十九について

二十について

二十一について

二十二について

二十三について

二十四について

二十五について

二十六について

二十七について

二十八について

二十九について

三十について

三十一について

三十二について

三十三について

三十四について

三十五について

三十六について

三十七について

三十八について

三十九について

四十について

四十一について

四十二について

四十三について

四十四について

四十五について

四十六について

四十七について

四十八について

四十九について

五十について

五十一について

五十二について

五十三について

五十四について

五十五について

五十六について

五十七について

五十八について

五十九について

六十について

六十一について

六十二について

六十三について

六十四について

六十五について

六十六について

六十七について

六十八について

六十九について

七十について

七十一について

七十二について

七十三について

七十四について

七十五について

七十六について

七十七について

七十八について

七十九について

八十について

八十一について

八十二について

八十三について

八十四について

八十五について

八十六について

八十七について

八十八について

八十九について

九十について

九十一について

九十二について

九十三について

九十四について

九十五について

九十六について

九十七について

九十八について

九十九について

一百について

一百一について

一百二について

一百三について

一百四について

一百五について

一百六について

一百七について

一百八について

一百九について

一百十について

一百一十一について

一百一十二について

一百一十三について

一百一十四について

一百一十五について

一百一十六について

一百一十七について

一百一十八について

一百一十九について

一百二十について

一百二十一について

一百二十二について

一百二十三について

一百二十四について

一百二十五について

一百二十六について

一百二十七について

一百二十八について

一百二十九について

一百三十について

一百三十一について

一百三十二について

一百三十三について

一百三十四について

一百三十五について

一百三十六について

一百三十七について

一百三十八について

一百三十九について

一百四十について

一百四十一について

一百四十二について

一百四十三について

一百四十四について

一百四十五について

一百四十六について

一百四十七について

一百四十八について

一百四十九について

一百五十について

一百五十一について

一百五十二について

一百五十三について

一百五十四について

一百五十五について

一百五十六について

一百五十七について

一百五十八について

一百五十九について

一百六十について

一百六十一について

一百六十二について

一百六十三について

一百六十四について

一百六十五について

一百六十六について

一百六十七について

一百六十八について

一百六十九について

一百七十について

一百七十一について

一百七十二について

一百七十三について

一百七十四について

一百七十五について

一百七十六について

一百七十七について

一百七十八について

一百七十九について

一百八十について

一百八十一について

一百八十二について

一百八十三について

一百八十四について

一百八十五について

一百八十六について

一百八十七について

一百八十八について

一百八十九について

一百九十について

一百九十一について

一百九十二について

一百九十三について

一百九十四について

一百九十五について

一百九十六について

一百九十七について

一百九十八について

一百九十九について

一百二十关于

一百二十一關於

一百二十二關於

一百二十三關於

一百二十四關於

一百二十五關於

一百二十六關於

一百二十七關於

一百二十八關於

一百二十九關於

一百三十關於

一百三十一關於

一百三十二關於

一百三十三關於

一百三十四關於

一百三十五關於

一百三十六關於

一百三十七關於

一百三十八關於

一百三十九關於

一百四十關於

一百四十一關於

一百四十二關於

一百四十三關於

一百四十四關於

一百四十五關於

一百四十六關於

一百四十七關於

一百四十八關於

</

- 1 「共謀罪」の成立要件が満たされた場合であつても、判例等で認められている共謀共同正犯からの離脱に準じた考え方により、「共謀罪」の成立が否定される余地はあるか。
- 2 「共謀罪」の成立要件が満たされた後、犯罪の計画を取り消した場合、中止未遂の規定を適用なしし準用し、刑を減免する余地はあるか。

二 「共謀罪」に該当する犯罪の計画に参加後、準備行為が行われる前に計画から離脱する旨を他の計画に参加した者に対する意思表示した者については、その後、他の計画に参加した者につき「共謀罪」の成立要件が満たされた場合であつても、「共謀罪」は成立しないと解してよいか。

三 前問において「共謀罪」がなお成立するとした場合、計画からの離脱が認められて「共謀罪」が成立となるのは、一般的にどのような事案か。

右質問する。

内閣衆質一九三第二六号

平成二十九年四月十八日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員階猛君提出共謀罪における共謀関係からの離脱に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員階猛君提出共謀罪における共謀関係からの離脱に関する質問に対する答弁書

一の1について
今国会に提出している組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案による改正後の組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十

一年法律第百三十六号。以下「改正後組織的犯罪処罰法」という)第六条の二第一項に規定する「二人以上で計画」する行為は、同項の罪の実行行為そのものであり、「その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われた」ことにより、「二人以上で計画した者」について同項の罪が成立することとなつた後は、当該計画された犯罪との関係ではその実行前の共謀関係からの離脱ということがあり得るとしても、同項については御指摘の「共謀共同正犯からの離脱に準じた考え方」を適用することはできないものと考えている。

改定後組織的犯罪処罰法第六条の二第一項の四十三条规定を「適用なしし準用」する余地はないものと考えられる。

二及び三について
お尋ねの「計画に参加後、準備行為が行われる前に計画から離脱する旨を他の計画に参加した者に対する意思表示した者」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、犯罪の成否については、収集された証拠に基づき個別に判断されるものであるため、お尋ねについて一般論と概にお答えすることは困難であるが、

しては、改定後組織的犯罪処罰法第六条の二に規定する「計画をした犯罪を実行するための準備行為」が行われ、他の者について同項の罪が成立する場合においても、その時点において、既にその計画から離脱して「二人以上で計画した者」には当たらないと認められる者について

の1について
行動を行つたことに関して、政府はその軍事行動がどのような法的根拠に基づいていると考えているのか。アメリカ合衆国憲法第二章第二条第一項でいう「大統領は、合衆国の陸軍および海軍ならびに現に合衆国の軍務に就くため召集された各州の民兵団の最高司令官である」との規定に基づくアメリカの自衛権の行使であると

考へているのか。

平成二十九年四月十日提出
質問 第二一七号
トランプ政権のシリアへの軍事行動への安倍総理の支持表明に関する質問主意書

提出者 逢坂誠二
トランプ政権のシリアへの軍事行動への安倍総理の支持表明に関する質問主意書

平成二十九年四月九日 提出
質問 第二一七号
トランプ政権のシリアへの軍事行動への安倍総理の支持表明に関する質問主意書

三 ロシアのサフロンコフ国連次席大使は、アメリカ軍の軍事行動は明らかな国際法の違反であり、侵略行為だとの見解を示しているが、かかる軍事行動はアメリカの自衛権の行使ではないのではないか。

四 アメリカ軍によるシリアのアサド政権への軍事行動の国際法上の妥当性とアメリカの自衛権の行使であるという、二つの法的妥当性を評価した上で、「我が国は化学兵器の拡散と使用を抑止するため責任を果たそうとするアメリカの決意を支持すると表明し、同盟国と世界の平和と安全に対するトランプ大統領の強いコミットメントを高く評価する」との安倍総理の見解が示されている。

五 四に關連して、アメリカ軍の軍事行動について、政府が明確な法的評価を与えていないとすれば、「アメリカの決意を支持する」との安倍総理の見解は合理性を欠く不適切なものではないか。

六 トランプ大統領は軍事行動に踏み切った理由について、「女性や子どもを含む、無実のシリアルアのアサド政権に対し、軍事行動を行つたことについて、「わが国は化学兵器の拡散と使用を抑止するため責任を果たそうとするアメリカの決意を支持する」、「同盟国と世界の平和と安全に対するトランプ大統領の強いコミットメントを高く評価する。引き続き、緊密に連携していきたい」と述べたことが報じられているが、事実か。

七 トランプ大統領は軍事行動に踏み切った理由について、「女性や子どもを含む、無実のシリアルアのアサド政権に対し、軍事行動を行つたものだと説明したと承知しているが、急迫不正の侵害がアメリカの女性や子どもにまで及ぶとは考えられず、トランプ大統領の軍事行動は、トランプ政権内でもバノン上級顧問らには異論があったとされる。「女性や子どもを含む、無実のシリアルア市民が多く損害を受けたこと」は人道上許されないことだが、国連安全保障理事会での議論やわが国における国民的な議論を経ず、拙速に「アメリカの決意を支持する」と表明するに至った理由は何か。国民に分かりやすい言葉で政府の見解を示されたい。

八 国連安全保障理事会が四月七日に開いた緊急会合では、ロシアのサフロンコフ次席大使は、

アメリカ軍によるシリア攻撃は「明らかな国際法の違反であり、侵略行為だ」と強く非難している。このような国際社会の反応を見極めず

に、拙速に「アメリカの決意を支持する」と表明することは、わが国の国益を損なうのではない。

八 国連憲章第五十一条は、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当つて加盟国がとつた措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない」と規定しているが、

アメリカ軍によるシリア攻撃という措置が国連安全保障理事会に直ちに報告された事実を政府は確認し、把握していたのか。

九 アメリカ軍によるシリア攻撃という措置が国連安全保障理事会に報告されていないとすれば、アメリカ軍による措置は国連憲章上でいう自衛権行使ではなく、国連憲章違反の疑いがある。国連憲章第一条はかかる行為を禁止しているが、そのような国連憲章違反の有無を確認した上で、安倍総理は「アメリカの決意を支持する」と表明したという理解で良いか。

十 アメリカ軍によるシリア攻撃という措置が国連安全保障理事会に報告されておらず、アメリカ軍による措置は国連憲章上でいう自衛権行使ではなく、国連憲章違反の疑いが否定できない状況下で、安倍総理は「アメリカの決意を支持する」と表明したとすれば、安倍総理の見解は合理性を欠く不適切なものではないか。

十一 ロシアとシリアは緊密な友好関係にあり、ロシア政府の反応を十分見極めずに、拙速に「アメリカの決意を支持する」と表明すること、で、わが国とロシアとの北方領土交渉への不安定材料が加わることになり、かかる交渉が停滞する懸念はないのか。政府の見解を示された右質問する。

内閣衆質一九三第二一七号

平成二十九年四月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出トランプ政権のシリ

アへの軍事行動への安倍総理の支持表明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠一君提出トランプ政権のシリ

アへの軍事行動への安倍総理の支持表明に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の具体的な報道は必ずしも明らかでないが、安倍内閣総理大臣は、平成二十九年四月九日（日本時間）に行われた日米首脳電話会談において、シリアに関して、我が国は、化学兵器の拡散と使用を抑止するために責任を果たそうとする米国の決意を支持する。同盟国と世界の平和と安全に対するトランプ大統領の強いコミットメントを高く評価する、引き続き緊密に連携していきたい旨述べたところである。

二から五まで、九及び十について

米国は、平成二十九年四月七日（日本時間）にシリアに対して行つた軍事行動（以下「今回の行動」という。）は、シリア軍のこれ以上の化学兵器による攻撃能力を低下させ、アサド政権に対する影響を与えることは考へていらない。

十一について

政府としては、御指摘の我が国の対応が、我が国とロシア連邦との間の平和条約の締結に関する交渉に影響を与えるとは考へていない。

八について

今回の行動について、現時点では、米国により、国際連合憲章（昭和三十一年条約第二十六号）第五十一条の規定に基づく国際連合安全保障理事会に対する報告がなされたとは承知していない。

九について

内閣衆質一九三第二一八号

平成二十九年四月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出テロ等準備罪の対象犯罪における予備罪および準備罪に関する質問に対する答弁書

四について

内閣衆質一九三第二一八号

平成二十九年四月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出テロ等準備罪の対象犯罪における予備罪および準備罪の対象犯罪における予備罪および準備罪に対する質問に対する答弁書

五について

内閣衆質一九三第二一八号

平成二十九年四月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出テロ等準備罪の対象犯罪における予備罪および準備罪に対する質問に対する答弁書

六について

内閣衆質一九三第二一八号

平成二十九年四月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出テロ等準備罪の対象犯罪における予備罪および準備罪に対する質問に対する答弁書

七について

内閣衆質一九三第二一八号

平成二十九年四月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出テロ等準備罪の対象犯罪における予備罪および準備罪に対する質問に対する答弁書

および予備罪の両方のあるものの数とともに、その罪の名称を示されたい。

二 答弁書でいう二百七十七の罪のうち、未遂罪の措置として理解していると表明しており、その措置として理解していると表明しており、その罪の名称を示されたい。

三 答弁書でいう二百七十七の罪のうち、未遂罪はあるが、予備罪がないものの数とともに、その罪の名称を示されたい。

四 一から三を踏まえ、テロ等準備罪を新設する必要性について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

一 答弁書でいう二百七十七の罪のうち、未遂罪はあるが、予備罪がないものの数とともに、その罪の名称を示されたい。

二 答弁書でいう二百七十七の罪のうち、未遂罪の措置として理解していると表明しており、その措置として理解していると表明しており、その罪の名称を示されたい。

三 答弁書でいう二百七十七の罪のうち、未遂罪はあるが、予備罪がないものの数とともに、その罪の名称を示されたい。

四 一から三を踏まえ、テロ等準備罪を新設する必要性について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

一 答弁書でいう二百七十七の罪のうち、未遂罪はあるが、予備罪がないものの数とともに、その罪の名称を示されたい。

二 答弁書でいう二百七十七の罪のうち、未遂罪の措置として理解していると表明しており、その措置として理解していると表明しており、その罪の名称を示されたい。

三 答弁書でいう二百七十七の罪のうち、未遂罪はあるが、予備罪がないものの数とともに、その罪の名称を示されたい。

四 一から三を踏まえ、テロ等準備罪を新設する必要性について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

一 答弁書でいう二百七十七の罪のうち、未遂罪はあるが、予備罪がないものの数とともに、その罪の名称を示されたい。

二 答弁書でいう二百七十七の罪のうち、未遂罪の措置として理解していると表明しており、その措置として理解していると表明しており、その罪の名称を示されたい。

三 答弁書でいう二百七十七の罪のうち、未遂罪はあるが、予備罪がないものの数とともに、その罪の名称を示されたい。

四 一から三を踏まえ、テロ等準備罪を新設する必要性について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

一 答弁書でいう二百七十七の罪のうち、未遂罪はあるが、予備罪がないものの数とともに、その罪の名称を示されたい。

二 答弁書でいう二百七十七の罪のうち、未遂罪の措置として理解していると表明しており、その措置として理解していると表明しており、その罪の名称を示されたい。

三 答弁書でいう二百七十七の罪のうち、未遂罪はあるが、予備罪がないものの数とともに、その罪の名称を示されたい。

四 一から三を踏まえ、テロ等準備罪を新設する必要性について、政府の見解を示されたい。

に掲げる罪に係る同条（組織的な殺人の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百三十六条（強盗）の罪等があり、「未遂罪および予備罪の両方がないもの」としては、例えば、組織的犯罪处罚法第三条第一項第八号に掲げる罪に係る同条（組織的な逮捕及び監禁）の罪、同項第十五号に掲げる罪に係る同条（組織的な建造物等損壊の罪、刑法第二百四十六条前段（水道毒物等混入）の罪等があり、「未遂罪はあるが、予備罪がないもの」としては、例えば、同法第九十八条（加重逃走）の罪、同法第二百二十四条（未成年者略取及び撃拐）の罪、人質による強要行為等の处罚に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）第一条第二項（人質による強要）の罪等がある。

実は、明かに基本的的人権を損い、且つ国際信義に對して疑点を残すもとなる」として、一九四八年に衆議院において排除の決議がなされた。
安倍内閣は、教育勅語について、根本理念が主權在君並びに神話的國体觀に基づいているとお考へた。また、その事實は明らかに基本的的人権を損ない、且つ国際信義に對して疑点を残す、とお考へた。お尋ねする。
本年四月四日午後の会見で、菅官房長官は、記者の「教育勅語を道徳の教材として用いる、そういうケースは想定されないか」との質問に、「教育勅語を我が國の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切である。一方で、憲法の其本理念である基本的的人権の尊重や国民主権、教育基本法に反しないような適切な配慮のもと、取り扱うことまであるのでない」と答

安倍内閣の閣僚からは、教育勅語には「夫婦相和シ」との正しい価値観もある、との趣旨の発言がある。しかし、一八九一年出版の教育勅語の事実上の公式教科書（解説書）である勅語衍義（えんぎ）には、「夫婦相和シ」について「妻ハ元ト智識才量多クハ夫ニ及バザルモノナレバ、夫ガ無理非道ヲ言ハザル限りハ、成ルベク之レニ服従シテ」とあり、男尊女卑の発想の上で「夫婦相和シ」である。内閣は、教育勅語における、このような意味での「夫婦相和シ」は現代でも正しい価値であるとお考えか。内閣の見解を問う。

右質問する。

誤りを徹底的に払拭し、真理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおこそかに宣明した。その結果として、教育勅語は・・既に廃止せられその効力を失つてゐる」と決議されたりと承知しているところ、政府としては、森戸文部大臣(当時)が、同日の衆議院本会議等において、「敗戦後の日本は、国民教育の指導理念として民主主義と平和主義とを高く掲げましたが、同時に、これと矛盾せる教育勅語・・・に対しましては、教育上の指導原理たる性格を否定してきたのであります。このことは、新憲法の制定に基づく教育基本法並びに学校教育法の制定によって、法制上明確にされました」と答弁しているとおりであると考えている。

その上で、お尋ねの「道徳科の授業の中で、教養勅語を一つは認されるべき価値として教える

——から三を踏まえの意味するところが必要です
しも明らかでないが、国際的な組織犯罪の防止
に関する国際連合条約を締結し、国際社会と協
調して一層効果的にテロを含む組織犯罪を防止
し及びこれと戦うためには、同条約第五条1(a)
(i)に規定する行為を犯罪とする法整備として、
今国会に提出している組織的な犯罪の处罚及び
犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正
する法律案による改正後の組織的犯罪处罚法第
六条の一の罪を設けることが必要であると考え
ている。

平成二十九年四月十日提出

質問 第二一九号

教育勅語を道德科の授業で扱うことに関する
質問主意書

提出者 長妻 昭

教育勅語を道德科の授業で扱うことに関する
質問主意書

一八九〇年に発布された教育勅語は、「根本理
念が主権在君並びに神話的国体觀に基いている事
る質問主意書

え、教育勅語の道徳の教材としての使用を一定の前提の下に是認した。

また、本年四月七日の衆議院内閣委員会で、善家文部科学副大臣は、幼稚園など教育現場で子どもたちに教育勅語を朗読させることについて「教育基本法に反しない限りは問題のない行為である」と答弁している。

現在、歴史の教科書には、教育勅語全文が掲載されているものもあり、歴史の教訓として教育勅語を教材として使用することは問題ないと考えられる。しかし、衆参両院で排除・失効決議がなされている教育勅語を道徳教育で使つたり、教育の現場で子どもたちに朗読させたりすることを政府が是認することには問題があると考える。内閣の見解をお尋ねする。

また、来年四月からは小学校で、再来年四月からは中学校で始まる道徳科の授業で、教育勅語を教材として使うこととも是認するのか、内閣の見解を問う。

また、道徳科の授業の中で、教育勅語を一つの是認されるべき価値として教えることは内閣とて否定するものではないのか、お尋ねする。

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員長妻昭君提出教育勅語を道徳科の授業で扱うことに関する質問に対する答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出教育勅語を道徳科の授業で扱うことに関する質問に対する答弁書

教育に関する勅語については、御指摘の昭和二十三年六月十九日の衆議院本会議の「教育勅語等排除に関する決議」において、お尋ねにあるとおり「教育勅語(中略)」の根本理念が主権在君並びに神話的国体觀に基いてゐる事実は、明かに基本的人権を損い、且つ國際信義に対して疑点を残すもととなる」とされた上で、「よつて憲法第九十八條の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する」と決議され、また、御指摘の同日の参議院本会議の「教育勅語等の失効確認に関する決議」において、「われらは、さきに日本国憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが國家及びわが民族を中心とする教育の

こと」の意味するところが必ずしも明らかでないが、政府としては、特別の教科である道徳等の教科等の授業を含む教育の場において、憲法や教育基本法(平成十八年法律第二百二十号)等に反する形で教育に関する勅語を用いることは許されないと考へてゐるところであるが、教育に関する勅語を教育において用いることが憲法や教育基本法等に違反するか否かについては、まずは、学校の設置者や所轄庁において、教育を受ける者の心身の発達等の個別具体的な状況に即して、国民主権等の憲法の基本理念や教育基本法の定める教育の目的等に反しないような適切な配慮がなされてゐるか等の様々な事情を総合的に考慮して判断されるべきものである。また、教育において、憲法や教育基本法等に反する形で教育に関する勅語が用いられた場合は、まずは、学校の設置者や所轄庁において適切に対応すべきである。

「このような意味での「夫婦相和シ」は現代でも正しい価値であるとお考えか」とのお尋ねについては、その趣旨が必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難であるが、男女の平等の理念

平成二十九年四月二十一日 衆議院会議録第二十一号 議長の報告

消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、消費者の被害の発生又は拡大を防止するとともにその被害を回復するため、独立行政法人国民生活センターの業務として消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律における特定適格消費者団体のする仮差押えに係る担保を立てる業務を追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、消費者の被害の発生又は拡大を防止するとともにその被害を回復するため、独立行政法人国民生活センター(以下「国民生活センター」という。)の業務として、消費者裁判手続特例法(以下「消費者裁判手続特例法」という。)における特定適格消費者団体(以下「国民生活センター」という。)が直接に損害を及ぼす行為等に対する不適切な行為等に対し差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人として内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体をいう。)の認定期間を三年から六年に延長すること。

2 消費者契約法の一部改正

適格消費者団体(不特定かつ多数の消費者の利益のために事業者の不当な行為等に対し差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人として内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体をいう。)の認定期間を三年から六年に延長すること。

3 消費者裁判手続特例法の一部改正

特定適格消費者団体(他の関係者は、国民生活センターが行うの業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこととする。)

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二十九年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、消費者の被害の発生又は拡大を防止するとともにその被害を回復するため、國民生活センターの業務として内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体をいう。以下同じ。)のする仮差押えに係る担保を立てる業務を追加する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 独立行政法人国民生活センター法の一部改正

国民生活センターの目的として、重要な消費者紛争(消費者等と事業者との間に生じた民事上の紛争のうち、その解決が全国的に重要であるものとして内閣府令で定めるもの)について、法による解決のための手

続の利用を容易にすることを追加すること。

(二) 国民生活センターの業務として、特定適格消費者団体が行う消費者裁判手続特例法

第五十六条第一項の申立てに係る仮差押命令の担保を立てる業務を追加すること。

(三) 国民生活センターは、(二)の業務の実施に必要な費用に充てるため、内閣総理大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができることとする。

平成二十九年四月十八日
消費者問題に関する特別委員長 原田 義昭

衆議院議長 大島 理森殿

[別紙]
独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

悪質な事業者から消費者の被害を回復するため、特定適格消費者団体から立担保の要請があつた場合に、独立行政法人国民生活センター(以下「国民生活センター」という。)が直ちに担保を立てられるよう、国民生活センター、特定適格消費者団体、地方公共団体等関係者間での連携を強化し、また、国民生活センターにおける立担保の審査・手続体制を整備すること。

特定適格消費者団体が国民生活センターによる立担保を利用する場合の要件については、同団体が個別の事案に応じて柔軟な対応を行うことができるよう、立担保可能な額に一律に上限を設けるなどの過度なものとしないこと。

裁判所に違法とされた仮差押命令により事業者が損害を被り担保が実行された場合に、国民生活センターが特定適格消費者団体に対して行う賠償については、公益のために特定適格消費者団体に仮差押命令の申立権限を付与した意義に鑑み、一定の要件を満たす場合には、返還の猶予又は免除を検討すること。

平成二十九年三月七日
内閣総理大臣 安倍 晋三

右
国会に提出する。

六 適格消費者団体及び特定適格消費者団体が差止請求や被害回復のための活動を迅速かつ適切に行うため、両団体に対する全国消費生活情報ネットワーク・システム(PICO-NET)に係る情報の開示の範囲やPICO-NET端末の配備について、個人情報保護に配慮しつつ、検討を行うこと。

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律案

平成二十九年三月七日
内閣総理大臣 安倍 晋三

右
内閣総理大臣 安倍 晋三

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律

(地方公共団体情報システム機構法等の一部改正)
第一条 地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十七条」に、「第二十七条」第三十三条を「第二十八条」第三十一条に、「第三十四条」第三十六条を「第三十五条」第三十七条に、「第三十七条」第三十九条を「第三十八条」第四十条に改める。

第五条第一項第十一号中「第三十二条」を「第三十三条」に改める。
第九条第三項中「若しくはこの法律に基づく命令」を「他の法令に改める。
第十六条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 職務上の義務違反があるとき。

第二十三条第二項を次のように改める。
2 前項の業務方法書には、役員(監事を除く。)の職務の執行がこの法律、他の法令又は定款に適合することを確保するための体制その他の機会の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他総務省令で定める事項を記載しなければならない。

第三十九条を第四十条とする。
第三十八条第三号中「第二十八条第二項」を「第二十九条第二項」に、「第三十一条」を「第三十二条」に改め、同条第五号中「第二十八条第三項」を「第二十九条第三項」に改め、同条第六号中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第七号中「第三十条第三項」を「第三十一条第三項」に改め、同条第八号中「第二十五条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十七条中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十八条とす
る。

第六章中第三十六条を第三十七条とし、第三十五条を第三十六条とし、第三十四条を第三十
五条とする。

第五章中第三十三条规定を第三十四条とし、第二十七条规定から第三十二条规定までを一条ずつ繰り下げる。

第四章中第二十六条规定の次に次の二条を加え
(機構処理事務特定個人情報等保護委員会の設置)

第二十七条 機構に、機構処理事務特定個人情報等保護委員会を置く。

2 機構処理事務特定個人情報等保護委員会は、理事長の諮問に応じ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十一条の三第一項に規定する機構処理事務特定個人情報等の保護に関する事項を記載しなければならない。

事項を調査審議し、及びこれに關し必要と認められる意見を理事長に述べることができる。

3 機構処理事務特定個人情報等保護委員会の委員は、学識経験を有する者の中から、理事長が任命する。

4 前二項に定めるもののほか、機構処理事務特定個人情報等保護委員会の機構が定める事項に關する事項は、機構が定める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十
五年法律第二十七号)の一部を次のように改正す
る。

目次中「第七章 法人番号(第四十二条)第四
十五条」を「第六章の二 機構処理事務の実施
に関する措置(第四十一条の二)第四十一条の
四十五条」に改める。

第九条第五項中「第十四号」を「第十五号」に改
める。

第十九条中第十四号を第十五号とし、第十三
号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、
第十号の次に次の二号を加える。

十二 第四十一条の七第一項の規定により求
められた特定個人情報を総務大臣に提供す
るとき。

第二十七条第一項第五号中「措置をいう」の下
に「第四十一条の三において同じ」を加える。

第三十九条中「第十四条」を「第十五号」に改
める。

第六章の二 機構処理事務の実施に関する措置
(機構処理事務管理規程)

第二条 機構は、この法律の規定によ
り機構が処理する事務(以下「機構処理事務」)
について機構処理事務管理規程を定め、総務
大臣の認可を受けなければならない。これを
変更しようとするときも、同様とする。

第三条 総務大臣は、前項の規定により認可をした
機構処理事務管理規程が機構処理事務の適正
かつ確実な実施上不適当となつたと認めると
きは、機構に対し、これを変更すべきことを
命ずることができる。

(機構処理事務特定個人情報等の安全確保)
第四十一条の三 機構は、機構処理事務において取
り扱う特定個人情報その他の総務省令で定める
情報(以下この条において「機構処理事務
特定個人情報等」という)の電子計算機処
理等を行うに当たつては、機構処理事務特定
個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止そ
の他の機構処理事務特定個人情報等の適切な
管理のために必要な措置を講じなければなら
ない。

2 前項の規定は、機構から機構処理事務特定
個人情報等の電子計算機処理等の委託(二以上
上の段階にわたる委託を含む)を受けた者が
受託した業務を行う場合について準用する。
(帳簿の備付け)

第四十一条の四 機構は、総務省令で定めると
ころにより、機構処理事務に関する事項で総
務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、
保存しなければならない。

(報告書の公表)

第四十一条の五 機構は、毎年少なくとも一
回、機構処理事務の実施の状況について、総
務省令で定めるところにより、報告書を作成
し、これを公表しなければならない。

第三条 総務大臣は、機構処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認め
るときは、機構に対し、機構処理事務の実施に
關し監督上必要な命令をすることができる。
(監督命令)

第四十一条の六 総務大臣は、機構処理事務の
適正な実施を確保するため必要があると認め
るときは、機構の役員に、機構の事務所に
立ち入りさせ、機構処理事務の実施の状況に
し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件
を検査させることができる。

第五十八条の二 次の各号のいずれかに該当す
るときは、その違反行為をした機構の役員又
は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
(報告及び立入検査)

2 第三十八条第二項及び第三項の規定は、前
項の規定による立入検査について準用する。
第五十八条の次に次の二条を加える。
第三十九条の二 次の各号のいずれかに該當す
るときは、その違反行為をした機構の役員又
は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条の四の規定に違反して帳簿を
備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に
虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつ
たとき。

二 第四十一条の七第一項の規定による報告
若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽
の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出
し、又は同項の規定による質問に對して答
弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若し
くは同項の規定による検査を拒み、妨げ、
若しくは忌避したとき。

(住民基本台帳法の一部改正)

第三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八
十一号)の一部を次のように改正する。
第三十条の十五第四項中「事務」の下に「その

目次の改正規定	第四十二条 第四十五条	第三十九条 第四十二条
第九条第五項の改正規定	第四十一条の二 第四十一条の七	第三十八条の二 第三十八条の七
第十九条の改正規定	第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号	第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号とし、第十二号
第二十七条第一項第五号の改正規定	第二十七条第一項第五号	第二十八条第一項第五号
第二十八条の改正規定	第二十八条	第二十九条
第三十九条	第三十六条	第三十七条
第十四号	第十五号	第十六号
第十五号	第十六号	第十七号
第十九条第十三号	第十九条第十三号	第十九条第十三号
第六章の次に一章を加える改正規定	第四十一条の二	第四十二条
第六章の次に一章を加える改正規定	第四十二条の三	第四十三条
第六章の次に一章を加える改正規定	第三十八条の二	第三十九条
第六章の次に一章を加える改正規定	第三十八条の三	第三十九条
第六章の次に一章を加える改正規定	第三十八条の四	第三十九条
第六章の次に一章を加える改正規定	第四十二条の五	第四十三条
第六章の次に一章を加える改正規定	第四十二条の六	第四十三条
第六章の次に一章を加える改正規定	第四十二条の七	第四十三条
第六章の次に一章を加える改正規定	第三十八条第二項	第三十九条第二項
第六章の次に一章を加える改正規定	第五十五条の次	第五十六条
第六章の次に一章を加える改正規定	第五十八条の二	第五十九条
第六章の次に一章を加える改正規定	第四十二条の四	第五十条
第六章の次に一章を加える改正規定	第三十八条の四	第五十二条
第六章の次に一章を加える改正規定	第三十八条の七第一項	第五十三条

3 第一項の場合において、第二条のうち住民基本台帳法第三十条の十五第四項の改正規定中「第四十一条の二第一項」とあるのは、「第三十一条の二第一項」とする。
 4 前三項の場合において、前条の規定は、適用しない。

理由

個人番号制度の一層の円滑な運用を図るとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により地方公共団体情報システム機構が処理する事務の適正な実施を確保するため、同機構について、役員の任命、業務方法書、機構処理事務特定個人情報等保護委員会の設置等に係る規定の整備を行うとともに、当該事務について、機構処理事務管理規程、機構処理事務特定個人情報等の安全確保、総務大臣による監督命令、機構保存本人確認情報の利用等に係る規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の目的及び要旨
 本案は、個人番号制度の一層の円滑な運用を図るとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が処理する事務（以下「機構処理事務」という。）の適正な実施を確保するため、機構及び機構処理事務について、所要の規定の整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 地方公共団体情報システム機構法の一部改正

（一）機構の代表者会議による理事長に対する権限の付与等並びに報告要求及び立入検査に関する規定を設けること。

（二）機構の業務方法書の記載事項として、内閣府統制（役員の職務の執行が法令又は定款に違反したとき）を、「職務上の義務違反があるとき」に改めること。

（三）機構の業務方法書の記載事項として、内閣府統制（役員の職務の執行が法令又は定款に違反したとき）を、「職務上の義務違反があるとき」に改めること。

（四）機構に、機構処理事務特定個人情報等の保護に関する事項の調査審議等を行う機構処理事務特定個人情報等保護委員会を設置すること。

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正
 （一）機構に対し、機構処理事務特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずることを義務付けること。

（二）機構に対し、機構処理事務に関する帳簿の備付け等及び報告書の作成・公表を義務付けるとともに、機構処理事務の実施に関する監督命令並びに報告要求及び立入検査の規定を設けること。

（三）（二）の帳簿の備付け等並びに報告要求及び立入検査に関し、不履行等があつた場合における罰則の規定を設けること。

3 住民基本台帳法の一部改正
 機構保存本人確認情報を利用することができる機構処理事務の範囲を拡大すること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

個人番号制度の一層の円滑な運用を図ることとともに、機関処理事務の適正な実施を確保するため、機関及び機関処理事務について、所要の規定の整備を行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、民進党・無所属クラブ及び社会民主党・市民連合の共同提案に係る修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十九年四月十八日

総務委員長 竹内 譲

〔別紙〕

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項の実施に努めるべきである。

一 地方公共団体情報システム機構は、地方分権の理念に立ち、地方公共団体が共同して運営する組織として設立されたものであることに鑑み、総務大臣による監督権限の行使に当たっては、その目的を達成するため必要かつ合理的なものとするとともに、同機構の自主性及び自立性に十分配慮すること。

二 地方公共団体情報システム機構における情報の公開については、同機構が個人番号制度の基幹的な業務を担う法人として説明責任を全うする重要性に鑑み、その業務の遂行に関する情報の一層の公開が図られるよう、地方公共団体の

意見を踏まえつつ、速やかに適切な措置を講ずること。併せて、同機構を含めた地方共同法人の情報公開の在り方にについて、地方公共団体の意見を踏まえつつ、情報公開制度の整備のため、法制上の措置を含め検討を行い、必要な措置を講ずること。

三 地方公共団体情報システム機構が管理・運営する情報システムについては、外部からの不正アクセスや情報漏えい等を防止するため、セキュリティ対策に万全な措置が講じられるよう十分な支援を行うこと。

四 地方公共団体情報システム機構において、情報システムに関する高度な専門的知識を有する人材の確保及び育成が円滑かつ的確に図られるよう、同機構における自主的な取組を尊重しつつ、適切な支援措置を講ずること。その際、「天下り」とならないよう十分留意すること。

五 地方公共団体情報システム機構の運営に、地方公共団体の意向が適切に反映されるよう、地

第七条第三項中「この項において」を削る。
第十四条第一項中「次条第一項において」を「以下」に改める。
第十五条第二項第二号中「第十五条の三第三項」を「第十五条の三第六項」に改め、同条第三項中「その他の者」の下に「(第十五条の十一において「住民等」という。)」を加える。

第十五条の三第一項中「作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければ」を「作成しなければ」に改め、同条第二項中「作成し、又は自衛水防組織を置いた」を「作成したに、「当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項」及び「当該計画又は当該事項」を「これ」に改め、同条に次の五項を加える。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な指示をすれば、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができます。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

6 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

第十五条の五の次に次の七条を加える。

(浸水被害軽減地区の指定等)
第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域(河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。)を除く。)内で輪中堤防その他の帶状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができます。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしてようとするときは、あらかじめ、当該指定をすればならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、國土交通省令で定めるところに長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならぬ。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができます。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

6 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

（水防法の一部改正）
第一条 水防法(昭和二十四年法律第二百九十三号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五十四条」を「第五十五条」に改め
水防法等の一部を改正する法律

右
国会に提出する。

平成二十九年二月十日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 菅 義偉

（水防法の一部改正）
第一条 水防法(昭和二十四年法律第二百九十三号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五十四条」を「第五十五条」に改め
水防法等の一部を改正する法律

官 報 (号外)

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参考して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めることにより、浸水被害軽減地区的区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形狀を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定期日その他の国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対しても、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫災協議会」という)を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県知事

二 当該河川の存する市町村の長

三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者は、前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫災協議会について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者は、大規模氾濫災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十二条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するため必要な協議を行つたための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫災協議会」という)を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県知事

二 当該河川の存する市町村の長

三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者は、前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫災協議会について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者は、大規模氾濫災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫災協議会)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川(第十条第二項、第十二条第一項中「前項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。)並びに水防管理者から委任を受けた者を、「職員」との下に、「第十九条第二項及

雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行おうため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

2 第十九条中「属する者」の下に「並びに水防管理者から委任を受けた者」を加え、同条に次の一項を加える。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

2 第二十八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

第三十二条第三項中「第十九条中」を「第十九条第一項中」に改め、「及び消防機関に属する者」の下に「並びに水防管理者から委任を受けた者を、「職員」との下に、「第十九条第二項及

び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「國」とを加え、「同条第二項中「水防管理団体」とあるのは「國」とを削る。

第五十四条を第五十五条とし、第五十三条の次に次の二条を加える。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

(河川法の一部改正)

第二条 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十八条の十二」を「第五十八条の十三」に改める。

第十六条の三の次に次の二条を加える。

(国土交通大臣の施行する工事等)

第十六条の四 国土交通大臣は、都道府県知事又は指定都市の長(以下この条及び第六十五条の三第一項において「都道府県知事等」という)から要請があり、かつ、当該都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市(同条において「都道府県等」という)における河川の改良工事若しくは修繕(以下この項において「改良工事等」という)又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業(以下この項及び第六十条第一項において「災害復旧事業」という)に関する工事(以下この項及び第六十条第一項において「災害復旧事業」という)に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県知事等が管理の一部を行う指定区间内の一級河川若しくは管理する二級河川に係る政令で定める改良工事等又はこれらの河川に係る災害復旧事業に関する工事(いずれも高度の技術をするもの又は高度の機械力を使用して実施することが適當であると認

められるものに限る。次項及び第六十五条の三において「特定河川工事」という。)を当該都道府県知事等に代わつて自ら行うことが適當であると認められる場合においては、第九条第二項及び第五項並びに第十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行なうことができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定により特定河川工事を行う場合は、政令で定めるところにより、國が負担金等相当額(都道府県知事等が自ら當該特定河川工事を行うこととした場合に國が當該都道府県知事等が統括する都道府県等に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。)を、当該都道府県等が當該特定河川工事に要する費用の額から負担金等相当額を控除した額を負担する。

「第十六条の四第一項」を加える。

第二十六条第三項並びに第二十七条第四項及び第六項中「第五十八条の十二」を「第五十八条の十三」とする。

第二章の三中第五十八条の十二を第五十八条の十三とし、第五十八条の十一を第五十八条の十二とする。

第五十八条の十第一項及び第二項中「前条各号」を「第五十八条の九各号」に改め、同条を第五十八条の九十一とする。

第五十八条の九の次に次の二条を加える。

(河川協力団体の河川管理者による援助への協力)

第五十八条の十 河川協力団体は、水防法第十五条の十二第二項の規定により河川管理者から協力を要請されたときは、当該要請に応じ、同条第一項に規定する必要な情報提供、助言その他の援助に関し協力するものとする。

第二条 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける工事の規定の適用を受ける」を削る。

第六十条第一項中「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける」を加える。

(国土交通大臣の施行する特定河川工事に要する費用)

第六十五条の三 第十六条の四第一項の規定により特定河川工事を行う場合においては、まず全額国費をもつてこれを行つた後、都道府県等は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により都道府県等が負担すべき費用について、國庫に納付しなければならない。この場合において、第三項又は第四項の規定により利益を受ける都道府県が負担すべき費用があるときは、当該利益を受けた都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県等に対してその費用を支出しなければならない。

6 國土交通大臣が第十六条の四第一項の規定により特定河川工事を行う場合には、

まず全額国費をもつてこれを行つた後、都道府県等は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により都道府県等が負担すべき費用について、國庫に納付しなければならない。

第六十条第一項中「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける」を加える。

第六十五条の二の次に次の二条を加える。

5 第六十三条第四項の規定は、前二項の場合

について準用する。

6 國土交通大臣が第十六条の四第一項の規定により特定河川工事を行う場合には、

まず全額国費をもつてこれを行つた後、都道府県等は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により都道府県等が負担すべき費用について、國庫に納付しなければならない。

以下同じ。」を加え、「当該施設及び「これらの施設」を「当該要配慮者利用施設」に改め、同条第二項中「同号に規定する施設」を「要配慮者利用施設」に改め、第三章中同条の次に次の二条を加える。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成することができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管

理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

(独立行政法人水資源機構法の一部改正)
第四条 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第三十条の三」に改め
第十二条第一項第二号ハ中「規定する水資源開発水系」の下に「(以下この号及び第十九条の二第一項において「水資源開発水系」という。)」を加え、同項第四号中「前各号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第十九条の二第一項に規定する特定河川工事を行うこと。
第十九条の三に次の四条を加える。

(特定河川工事の代行)

第十九条の二 機構は、都道府県知事又は指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の長(以下「都道府県知事等」という。)から要請があり、かつ、当該都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市における河川管理施設の改築若しくは修繕等を行う工事(以下この項において「特定改築等」という。)又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業(以下この項において「特定災害復旧工事」という。)の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県知事等が管理する河川管理施設に係る政令で定める特定改築

等工事又は当該河川管理施設に係る特定災害復旧工事(いずれも水資源開発水系に係るものであつて、その実施が当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものであり、かつ、高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。以下「特定河川工事」という。)を当該都道府県知事等に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、河川法第九条第二項及び第五項並びに第十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これを行なうことができるものとする。

2 機構は、前項の規定により特定河川工事を行う場合には、政令で定めるところにより、都道府県知事等に代わつてその権限の一部を行なうものとする。

3 機構は、第一項の規定により特定河川工事を行おうとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 機構は、第一項の規定による特定河川工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 機構は、第一項の規定による特定河川工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第十九条の三 都道府県知事等は、前条の規定により機構が特定河川工事を行う河川について河川法第五条第六項の指定の変更又は廃止を行おうとする場合には、あらかじめ、機構の意見を聽かなければならぬ。(特定河川工事の廃止等)

2 第十九条の二第四項の規定は、機構が特定河川工事を廃止した場合について準用する。

(河川管理施設及びその敷地である土地の権利の帰属)

第十九条の二第四項の規定により完了の公示のあつた特定河川工事に係る河川管理施設及びその敷地である土地について機構が取得した権利は、その公示の日の翌日において國に帰属するものとする。

第十二条第五項中「昭和二十六年法律第九十七条」を削る。

第三章第三節中第三十条の次に次の見出し及び二条を加える。

(費用の負担又は補助)

第十三条の二 機構が第十九条の二第一項の規定により特定河川工事を行う場合には、その実施に要する費用の負担及びその費用に関する国の補助については、都道府県知事等が自ら当該特定河川工事を行うものとみなす。

2 前項の規定により国が当該都道府県知事等の統括する都道府県又は指定都市に対し交付すべき負担金又は補助金は、機構に交付するものとする。

3 前項の場合には、政令で定めるところにより、機構は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の規定の適用については同法第二条第三項に規定する補助事業者等と、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用についても同様に規定する。(機構の意見の聴取)

4 第一条の二 第二項の規定により都道府県又は指定都市は、同項の費用の額から第二項の負担金又は補助金の額を控除した額を機構に支払わなければならない。

5 第一条の二 第二項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他同項の費用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三条の三 機構が第十九条の四第一項の規定により特定河川工事を廃止したときは、当

平成二十九年四月二十一日 衆議院会議録第二十一号

避水の防法等の一部を改正する法律案及び同報告書の防止のための日本国とスロベニア共和国との

租税

二四

該特定河川工事に要した費用の負担について
は、機構が都道府県知事等と協議して定める
ものとする。
第三十一条第二項中「第四号」を「第五号」に改
める。

第三十七條第二項第四号中「事項」の下に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、同項に次の二号を加える。

つひては、国土交通大臣
第四十五条中「(昭和二十二年法律第六十七
号)」を削る。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の範
則の適用については、なお従前の例による。

(検討) 第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果

（地方自治法の一部改正）

別表第一 河川法(昭和三十九年法律第百六十)

七号)の項第一号イ中「第十六条の三第一項」の下に「第十六条の四第一項」を加え、「第五十八条の十から第五十八条の十二まで」を「第五十八条の十一から第五十八条の十三まで」に改

号め、同号ハを同号ニとし、同号口中「第三十二条第四項」を「第十六条の四第一項、第三十二条第四項」に改め、同号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

□ 第十六条の四第一項の規定により、指定区間内の一級河川に関する都道府県が処理することとされている事務

理由

最近における気象条件の変化に対応して、多様な主体が連携して大規模な洪水等に対する防災・災対策を推進するため、要配慮者利用施設による避難体制の強化、都道府県知事等が管理する河川管理施設の改築等及び災害復旧の国土交通大臣による権限代行制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

水防法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、最近における気象条件の変化に対応して、多様な主体が連携して大規模な洪水等に対する防災・減災対策を推進するため、要配慮者利用施設における避難体制の強化、都道府県知事等が管理する河川の改良工事等及び災害復旧工事の国土交通大臣による代行制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 水防法の一部改正

市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設等(以下「要配慮者利用施設」という。)の所有者等は、避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を実施しなければならないこと。

(二) 輪中堤防等浸水の拡大を抑制する効用が

(三) 国土交通大臣及び都道府県知事は、洪水予報河川等として指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うために協議会を組織すること。

2 河川法の一部改正

国土交通大臣は、都道府県知事等から要請があり、当該都道府県知事等が管理の一部を行なう指定区間内の一級河川若しくは管理する二級河川に係る一定の改良工事等又は災害復旧工事を当該都道府県知事等に代わって自ら行なうことが適当であると認められる場合においては、これを行なうことができる。

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正

市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を実施しなければならないこと。

4 独立行政法人水資源機構法の一部改正

独立行政法人水資源機構は、都道府県知事等から要請があり、当該都道府県知事等が管理する河川管理施設に係る一定の改築等又は災害復旧工事を当該都道府県知事等に代わって自ら行なうことが適当であると認められる場合においては、これを行なうことができるること。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 同報告書回二四
ひに脱税及び租税回
二 議案の可決理由

政府は、日本国とスロベニア共和国との間における所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のため、平成二十八年九月三十日に東京で、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約に署名した。よつて、この条約を締結することいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約

日本国及びスロベニア共和国は、
両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び
租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を

通じた非課税又は租税の軽減(第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることとする条約)の仕組みを通じたもの(含む)の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、

次とのおり協定した。

第一条 対象となる者

1 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。
2 この条約の適用上、いづれか一方の締約国が租税に関する法令の下において全面的に若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる團体若しくは仕組みによって又はこのようない團体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限り

1	この条約の適用上、「日本国」とは、日本国をいい、地理的意味で用いる場合には、スロベニアの領域並びにスロベニアが国内法令及び国際法に基づいて主権的権利又は管轄権を行使することができる海域をいう。
2	この条約は、一方の締約国又は一方の締約国との間の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得に対する租税課税方法のいかんを問わない。 第二条 対象となる租税
3	1 この条約は、一方の締約国又は一方の締約国との間の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得に対する租税課税方法のいかんを問わない。
4	2 総所得又は所得の要素に対する全ての租税(財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む)は、所得に対する租税とされる。
(a)	3 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。
(b)	(a) スロベニアにおいては、 (i) 法人の所得に対する租税 (ii) 個人の所得に対する租税 (iii) 「以下「スロベニアの租税」という。」
(c)	(b) 日本国においては、 (i) 所得税 (ii) 法人税 (iii) 復興特別所得税 (iv) 地方法人税 (v) 住民税 (以下「日本国の租税」という。)
(d)	(c) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関する団体をいう。
(e)	(d) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。
(f)	(e) 「企業」とは、あらゆる事業の遂行について用いる。
(g)	(f) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」の企業とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国居住者が営む企業をいう。
(h)	(g) 「国際運輸」とは、一方の締約国が運用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く)をいう。
(i)	(h) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。 (i) スロベニアにおいては、財務省又は権限を与えられたその代理者 (ii) 日本国においては、財務大臣又は権限を与えられたその代理人
(j)	(i) 一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。
1	この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、 (i) 当該一方の締約国の国籍を有する全ての個人 (ii) 当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体 (k) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。
2	2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。
3	第四条 居住者
1	1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国及び当該一方の締約国的地方政府又は地方公共団体を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。
2	2 1の規定により双方の締約国において租税を課される個人については、次のとおりその地位を決定する。 (a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係

がより密接な締約国(重要な利害関係の中心)がある締約国の居住者とみなす。

(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、合意により、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定するよう努める。両締約国の権限のある当局によるそのような合意がない場合には、その者は、この条約により認められる租税の軽減又は免除を受けることができない。

4 この条約の規定に従い一方の締約国が他方の締約国の居住者の所得に対する租税を軽減し、又は免除する場合において、当該他方の締約国において施行されている法令により、当該居住者が、その所得のうち当該他方の締約国内に送金され、又は当該他方の締約国内において受領された部分についてのみ当該他方の締約国において租税を課されることとされているときは、その軽減又は免除は、その所得のうち当該他方の締約国内に送金され、又は当該他方の締約国内において受領内において受領された部分についてのみ適用す

る。

第五条 恒久的施設

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐるものという。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 事業の管理の場所
(b) 支店
(c) 事務所

工場
作業場

鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

建築工事現場若しくは建設、組立若しくは

据付けの工事又はこれらに関連する監督活動に

ついては、これらの現場、工事又は活動が十二箇月を超える期間存続する場合に限り、恒久的施設を構成するものとする。

3 1から3までの規定にかかわらず、次の活動

を行う場合は、「恒久的施設」に当たらないものとする。ただし、その活動(f)の規定に該当する場合には、(f)に規定する事業を行う一定の場

所における活動の全体)が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

(a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみ目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにその他の活動を行うことのみ目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせること。

た活動を行うことのみを目的として、事業を行ふ一定の場所を保有すること。

4 の規定は、事業を行ふ一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次の(a)又は(b)の規定に該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。

5 この条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成する場合に限る。

(a) この条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成する場合に限る。

(b) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

(c) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものではないこと。

6 1及び2の規定にかかわらず、7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わって行動する者が、そのように行動するに当たり、反復して契約を締結し、又は当該企業によつて重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとす

る。ただし、その者の活動が4に規定する活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、あるものとされないようなもの)のみである場合は、この限りでない。

(a) 当該企業の名において締結される契約の権利を付与するための契約
(b) 当該企業が所有し、又は使用的権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用する方法で当該事業を行うときは、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、当該企業について、この7に規定する独立の代理人とはされない。

(c) 当該企業による役務の提供のための契約
(d) 当該企業の名において締結される契約の権利を付与するための契約
(e) 当該企業が所有し、又は使用的権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用する方法で当該事業を行うときは、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、当該企業について、この7に規定する独立の代理人とはされない。

7 6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行ふ場合において、当該企業のため通常の方法で当該事業を行ふときは、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、当該企業について、この7に規定する独立の代理人とはされない。

8 この条の規定の適用上、ある者とする企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にもある者とする企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がその者及びその企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に係る持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合には、密接に関連するものとする。

9 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

第六条 不動産所得

1. 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む)に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2. 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。【不動産】には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(変動制であるか固定制であるかを問わない)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3. 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4. 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条 事業利得

1. 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わないのであるが、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定により当該恒久的施設に帰せられる利得に対することは、当該他方の締約国において租税を課

することができる。

2. この条及び第二十二条の規定の適用上、各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受けける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とする。

3. 一方の締約国が、いずれかの締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定により調整し、それに伴い、他方の締約国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合において、当該一方の締約国が行った調整について、当該他方の締約国のある当局が同意しない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によって、その場合に生ずる全ての二重課税を行ふ。当該一方の締約国が行つた調整についてを除去するよう努める。

4. 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条 海上運送及び航空運送

1. 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定により当該恒久的施設に帰せられる利得に対することは、当該他方の締約国において租税を課する

ことにつき、スロベニアの企業である場合には日本国の事業税を、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税でスロベニアにおいてこの条約の署名の日以後に課されるものを、免除される。

3. 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は

1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

第九条 関連企業

1. 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参画している場合

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参画している場合

2. 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に對しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課する場合には、当該配当の額の五パーセントを超えないものとする。

3. この2の規定は、当該配当を支払う法人の所得の配当に充てられる利得に對する課税に影響を及ぼすものではない。

1. 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国において事業を行う場合には、2の規定により当該恒久的施設に帰せられる利得に対することは、当該他方の締約国において租税を課する

2. 第二条の規定にかかるわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用する

3. 1の規定にかかるわらず、締約国は、1に規定する条件がないとしたならば当該締約国の企業の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係る課税年度の終了時から十年を経過した後は、1に規定する状況においても、当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

4. 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的

な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これら

の配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生ずる利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国)の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。)に対してもかかる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一條 利子

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができない。

2 一方の締約国内において生ずる利子に対しては、当該一方の締約国内において生ずる利子に對しても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができない。ただし、その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の五パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、次の(a)又は(b)の規定に該するものについては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国(政府、地方政府若しくは地方公共団体、中央銀行又は輸出、投資若しくは開発を促進すること)を目的として活動する機関である場合

(b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国(居

の輸出、投資若しくは開発を促進することを目的として活動する機関によって保証された債権、これらによつて保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關して支払われる場合

4 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない)から生ずる所得、特に、公債、債券又は社債から生ずる所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む)及び他の所得で当該所得が生ずる締約国(の租税に關する法令)上貸付金から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。支払の遅延に対して課される損害金は、この条の規定の適用上利子には該当しない。利子には、前条で取り扱われる所得を含まない。

5 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生ずる他方の締約国において租税を課することができない。ただし、その租税の額は、当該使用料の額の五パーセントを超えないものとする。

6 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じるものとする。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該利子の支払の基因となつた債権が当該

恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

7 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その合意したとみられる額を超過するときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に對しては、この条の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国(の法令に従つて租税を課することができる)において生じたものとする。

第十二條 使用料

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができない。

2 一方の締約国内において生ずる使用料に對しては、当該一方の締約国において生じたものとみられる額を超過するときは、この条の規定は、その合意したとみられる額を超過する部分に對しては、この条の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国(の法令に従つて租税を課することができる)において生じたものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは學術上の著作物(映画フィルムを含む)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として又は産業上、商業上若しくは學術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行ふ場合において、当該利子の支払者がいづれかの締約国(の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国(の居住者であつて、当該利子が当該他方の締約国

者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、使用料の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設によって負担されるものであるときには、当該使用料の支払者がいづれかの締約国(の居住者であるか否かを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。

6 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超過するときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に對しては、この条の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国(の法令に従つて租税を課することができる)において生じたものとする。

7 第十三條 讓渡収益

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができない。

2 一方の締約国の居住者が法人の株式又は同等の持分(組合又は信託財産の持分を含む)の譲渡によって取得する収益に對しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセント以上が、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものにより直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができない。

8 使用料は、その支払者が一方の締約国(の居住者であつて、当該利子が当該他方の締約国

じ種類の株式又は持分(以下「同種の株式等」という。)が公認の有価証券市場において取引され、かつ、当該一方の締約国の居住者及びその特殊関係者が所有する同種の株式等の数が同種の株式等の総数の五パーセント以下である場合は、この限りでない。

3 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

4 一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によって当該一方の締約国が取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

5 1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課すことができる。

第十四条 給与所得

1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

2 一方の締約国において行う勤務について締約国においてのみ租税を課すことができる。

3 一方の規定にかかるとおり、一方の締約国において行う勤務について締約国において行う勤務が他方の締約国内において行われる場合に、当該勤務について取得する給料、賃金その他の所得が当該他方の締約国において行う勤務に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

4 一方の規定にかかるとおり、一方の締約国において行う勤務について締約国において行う勤務が他方の締約国内において行われる場合に、当該勤務について取得する給料、賃金その他の所得が当該他方の締約国において行う勤務に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

第十五条 役員報酬

1 第十六条 芸能人及び運動家

1 第十六条の規定にかかるとおり、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

2 一方の規定にかかるとおり、一方の締約国において行う勤務が他方の締約国内において行われる場合に、当該勤務について取得する給料、賃金その他の所得が当該他方の締約国において行う勤務に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

第十七条 退職年金

1 第十七条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他の締約する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

2 一方の規定にかかるとおり、一方の締約国において行う勤務が他方の締約国内において行われる場合に、当該所得が当該芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該他方の締約国において行う勤務に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

3 一方の規定にかかるとおり、一方の締約国において行う勤務が他方の締約国内において行われる場合に、当該所得が当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において行う勤務に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

らば当該居住者及び当該支払者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、所得の額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

第二十一条 特典の制限

この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約の特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであつたと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除き、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十二条 二重課税の除去

1 スロベニアにおいては、二重課税は、次のとおり除去される。

- (a) スロベニアの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課することができる所得を得る場合には、スロベニアは、日本国において納付される所得に対する租税の額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された所得に対する租税の額のうち、日本国において租税を課すことができる所得に対する部分を超えないものとする。

- (b) スロベニアの居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従つてスロベニアにおいて租税が免除される場合には、スロベニアは、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たつては、その免除された所得を考慮に入れることができる。日本国においては、二重課税は、次のとおり

除去される。

日本国以外の国において納付される租税を日本国から控除することに関する日本国の

支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

第二十三条 無差別待遇

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にあるのを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国对企业として課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者は、その事案について、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自分が居住者である締約国の権限のある当局に対しても当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合に自己が国民である締約国の権限のある当局に對して、申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

3 第九条1、第十二条7、第十二条6又は第二十条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金について

によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信すること(両締約国の権限のある当局又はその代表者により構成される合同委員会を通じて通信すること)を含む)ができる。

5 (a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けたことを含む)ができる。

方の締約国の権限のある当局に対しても申立てをし、かつ、当該一方の締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができる。

(b) 当該一方の締約国の権限のある当局が他方の権限のある当局に対しても申立てをした日から二年以内に、2の規定に従い、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができる場合において、

当該者が要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解决の事項について、いざれかの締約国の裁判所若しくは行政審判所が既に決定を行つた場合又は両締約国の権限のある当局が、当該未解决の事項が仲裁による解決に適しないことについて合意し、かつ、その旨を当該事案について仲裁の要請を行つた者に対して当該他方の締約国の権限のある当局に対する当該申立ての日から二年以内に通知した場合には、当該未解决の事項は、仲裁に付託されない。当該事案によつて直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければ

ならない。両締約国の権限のある当局は、この規定の実施方法を合意によって定める。

第二十五条 情報の交換

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくは両締約国の方針若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限り)の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これららの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に關与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む)に対してのみ開示されることは、当該情報の入手のための必要でないとした場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合においても、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

3 第二十六条 租税の徴収における支援

1 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法を合意したことによって定めることができる。

2 この条において、「租税債権」とは、第二条の規定によつて対象とされる租税であつて締約国が課するもの及び次に掲げる租税(その課税がこの条約又は両締約国が当事国となつてゐる他の取極の規定に反しない場合に限る)の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

(d) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

(e) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

(f) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

(g) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

(h) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

(i) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

(j) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

(k) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

(l) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

(m) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

(n) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

(o) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

(p) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

(q) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

(r) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

(s) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

(t) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

(u) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

(v) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

他方の締約国のある当局により保全の措置のために引き受けられるものとする。当該他方の締約国は、その保全の措置をとる時において當該租税債権が当該一方の締約国において執行できぬものである場合又は當該租税債権を負担する者がその徴収を停止させる権利を有する場合であつても、当該租税債権が當該他方の締約国のおよび當該他方の締約国に下で租税債権であるとの理由により適用される時効の対象とされず、かつ、その理由により適用される優先権を与えられない。3又は4に規定する徴収又は保全の措置において当該一方の締約國の権限のある当局により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約國において、当該一方の締約國の下で適用される優先権を有するものでない。

5 3及び4の規定にかかるらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約國の法規に基づき執行することができるものであつて、當該租税債権を負担する者が當該一方の締約國の法規に基づき當該租税債権の徴収を停止させることができない場合には、當該租税債権は、當該一方の締約國の法規に基づき、他方の締約國の権限のある当局に請求に基づき、他方の締約國の権限のある当局により徴収のため引き受けられるものとする。當該租税債権は、この3の規定に基づいて當該他方の締約國が要請することができる条件を満たす當該他方の締約國の租税債権であるとした場合と同様に、當該他方の締約國により、當該他方の締約國の租税の執行及び徴収について適用される當該他方の締約國の法令に従つて徴収される。

6 5の規定にかかるらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約國の権限のある当局により引き受けられた租税債権の徴収に当たつて當該一方の締約國がとつた措置は、當該措置が他方の締約國によつてとられたならば當該他方の締約國の法令に従つて當該租税債権について適用される時効を停止し、又は中断する効果を有することとなる場合には、當該他方の締約國の法規の下においても同様の効果を有する。當該一方の締約國の権限のある当局は、當該措置をとつたことについて當該他方の締約國の法規の下において通知する。

7 一方の締約國の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約國の裁判所又は行政機関に提起されない。

(a) 当該一方の締約國又は他方の締約國の法令のうちある場合は、當該租税債権は、當該一方の締約國の権限のある当局の要請に基づき、

一方の締約國の租税債権が當該一方の締約國の法規に基づきその徴収を確保するために當該一方の締約國が保全の措置をとることができるものである場合には、當該租税債権は、當該一方の締約國の裁

判所又は行政機関に提起されない。

平成二十九年四月二十一日 衆議院会議録第二十一号

三一

8

一方の締約国の権限のある当局が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送信するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなった場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対しその事実を速やかに通知し、当該他方の締約国の権限のある当局の選択により、当該一方の締約国の権限のある当局は、その要請を停止し、又は撤回する。

(a) 3の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づき執行することができるものであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債権の徴収を停止させることができないものであること。

(b) 4の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。

官報(号外)

(c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づき徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとっていない場合に支援を行うこと。

(d) 当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

第二十七条 外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法的一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関

ない。

第二十八条 見出し

この条約中の条の見出しあは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十九条 効力発生

1 各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行つ。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、次のものについて適用する。

(a) スロベニアにおいては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

(ii) 日本国においては、

課税年度に基づいて課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に取得される所得の他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

(iii) 課税年度に基づかれて課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(iv) 課税年度に基づかれて課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

以上の中証として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの条約に署名した。

二千六六年九月三十日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
岸 信夫

議定書

スロベニア共和国のために
シモナ・レスコヴァル

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約(以下「条約」という。)の署名に当たり、日本国及びスロベニア共和国の政府が外交上の公文の交換により隨時合意するもの

1 条約第一条2の規定に関し、「課税上存在しない」とは、一方の締約国の租税に関する法令の下において、団体又は仕組みの所得の全部又は一部について、当該所得の全部又は一部が当

(i)

告が行われた年の翌年の一月一日以後に取扱われる所得を得られる所

他の租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税に

(b) 日本国においては、

課税年度に基づいて課される租税に

2 条約第十一条2の規定に関し、同条2の規定にかかるわらず、一方の締約国の居住者である法人であつて、当該一方の締約国の法令により次の(a)又は(b)の規定に該当するものが支払う配当に對しては、当該一方の締約国において当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

(a) 当該一方の締約国が課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができるとする法人

(b) 当該法人の利得を分配する場合に当該法人の所得に對して輕減された率で租税を課される法人

3 条約第十一条4の規定は、この2に規定する法人が支払う配当について準用する。

(a) スロベニアにおいては、

(i) スロベニア輸出開発銀行

(ii) その他の類似の機関であつて、両締約国

の政府が外交上の公文の交換により隨時合意するもの

日本国においては、

株式会社国際協力銀行

独立行政法人日本貿易保険

独立行政法人国際協力機構

その他の類似の機関であつて、両締約国

の政府が外交上の公文の交換により隨時合意するもの

4 条約第十三条2の規定に關し、「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(a) 金融商品市場に関する並びに指令二〇〇Uを改正する二千二十四年五月十五日付けの欧洲議会・関僚理事会指令二〇一四・六五・EU(改正を含む)又は同指令を承継する指令に従つて規制される市場

(b) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に基づき設立された有価証券市場

(c) 条約第十三条2の規定の適用上、両締約国との権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場

5 条約第二十四条1の規定に関し、同条1の規定に従つて事案が申し立てられた一方の締約国の権限のある当局が当該申立てを正当と認めない場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国のある当局に対して当該申立てについて通知する。その通知は、両締約国のある当局の合意によつて当該事案を解決するため当該他方の締約国のある当局に対し行う協議の申立てと解してはならない。

6 条約第二十四条5の規定に關し、

(a) 両締約国のある当局は、仲裁の要請が行われた事案によつて直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国のある当局及び当該者が別に合意する場合を除くほか、条約第二十四条5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保するため、仲裁手続を合意によつて定める。

(b) 仲裁のための委員会は、次の規則に従つて設置される。

(i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する個人である三人の仲裁人により構成される。

(ii) 各締約国の国民であるか否かを問わず、それぞれ一人の仲裁人を任命する。両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。

(iii) いずれの仲裁人も、いずれの締約国の税務当局の職員であつてはならず、及び仲裁の要請が行われた事案にこれまでいかなる資格においても関与した者であつてはならない。第三の仲裁人は、いずれの締約国(の国民であつてはならず、いずれの締約国内にも日常の居所を有したことがあつてはならず、及びいずれの締約国によつても雇用されたことがあつてはならない。

6 両締約国のある当局は、仲裁手続の実施に先立つて、全ての仲裁人が、各締約国のある当局に対して送付する書面において、条約第二十五条2及び両締約国(の法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務)に従うことに合意することを確保する。

(iv) 各締約国のある当局は、自らが任命した仲裁人の費用及び自國の費用を負担する。第三の仲裁人の費用その他仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国(の権限のある当局が均等に負担する。

7 条約第二十五条及び第二十六条の規定に従い、当該事案を解決するための合意に達する場合

(i) 両締約国(の権限のある当局が、条約第二十四条2の規定に従い、当該事案を解決するための合意に達する場合には、当該事案に関する条約第二十四条に基づく手続は、終了する。

(ii) 当該者が仲裁の要請を撤回する場合

(iii) 仲裁判手続中に、当該事案についていずれかの締約国(の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合

(iv) 仲裁判の要請が行われた事案について訴訟又は審査請求が行われている場合において、当該訴訟又は審査請求の当事者であつて当該事案によつて直接に影響を受けるいずれかの者が、仲裁のための委員会の決定を受領した日の後六十日以内に、関連する裁判所又は行政審判所に対し、仲裁手続において解決された全ての事項に関する訴訟又は審査請求を取り下げないときは、当該事案に関する仲裁決定を実施する両締約国(の権限のある当局の合意により受け入れられたものとする。こ

(ii) 仲裁判定は、条約第二十四条5若しくはこの6の規定又は(a)の規定に従つて決定される手続規則のいずれかに対する違反(仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。)により当該仲裁決定がいづれかの締約国(の裁判所において無効とされる場合を除くほか)確定する。仲裁決定がその違反によつて無効とされる場合には、仲裁の要請は、行われなかつたものとし、仲裁手続(b)(iv)及び(v)の規定に係るもの(を除く。)は、行われなかつたものとする。

(e) 仲裁判のための委員会がある事案の決定を両締約国(の権限のある当局及び当該事案について仲裁の要請を行つた者)に対して送付するまでに当該事案が次の(i)から(vi)までの規定のいずれかに該当することとなる場合には、当該事案に関する条約第二十四条に基づく手続は、終了する。

(f) 両締約国(の権限のある当局が、条約第二十四条2の規定に従い、当該事案を解決するための合意に達する場合

(i) 両締約国(の権限のある当局が、条約第二十四条2の規定に従い、当該事案を解決するための合意に達する場合には、当該事案に関する条約第二十四条に基づく手続は、終了する。

(ii) 当該者が仲裁の要請を撤回する場合

(iii) 仲裁判手続中に、当該事案についていずれかの締約国(の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合

(iv) 仲裁判の要請が行われた事案について訴訟又は審査請求が行われている場合において、当該訴訟又は審査請求の当事者であつて当該事案によつて直接に影響を受けるいずれかの者が、仲裁のための委員会の決定を受領した日の後六十日以内に、関連する裁判所又は行政審判所に対し、仲裁手続において解決された全ての事項に関する訴訟又は審査請求を取り下げないときは、当該事案に関する仲裁決定を実施する両締約国(の権限のある当局の合意により受け入れられたものとする。こ

の場合には、当該事案について、両締約国(の権限のある当局による更なる検討は、行われない。

(g) 条約第二十四条5及びこの6の規定は、条約第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

7 条約第二十五条の規定に關し、一方の締約国(は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に關してその依頼者との間で行う通信であつて、当該一方の締約国(の法令に基づいてその開示について保護されるものに関する情報については、その提供を拒否することができる。

8 条約第二十五条及び第二十六条の規定に關し、条約第二十九条2の規定にかかわらず、条約第二十五条及び第二十六条の規定は、これら(の規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかるわらず、条約が効力を生ずる日から適用する。

9 条約のいかなる規定にもかかわらず、匿名組合契約その他のこれに類する契約に關連して匿名組合員が取得する所得及び収益に対しては、当該所得及び収益が生ずる締約国(において当該締約国(の法令に従つて租税を課すことができる。

10 条約のいかなる規定にもかかわらず、匿名組合契約その他のこれに類する契約に關連して匿名組合員が取得する所得及び収益に対しては、当該所得及び収益が生ずる締約国(において当該締約国(の法令に従つて租税を課すことができる。

11 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十六年九月三十日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
岸 信夫

スロベニア共和国のために
シモナ・レスコヴァル

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約の締結について承認を求める件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

政府は、スロベニアとの間の所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための条約を締結するため、平成二十八年一月から政府間交渉を行つてきた。その結果、条約の案文について最終的合意に達したため、同年九月三十日に東京において、本条約の署名が行われた。

本条約は、人的交流及び経済的交流に伴つて発生する国際的な二重課税の除去並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、我が国とスロベニアとの間で課税権を調整することとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるものであ

り、その主な内容は次のとおりである。
1 本条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方

法人税及び住民税とし、スロベニアについては法人の所得に対する租税及び個人の所得に対する租税とすること。

2 一方の締約国の企業の事業利得について課税できること及び恒久的施設に帰せられる利得にのみ該当他方の締約国において課税されること。

3 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、配当額の五パーセントを

超えない額を課税できること。

4 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、利子額の五パーセントを

超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の政府等である場合には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

5 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に對しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、使用料額の五パーセントを超えない額を課税できること。

6 本条約の特典の濫用防止のため、取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には、条約の特典は与えられないこと。

7 ある者が本条約に適合しない課税を受けたと認める事案について、当該者が一方の締約国のある当局に対し申立てをし、かつ、当該当局から他方の締約国のある当局に対する協議の申立日から二年以内に両

者の合意に達することができない場合に当該者が要請するときは、当該事案の未解決事項は、原則として仲裁に付託されること。

8 両締約国のある当局は、本条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

9 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行うこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、相互協議に係る仲裁手続及び補則事項等を規定している。

本条約は、外交上の経路を通じて、書面により、本条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する双方により行わられる通告のうち、いずれか遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずることとなつている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、脱税及び租税回避行為を防止するとともに、我が国とスロベニアとの間で課税権の調整が図られることとなり、相互の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十九年四月十九日

外務委員長 三ツ矢憲生
衆議院議長 大島 理森殿

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約承認を求めるの件

ギー王国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第二号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

政府は、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約について、投資所得に対する源泉地国課税の更なる減免、税務当局間の徴収共助の手続の整備等の措置を講ずるため、同条約に代わる新たな条約を作成することとし、平成二十八年十月十二日に東京で、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約に署名した。よつて、この条約を締結することいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

理由

政府は、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約について、投資所得に対する源泉地国課税の更なる減免、税務当局間の徴収共助の手続の整備等の措置を講ずるため、同条約に代わる新たな条約を作成することとし、平成二十八年十月十二日に東京で、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約に署名した。よつて、この条約を締結することいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約承認を求めるの件

右
内閣総理大臣 安倍 晋三
国会に提出する。

平成二十九年三月十日

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約承認を求めるの件

所並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約の締結に

所並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約の締結に

<p>第一条 対象となる者</p> <p>1 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。</p> <p>2 この条約の適用上、いずれか一方の締約国は部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのようない團体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。この2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国が当該一方の締約国の居住者に対して租税を課する権利をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。この2の規定の適用上、「課税上存在しない」とは、一方の締約国が当該一方の締約国の居住者に対する租税に関する法令の下において、団体又は仕組みの全部又は一部が当該団体又は仕組みによって当該団体又は仕組みの持分を有する者に分配されるか否かを問わず、当該所得の全部又は一部が生ずる時において当該者が当該所得の全部又は一部を直接に取得したものとして、当該団体又は仕組みに対してではなく、当該者に対して租税が課される場合をいう。</p>	
<p>第二条 対象となるる租税</p> <p>1 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。</p> <p>(a) 日本国については、</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 所得税 (ii) 法人税 (iii) 復興特別所得税 (iv) 地方法人税 (v) 住民税 (vi) 「以下「日本国の租税」という。」 <p>(b) ベルギーについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) ベルギーに於ける他の全ての区域を含む。 (ii) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はベルギーをいう。 (iii) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。 (iv) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。 (v) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用 	
<p>(a) (i) (ii) (iii) (iv) (v) (vi)</p> <p>(b) (i) (ii) (iii) (iv) (v) (vi)</p>	<p>法人所得税</p> <p>非居住者税</p> <p>不動産に対する源泉徴収税</p> <p>(前払税並びに(i)から(v)までに掲げる租税及び前払税に対する付加税を含む。)</p> <p>この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。</p> <p>両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。</p> <p>第三条 一般的定義</p> <p>1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、</p> <p>(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されてゐる全ての個人が適用されるべき場合を除くほか、</p> <p>(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国が施行している全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。</p> <p>(c) 「ベルギー」とは、ベルギー王国をいい、地理的意味で用いる場合には、ベルギー王国の領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づいて主権的権利又は管轄権を行使する本國の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。</p> <p>(d) 「ベルギー」には、ベルギー王国をいい、地理的意味で用いる場合には、ベルギー王国の領域（領海を含む。）及びベルギー王国が国際法に基づき主権的権利又は管轄権を行使する海洋における他の全ての区域をいう。</p>
<p>(e) (f) (g) (h) (i) (j) (k) (l) (m) (n) (o) (p) (q) (r) (s) (t) (u) (v) (w) (x) (y) (z)</p>	<p>(g) 「一方の締約国的企业」とは、それぞれ一方の締約国居住者が営む企業をいう。</p> <p>(h) 「国際運輸」とは、一方の締約国企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。</p> <p>(i) 「一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 当該一方の締約国国籍又は市民権を有する全ての個人 (ii) 当該一方の締約国において施行されている法令によつてその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体 (j) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。 (i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えたされたその代理人 (ii) ベルギーについては、連邦政府若しくは地域若しくは共同体の政府の財政を担当する大臣又は権限を与えたされたその代理人 (k) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。 (l) 「年金基金」とは、次の(i)及び(ii)に規定する要件並びに(iii)又は(iv)に規定する要件を満たす者をいう。 (i) 一方の締約国法律に基づいて設立されること。 (ii) 退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付することを主たる目的として運営されること又は退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付することを主たる目的として運営される一若しくは二以上の者の利益のために所得を得ることを主たる目的として運営されること。 <p>(m) 当該個人は、その使用する恒久的住居が存続する締約国居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係</p>

がより密接な締約国(重要な利害関係の中心がある締約国)の居住者とみなす。

(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合は、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、合意により、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定するよう努める。両締約国の権限のある当局によるそのような合意がない場合には、その者は、第六条から第二十一条までの規定の適用上、いざれの締約国の居住者ともされない。

4 第五条 恒久的施設
1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐるものと云う。
2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
3 事業の管理の場所
支店
事務所
工場
作業場
鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場そ

3 の他天然資源を採取する場所
建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が十二箇月を超える期間存続する場合に限り、恒久的施設を構成するものとする。

4 1から3までの規定にかかわらず、次の活動を行う場合は、「恒久的施設」に当たらないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。
(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。
(c) 企業に属する物品又は商品を購入し、又は情報を収集することのみ目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
(d) 企業のために(a)から(d)までに規定されていない活動を行うことのみ目的として、事業を行つて、一方が他方を支配している場合又は展示のための加工のためにのみ保有すること。

5 1及び2の規定にかかわらず、7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わつて行動する者が、そのように行動するに当たり、反復して契約を締結し、又は当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行つた全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、その者の活動が4に規定する活動の全體が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

6 1の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所におけるこののような組合せによる活動の全體が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

7 4の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において事業活動を行う場合において、次の(a)又は(b)の規定に該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業による役務の提供のための契約の財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を付与するための契約。

8 6の規定は、一方の締約国内において他方の法人の恒久的施設とはされない。

9 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いざれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

1 第六条 不動産所得
一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む。)に対しては、当該他方

2 の締約国において租税を課すことができる。
2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水の他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(変動制であるか固定制であるかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

1 第七条 事業利得

一方の締約国企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定により当該恒久的施設に帰せられる利得に対するては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 この条及び第二十三条の規定の適用上、各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受けける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とする。

2 1

恒久的施設に一方の締約調整し、それ税を課された合には、当該する二重課税をり、その利得て課された租税。この調整ある当局は、る。

他の条で別

の利得に含まれは、この条のい。

第八条

一方の締約

運輸に運用す

しては、当該

課することがが

第二条の規

企業は、船舶

ことにつき、

本国の事業税

日本国の事業

いてこの条約

を、免除され

を、免除され

1及び2の

国際経営共同

て、そのいづ

次の(a)又は

得する利得に

立の企業の間

設けられ、又

がないとした

海國のること

9、 ひ航又船と取におりて、
国際で某

締約国の企業の
2の規定により
約国において租
税を課する権
利を得に對する
必要な範囲に限
るの締約国にお
ける適當な調整
を行ふべき事項
該他の条の規定
によれば、この規
定は、締約國の權
限の範囲内に在
る相互に協議す
る所の所得が企
業の運輸に對する
得する利得に對
するのみ租税を
課するものとし
てある場合には
ベルギーにおいて
課されるものと
共同經營又は
ことによつて取
れる場合であつ
る。

日 る の を 対 际

(a) 一方の締約国の経営、支配している場合
(b) 同一の者が直接に参加して、該一方の締約国は間接に参加する場合
を譲された当該該一方の締約国は、その利得として更に係る課税期間後は、1に規定の更正をしてはならない。この調整によって課された租税は、その利得として更に係る課税期間後は、1に規定の更正をしてはならない。

たでの縛りで、またに對する税の當を、必ず

は、両締約の締結に當たつて利得を該他にあつたる爲めに

支払う配 おいても、	他方の締 約企業は、當該他 方ができ るが、當該利得 が経過した 当該利得	1に規定 する國の企業 の権利を受 けた他の規 約國にお ける調整を行 なうに協 定する。	並びに直接又 は間接に當該 利得を當 て租税を 支拂う。	並びに直接又 は間接に當該 利得を當 て租税を 支拂う。	並びに直接又 は間接に當該 利得を當 て租税を 支拂う。
7	6	5	4	(1)	3

その 2 は、か鼻上 3 定 (b)

日本支那に於ける配当の割合

の十バーセントの配当」とは、株式の譲り受けた者に対する分配権である。この場合、株式の譲り受けた者は、その譲り受けた株式に付随する権利を有する。この権利は、株式の譲り受けた者の権利である。この権利は、株式の譲り受けた者の権利である。この権利は、株式の譲り受けた者の権利である。

の持分(組合又は信託財産の持分を含む)の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセント以上が、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものにより直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課すことがができる。ただし、当該株式又は同等の持分が第二十二条8(b)に規定する公認の有価証券市場において取引され、かつ、当該一方の締約国の居住者及びその特殊關係者が所有する株式又は同等の持分の数がその種類の株式又は同等の持分の总数の五パーセント以下である場合は、この限りでない。

3 一方の締約国的企业が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産(不動産を除く)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡又は企业全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む)に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

4 一方の締約国的企业が國際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産(不動産を除く)の譲渡によつて当該一方の締約国的企业が取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

5 1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に對しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課すことができる。

3 約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他のこれらに類する報酬に対しても、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(a) 当該課税期間において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。

(b) 当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われることである。

(c) 当該報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶内又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対してしては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 1の規定は、法人が居住者である締約国の法令の下において1に規定する資格で行われる職務に類するものとされる職務の遂行について取扱われる報酬について準用する。

3 1及び2の規定にかかわらず、いずれかの締

約国の居住者で1に規定するものが、管理的並
しくは技術的、商業的又は財務的性格を有する
日常的な職務の遂行についてベルギーの居住者
である法人から取得する報酬については、前条
の規定を準用する。この場合において、当該報
酬は、使用人が勤務について取得するものとな
なし、同条2(b)及び(c)中「雇用者」とあるのは
「法人」と読み替えるものとする。この3の規定
は、いすれかの締約国の居住者が、ベルギーの
居住者である法人(株式資本を有する法人を除
く。)の社員として行う日常的な活動について取
得する報酬についても、適用する。

約国の居住者に支払われるものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。ただし、当該支払が、当該一方の締約国において当該支払を行う個人の課税所得の計算上控除することができない場合には、いざれの締約国においても租税を課すことができる。

第十八条 政府職員

(a) 一方の締約国又は一方の締約国地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国又は当該一方の締約国地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しても、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(b) もっととも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができます。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

1の規定にかかるわらず、一方の締約国又は一方の締約国地方政府若しくは地方公共団体に對し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国地方政府若しくは地方公共団体が設立し、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(b) もつとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

一方の締約国又は一方の締約国的地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約国外から支払われるものに限る。)については、当該一方の締約国においては、租税を課すことのできない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十条 匿名組合

この条約の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連してベルギーの居住者である匿名組合員が取得する所得及び収益に対しては、当該所得及び収益が日本国内において生ずる場合には、日本国においてその法令に従つて租税を課することができる。

第二十一条 その他の所得

- 1 一方の締約国の居住者が受益者である所得(源泉地を問わない。)であつて前各条に規定がないものに対する、当該一方の締約国において生ずる場合に課することができる。
- 2 一方の規定は、一方の締約国の居住者である所得第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受益者が、他方の締約国内において次の(i)又は(ii)の規定に該

は、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

(i) 当該居住者が当該一方の締約国内において事業を行つてゐること。ただし、当該事

業が、当該居住者が自己の勘定のために投

資を行い、又は管理するもの(銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。)である場合は、この限り

でない。

(ii) 当該所得が(i)に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。

(iii) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行つた事業から所得を取得する場合又は当該居住者と第九条1(a)若しくは(b)に規定する関係を有する者から他方の締約国内におい

て生ずる所得を取得する場合には、当該居

住者が当該一方の締約国内において行つた事業が、当該居住者又は当該関係を有する者が当

該他方の締約国内において行つた事業との関係において実質的なものでなければ、当該所得

について(a)に規定する要件を満たすこととはならない。この(b)の規定の適用上、事業が実

質的なものであるか否かは、全ての事実及び

状況に基づいて判断される。

(c) (a)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行つてゐるか否かを決定するに当たつて、その者が組合員である組合が行

う事業及びその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。一方の者と

他方の者とは、当該一方の者が当該他方の者

の受益に関する持分の五十パーセント以上

(法人の場合には、当該法人の議決権の五十

パーセント以上)を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に

関する持分の五十パーセント以上(法人の場

合には、当該法人の議決権の五十パーセント

以上)を直接若しくは間接に所有する場合に

(e) 年金基金(特典の申請が行われる課税期間の開始の時において次の(i)又は(ii)の規定に該	(g) 1 一方の締約国の居住者は、2に規定する適格者に該当する場合に限り、第十条3、第十二条1の規定により認められる特典3又は第十二条1の規定により認めたる権利を有する。ただし、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。
(d) 銀行、保険会社又は証券会社(当該一方の締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制されるものに限る。)	2 (a) 個人 (b) 当該一方の締約国の政府、地方政府若しくは地方公共団体又は中央銀行
(c) 法人(その主たる種類の株式が、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。)	3 一方の締約国の居住者は、同等受益者である者が当該居住者の議決権その他の受益に関する持分の七十五パーセント以上を直接又は間接に所有する場合に限る。
(b) 当該一方の締約国の居住者は、次の(a)から(g)まで	4 2(g)及び3の規定の適用上、一方の締約国の居住者は、その所得の支払が行われる日(配当の場合は、当該配当の支払が受ける者が特定される日)に先立つ十二箇月の期間を通じてこれらに規定する要件を満たす場合に限り、これらの要件を満たすものとする。
(a) 一方の締約国の居住者は、他方の締約国内において取得する第十条3、第十二条3又は第十二条1にそれぞれ定める所得に關し、次	5 5(a) (a) (c) (d) (e)

官 報 (号 外)

- (iii) 当該一方の締約国外の一つの国において行われる事業が、いずれも当該多国籍企業集団の総所得の五パーセント以上を生み出す場合に限る。

(a) 一方の締約国の居住者は、他方の締約国において取得する第十条3、第十二条3又は第十三条1にそれぞれ定める所得に關し、次の(i)及び(ii)に規定する要件を満たす場合には、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

(i) 当該居住者が多国籍企業集団の本拠である法人として機能すること。

(ii) 当該所得が(b)(ii)に規定する事業に關連し、又は付随して取得されるものであること。

(b) 一方の締約国の居住者は、次の(i)から(vi)までに規定する要件を満たす場合に限り、(a)の規定の適用上多国籍企業集団の本拠である法人とする。

(i) 当該居住者が、当該多国籍企業集団の全體の監督及び運営の実質的な部分を行うこと又は当該多国籍企業集団の資金供給を行うこと。

(ii) 当該多国籍企業集団が、五以上の国居住者である法人により構成され、それらの法人が五以上の国において事業を行うこと。ただし、当該五以上の国の中のうちいずれかの五の国において行われる事業が、いずれも当該多国籍企業集団の総所得の五パーセント以上を生み出す場合に限る。

- (c) (v) 当該居住者の総所得のうち、他方の締約国内において取得するものの占める割合が五十パーセント以下であること。

(vi) (i) 在規定期間の直前の三ヶ月間に規定する者が従うものと同様のものに従うこと。

(b) (ii) 在規定期間の直前の三ヶ月間に規定する者が従うものと同様のものに従うこと。

- の締約国内において受領された部分についてのみ当該他方の締約国において租税を課されるととされているときは、その軽減又は免除は、その所得のうち当該他方の締約国内に送金され、又は当該他方の締約国内において受領された部分についてのみ適用する。

第二十三条 二重課税の除去

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従つてベルギーにおいて租税を課することができる所得をベルギー内において取得する場合には、当該所得について納付されるベルギーの租税の額は、当該居住者に対し課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する額を超えないものとする。

2 (a) ベルギーの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得(配当、利子及び使用料を除く)を取得する場合には、ベルギーは、当該所得について租税を免除する。ただし、当該居住者が個人である場合には、ベルギーは、日本国において当該所得について実質的に租税を課される限りにおいて、当該所得について租税を免除する。

(b) (a)の規定及びこの条約の他の規定にかかわらず、ベルギーは、ベルギーの地方自治体及び都市圏によって制定される附加的な租税の決定に関し、(a)の規定に従いベルギーにおいて租税を免除される勤労所得の額を考慮に入れる。これらの附加的な租税は、当該勤労所得がベルギーにおいて生じたとしたならばベルギーにおいて納付されたとみられる租税に基づき算定される。

ベルギーの居住者が取得する所得について、この条約の規定に従つてベルギーにおいて租税が免除される場合においても、ベル

官 報 (号 外)

(e) ベルギーの居住者である法人が、ベルギー	<p>ギーは、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たつて、当該所得についてその免除が行われなかつたとしたならば適用されることとなる税率を適用することができ</p> <p>(c) ベルギーの居住者である法人が日本国の居住者である法人から取得する配当については、ベルギーの法令に規定する条件に従い、かつ、その制限の範囲内で、ベルギーの法人所得税を免除する。</p> <p>(d) ベルギーの居住者である法人が(c)の規定に従つて租税を免除されない配当を日本国の居住者である法人から取得する場合においても、当該日本国居住者である法人が日本国において事業の活動に実質的に従事しているときは、当該配当について、ベルギーの法人所得税を免除する。この場合には、当該配当について、ベルギーの法令に規定する条件(当該日本国居住者である法人又は当該配当に充てられる所得に対する課税に関する条件を除く。)に従つて租税を免除する。この(d)の規定は、事業の活動により生ずる所得から支払われる配当についてのみ適用し、当該日本国居住者である法人がその利得から当該配当を控除した、又は控除することができる限りにおいて適用しない。</p> <p>この(e)の規定の適用上、法人が投資会社、金融会社(銀行を除く。)若しくは財務会社である場合又は法人がポートフォリオ投資若しくは著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方程式若しくは秘密工程を保有し、これらが合計して当該法人の資産の三分の一を超えており、かつ、これらの保有が事業の活動の一部でない場合には、当該法人は、日本国において事業の活動に実質的に従事していないものとする。</p>	
1 第二十四条 無差別待遇	(g) 日本国内にある恒久的施設においてベルギーの居住者が當む企業によつて生ずる損失が、ベルギーにおける課税に関して当該企業の利得からベルギーの法令に従つて実質的に控除されている場合には、当該恒久的施設に帰せられる他の課税期間の利得のうち日本においても当該損失の控除により租税を免除されている部分については、ベルギーにおいて、(a)に規定する租税の免除は、適用しない。	1 一方の締約国的企业が他方の締約国内に有す つ、(c)又は(d)の規定に従つて法人所得税を免 除されない配当を日本国居住者である法人 から取得する場合には、第十条2の規定に 従つて当該配当に對して課される日本国租 税は、当該配当に係るベルギーの租税から控 除する。その控除は、ベルギーの租税のうち 当該配当に對応する部分を超えないものとす る。
2 一方の締約国企業が他方の締約国内に有す る恒久的施設に對する租税は、当該他方の締 約において、同様の活動を行う当該他方の締 約企业に對して課される租税よりも不利に課 されることはない。この2の規定は、一方の締 約国に對し、家族の状況又は家族を扶養するた めの負担を理由として当該一方の締約国居住 者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を 他方の締約国居住者に認めるることを義務付け るものと解してはならない。	2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正 しく認めるが、自ら満足すべき解決を与えるこ とができる場合には、この条約の規定に適合 しない課税を回避するため、他方の締約国の權 限のある当局との合意によつてその事案を解決 するよう努める。成立した全ての合意は、両締 約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわら ず、実施されなければならない。	
3 第九条1、第十二条8、第十三条5又は第二 十一条3の規定が適用される場合を除くほか、 一方の締約国企業が他方の締約国居住者に 支払った利子、使用料その他の支払金について は、当該一方の締約国企業の課税対象利得の 決定に當たつて、当該一方の締約国居住者に 支払われたとした場合における条件と同様の条 件で控除するものとする。	3 両締約国の權限のある当局は、この条約の解 釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意 によつて解決するよう努める。両締約国の權限 のある当局は、また、この条約に定めのない場 合における二重課税を除去するため、相互に協 議することができる。	
4 一方の締約国企業であつてその資本の全部 又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住 者により直接又は間接に所有され、又は支配さ れているものは、当該一方の締約国において、 租税又はこれに關連する要件であつて、当該一 方の締約国類似の他の企業に課されており、 若しくは課されることがある租税若しくはこれ に關連する要件以外のもの又はこれらよりも重 いものを課されることはない。	4 両締約国の權限のある当局は、2及び3に規 定する合意に達するため、直接相互に通信する こと(両締約国の權限のある当局又はその代表 者により構成される合同委員会を通じて通信す ること)を含む)ができる。	
5 第二条の規定にかかるわらず、この条の規定 は、締約国又はその地方政府若しくは地方公共 団体が課する全ての種類の租税に適用する。 第二十五条 相互協議手続	5 (a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者 がこの条約の規定に適合しない課税を受けた 事案について、1の規定に従い、当該者が一 方の締約国の權限のある当局に對して申立て をし、かつ、	
1 第二条の規定にかかるわらず、この条の規定 は受けことになると認める者は、その事案に ついて、当該一方又は双方の締約国法令に定 める救済手段とは別に、いずれかの締約国裁判所又 は行政審判所が既に決定を行つた場合には、当	る。当該申立ては、この条約の規定に適合しな い課税に係る措置の最初の通知の日から三年以 内に、しなければならない。	

該未解決の事項は、仲裁に付託されない。当該事案によつて直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意に関する通信があつた日の後四十五日以内又は両締約国の権限のある当局が特定の事案について合意したそれより長い期間内に、一方の締約国が、当該仲裁決定を行つた日以後四十五日以内に、一方の締約国に於ける当該仲裁決定を実施するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならぬ。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によつて定める。

6 5の規定の適用上、

- (a) 両締約国の権限のある当局は、仲裁の要請が行われた事案によつて直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国の権限のある当局及び当該者が別に合意する場合を除くほか、5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保するため、仲裁手続きを合意によつて定める。
- (b) 仲裁のための委員会は、次の規則に従つて設置される。
- (i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する個人である三人の仲裁人により構成される。
- (ii) 各締約国の権限のある当局は、それぞれ一人の仲裁人(いざれかの締約国の国民であることを要しない)を任命する。両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。
- (iii) いざれの仲裁人も、いざれの締約国の税務当局の職員であつてはならず、及び仲

裁の要請が行われた事案にこれまでいかなる資格においても関与した者であつてはならない。第三の仲裁人は、いざれの締約国に於ける日常の居所を有したことがあつてはならず、及びいざれの締約国によつても雇用されたことがあつてはならない。両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立つて、全ての仲裁人が、各締約国の権限のある当局に対しても送付する書面において、次条2及び両締約国の法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うこととに合意することを確保する。

(v) 各締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人の費用及び自國の費用を負担する。第三の仲裁人の費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

(c) 両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人に對し、仲裁決定のために必要な情報を不當に遅滞することなく提供する。

(d) 仲裁決定は、次のとおり取り扱う。

(i) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(ii) 仲裁決定は、5若しくはこの6の規定又は(a)の規定に従つて決定される手続規則のいざれかに對する違反(仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る)により当該仲裁決定がいざれかの締約国裁判所において無効とされる場合には、仲裁の反によって無効とされる場合には、仲裁の要請は、行わぬかつたものとし、仲裁手続(2)(iv)及び(v)の規定に係るものと除く。)は、行われなかつたものとする。

(e) 仲裁のための委員会がある事案の決定を両

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約に對する、租税に関する事案の決定を両

締約国の権限のある当局及び当該事案について仲裁の要請を行つた者に對して送付するまことに当該事案が次の(i)から(v)までの規定のいずれかに該当することとなる場合には、当該事案に関するこの条に基づく手続は、終了する。

- (i) 両締約国の権限のある当局が、2の規定に従い、当該事案を解決するための合意に達する場合
- (ii) 当該者が仲裁の要請を撤回する場合
- (iii) 仲裁手続中に、当該事案についていざれかの締約国裁判所又は行政審判所が決定を行う場合
- (f) 仲裁の要請が行われた事案について訴訟又は審査請求が行われている場合において、当該訴訟又は審査請求の当事者であつて当該事案によつて直接に影響を受けるいざれかの者が、仲裁のための委員会の決定を受領した日の後六十日以内に、関連する裁判所又は行政審判所に対し、仲裁手続において解決された全ての事項に関する訴訟又は審査請求を取り下げないときは、当該事案に関する仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意は、当該事案によつて直接に影響を受ける者により受け入れられなかつたものとする。この場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われない。
- (g) 5及びこの6の規定は、第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

1 第二十六条 情報の交換

- (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限り)の運用若しくは執行に關連する情報を交換
- (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。
- (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。
- (d) 弁護士その他の法律事務代理人がその依頼者との間で行う次の(i)又は(ii)の通信の内容を

する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徵収、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に與する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む)に對してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのようない目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかるわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づき他の目的のために使用することができる場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣習に抵触する行政上の措置をとること。

- (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。
- (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。
- (d) 弁護士その他の法律事務代理人がその依頼者との間で行う次の(i)又は(ii)の通信の内容を

明らかにする情報を入手し、又は提供すること。

(i) 法的な助言を求め、又は提供するために行われる通信

(ii) その内容を進行中の又は予定される法的な手続において使用するために行われる通信

4 一方の締約国がこの条の規定に従つて情報の提供を要請する場合には、他方の締約国は、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従つが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、信託財産、財団、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報を理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十七條 租税の徵収における支援

1 両締約国は、租税債権の徵収につき相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法を合意によつて定めることができる。

2 この条において、「租税債権」とは、次に掲げる租税(その課税がこの条約又は両締約国が当事国となつてゐる他の取極の規定に反しない場合に限る。)の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び徵収又は保全の費用をいう。

(a) 日本国については、 第二条1(a)(i)から(iv)までに掲げる租税 復興特別法人税 消費税 相続税 地方消費税	(b) ベルギーについては、 第二条1(b)に掲げる租税 付加価値税 相続税 贈与税 交通税及び交通利用開始税 (c) その他の租税で両締約国が外交上の 公文の交換により随时合意するもの	(d) (a)から(c)までに掲げる租税に加えて又はこれらに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、(a)から(c)までに掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの
3 一方の締約国が租税債権が当該一方の締約国の法令に基づき執行することができるものであることのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。	3 一方の締約国が租税債権が当該一方の締約国の法令に基づき執行することができるものと解してはならない。	3 一方の締約国が租税債権が当該一方の締約国にかかる限り引き受けられるものとする。
4 一方の締約国は、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国にかかる限り引き受けられるものと解してはならない。	4 一方の締約国は、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国にかかる限り引き受けられるものと解してはならない。	4 一方の締約国は、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国にかかる限り引き受けられるものと解してはならない。
5 3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徵収又は保全の措置のために一方の締約国にかかる限り引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国にかかる限り引き受けられた租税債権を停止し、又は撤回する。	5 3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徵収又は保全の措置のために一方の締約国にかかる限り引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国にかかる限り引き受けられた租税債権を停止し、又は撤回する。	5 3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徵収又は保全の措置のために一方の締約国にかかる限り引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国にかかる限り引き受けられた租税債権を停止し、又は撤回する。
6 3又は4に規定する徵収又は保全の措置のために一方の締約国にかかる限り引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国にかかる限り引き受けられた租税債権を停止し、又は撤回する。	6 3又は4に規定する徵収又は保全の措置のために一方の締約国にかかる限り引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国にかかる限り引き受けられた租税債権を停止し、又は撤回する。	6 3又は4に規定する徵収又は保全の措置のために一方の締約国にかかる限り引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国にかかる限り引き受けられた租税債権を停止し、又は撤回する。
7 一方の締約国は、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国にかかる限り引き受けられた租税債権を停止し、又は撤回する。	7 一方の締約国は、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国にかかる限り引き受けられた租税債権を停止し、又は撤回する。	7 一方の締約国は、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国にかかる限り引き受けられた租税債権を停止し、又は撤回する。

8 一方の締約国は、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国にかかる限り引き受けられた租税債権を停止し、又は撤回する。	8 一方の締約国は、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国にかかる限り引き受けられた租税債権を停止し、又は撤回する。	8 一方の締約国は、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国にかかる限り引き受けられた租税債権を停止し、又は撤回する。
9 (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。	9 (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。	9 (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。
(b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。	(b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。	(b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。
(c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づき徵収又は保全のために全ての妥当な措置をとつていない場合に支援を行うこと。	(c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づき徵収又は保全のために全ての妥当な措置をとつていない場合に支援を行うこと。	(c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づき徵収又は保全のために全ての妥当な措置をとつていない場合に支援を行うこと。

(d) 当該一方の締約国の行政上の負担が他方のある場合に支援を行うこと。

第二十八条 外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法的一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十九条 見出し

この条約中の条の見出しあは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十条 効力発生

1 各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、次のものについて適用する。

- (a) 日本国については、
- (b) ベルギーについては、
- (c) 源泉徴収される租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約（千九百八十八年十一月九日にブリュッセルで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約）
- (d) 第二十九条の規定による他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書及び二千十年一月二十六日にブリュッセルで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書による改正を含む。（以下「旧条約」という。）
- (e) その他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書によつて、この条約の適用の日以後、適用しない。

る課税事象に係る租税

一月一日以後に課される租税

議定書

(b) ベルギーについては、源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に貸記され、又は支払われる所得

終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税期間の所得

3 千九百六十八年三月二十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約（千九百八十八年十一月九日にブリュッセルで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約）

4 旧条約は、この条の規定に従つて適用されるる規定に従つてこの条約が適用される租税について、この条約の適用の日以後、適用しない。

5 この条約の効力発生の時において旧条約第二十条の規定により認められる特典を受ける権利を有する個人は、この条約が効力を生じた後に最後の日に終了する。

6 この条約の適用の日以後、適用しない。

7 その他の租税に関する二重課税の回避が行われた年の翌年の一月一日以後に生ずる

課税事象に係る租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十六年十月十二日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
岸 信夫

ベルギー王国のために
ベルギー連邦政府
ギュンテンル・スレーワーゲン

フランス語共同体政府
フランダース地域政府
ドーハイ・ドゥモット

ベルギー連邦政府
ギュンテンル・スレーワーゲン

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、下名は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約第二十五条の規定に基づき両締約国は、条約の解釈及び適用において考慮されることが了解される。

2 条約第四条の規定に関し、ある者は、一方の締約国の租税に関する法令において、その所得の全部若しくは一部について租税を免除される場合又はある種の所得についてのみ租税を課されることがあることされている場合においても、当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者であることが了解される。

3 条約第十四条の規定に関し、勤務は、雇用契約が締結された場合、雇用者若しくは報酬の支払者の居住地、報酬の支払の場所又は使用者の活動の成果が利用される場合にかかるわらず、給料、賃金その他これらに類する報酬の支払の対象となる活動が行われる時に使用者が実際に滞在する場所において行われるものとすることが了解される。

4 条約第二十三条の規定に関し、同条の規定の適用上、(a) 所得は、日本国において、租税を課されることとされ、かつ、租税の免除を受けない場合に、日本国において実質的に租税を課されるものとする。

(b) 所得は、日本国において日本国の租税に関する法令に従つて当該所得に対しても通常適用される税制が適用される場合に、日本国において租税を課されるものとする。

5 条約第二十三条の規定に関し、同条の規定に

の規定に基づき認められる控除の適用上、ベルギーの租税に関して合計所得に含まれる配当は、条約第十条2の規定に従つて当該配当に対して課される日本国の租税を含む。

6 条約第二十五条3の規定に関し、同条3第二文の規定は、二重課税を除去することが各締約国の法令又は適用される他の租税条約の規定に反することとなる場合に締約国がそのような救済を与えることを認めるものでないことが了解される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十六年十月十二日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
岸 信夫

ベルギー王国のために
ベルギー連邦政府

フラン西語共同体政府
ギュンテル・スレーワーゲン

ドイツ語共同体政府
ルディ・ドウモット

ヘールト・ブルジョワ
フランス語共同体政府
ギュンテル・スレーワーゲン

ワロン地域政府
ボニル・マニエット
ブリュッセル首都圏地域政府
ルディ・ヴエルヴォールト

2 一方の締約国の企業の事業利得について
は、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること及び恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とすること。

3 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが一方の締約国でも、配当額の十パーセントを超えない額を課税できること。ただし、当該

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

本件の目的及び要旨

本国とベルギー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 政府は、昭和四十五年に効力を生じたベル

ギーとの間の現行の租税条約(以下「現行条約」という。)の内容を改正するため、平成二十八年三月から政府間交渉を行つてきた。その結果、

条約の案文について最終的合意に達したため、同年十月十二日に東京において、本条約の署名が行われた。

本条約は、現行条約を全面的に改正し、両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、投資所得に対する源泉地課税を更に減免するとともに、脱税及び租税回避行為により効果的に対処するため、条約の濫用を防止するための規定等を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

4 一方の締約国内において生じ、他方の締約国に居住するに支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該超えない額を課税できること。ただし、当該利子が当該一方の締約国企業によって支払われ、当該利子の受益者が当該他方の締約国企業である場合等には、当該他方の締約国においてのみ課税されること。

5 一方の締約国内において生じ、他方の締約国居住者が受益者である著作権、特許権等の使用料に対しては、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

6 本条約の特典の濫用防止のため、特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること。

7 ある者が本条約に適合しない課税を受けたと認める事案について、当該者が一方の締約国に権限のある当局に対しても申立てをして、かつ、当該当局から他方の締約国に権限のある当局に対する協議の申立て日から二年以内に兩締約国の権限のある当局が当該事案の解決のための合意に達することができない場合に当該者が要請するときは、当該事案の未解決事項は、原則として仲裁に付託されること。

8 両締約国は、租税債権の徵収につき相互に支援を行うこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、租税を課されるべき者の範囲等を規定している。

本条約は、外交上の経路を通じて、書面により、本条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する双方により行

われる通告のうち、いずれか遅い方の通告が領された日の後三十日目の日に効力を生ずることとなつている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、脱税及び租税回避行為を防止するとともに、我が国とベルギーとの間で課税権の調整が更に図られることとなり、相互の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十九年四月十九日

外務委員長 三ツ矢憲生

衆議院議長 大島 理森殿

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

平成二十九年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

平成二十九年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

本条約は、外交上の経路を通じて、書面により、本条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する双方により行

理 由

政府は、日本国とラトビア共和国との間における所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のため、平成二十九年一月十八日に東京で、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約に署名した。よつて、この条約を締結することとしたいしたい。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国及びラトビア共和国は、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関し、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減(第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの仕組みを通じたものを含む)の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、
次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

1 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。
2 この条約の適用上、いずれか一方の締約国のは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる團体若しくは仕組みによって又はこのようない團体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の

締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。この2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国が当該一方の締約国の居住者に対して租税を課する権利をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。この2の規定の適用上、「課税上存在しない」とは、一方の締約国の租税に関する法令の下において、団体又は仕組みの所得の全部又は一部について、当該所得の全部又は一部が当該団体又は仕組みによって当該団体又は仕組みの持分を有する者に分配されるか否かを問わず、当該所得の全部又は一部が生ずる時において当該者が当該所得の全部又は一部を直接に取得したものとして、当該団体又は仕組みに対してではなく、当該者に対して租税が課される場合をいう。

第二条 対象となる租税

1 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a) 日本国については、
 (i) 所得税
 (ii) 法人税
 (iii) 復興特別所得税
 (iv) 地方法人税
 (v) 住民税
 (以下「日本国の租税」という)。

(b) ラトビアについては、
 (i) 企業所得税
 (ii) 個人所得税
 (以下「ラトビアの租税」という)。

互に通知する。

第三条 一般的定義

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、
 (a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合に日本国の租税に関する法令が施行されている全般的意味で用いる場合には、ラトビア共和国をいい、
 (b) 「ラトビア」とは、ラトビア共和国をいい、地理的意味で用いる場合には、ラトビア共和国の領域並びにラトビア共和国の領水に隣接する区域(海底及びその下を含む)をいう。

(c) 「二方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はラトビアをいう。
 (d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。
 (e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関する法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。
 (g) 「二方の締約国的企业」及び「他方の締約国的企业」とは、それぞれ一方の締約国居住者が営む企業をいう。

(h) 「国際運輸」とは、一方の締約国的企业が運用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く)をいう。

2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条 居住者

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において租税を課さるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体及び当該一方の締約国の年金基金を含む。ただし、一方の締約国の居住者には、一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国(重要な利害関係の中心がある締約国)の居住者とみなす。

(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合は、両締約国の権限のある当局は、合意により当該活動が一又は二以上の期間(合計しつつ、当該活動が一又は二以上の期間(合計し

する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、合意により、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定するよう努める。両締約国の権限のある当局によるそのような合意がない場合には、その者は、この条約により認められる租税の軽減又は免除を受けることができない。

第五条 恒久的施設

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐるものをいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 事業の管理の場所

(b) 工場

(c) 事務所

(d) 支店

(e) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が十二箇月を超える期間存続する場合に限り、恒久的施設を構成するものとする。第一文に規定する十二箇月の期間を超えたか否かを決定するに当たり、次の(a)及び(b)の規定に該当する場合に(a)に規定する重複しない期間を、一方の締約国が建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事において活動を行つた期間に加える。

(a) 一方の締約国が他方の締約国内において建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事を構成する場所において活動を行い、か

(b) 一方の締約国が他方の締約国内において建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事を構成する場所において活動を行つた期間に加える。

4 の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において、事業活動を行う場合において、次の(a)又は(b)の

規定に該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。

(b) 当該一方の締約国企業と密接に関連する企業が、当該建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事において、関連する活動を(a)に規定する期間と重複しない期間(それぞれ三十日を超えるものに限る)に行う場合

1から3までの規定にかかわらず、次の活動を行う場合は、「恒久的施設」に当たらないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業に属する物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のために(a)から(d)までに規定されない活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

(f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

6 1及び2の規定にかかわらず、7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わつて行動する者が、そのように行動するに当たり、反復して契約を締結し、又は当該企業によつて重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該企業のために行う全ての活動について、当該企業が当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

(a) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

(b) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

(c) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

(d) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

(e) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

(f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

4 の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において、事業活動を行う場合において、次の(a)又は(b)の

官 報 (号 外)

課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。	3 1の規定にかかわらず、締約国は、1に規定する条件がないとしたならば当該締約国の企業の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係る課税年度の終了時から十年を経過した後は、1に規定する状況においても、当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。	4 2及び3の規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。	5 3の規定は、法人が、その受益者に対して支払う配当を当該法人が居住者である一方の締約国における課税所得の計算上控除することができることについては、適用しない。
1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。	6 この条において、「配当」とは、株式その他の利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその他の権利から生ずる所得であつて分配を行なう法人が居住者である締約国の法令上租税に關し株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。	7 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国において当該他方の締約国内において恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。	8 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を得て取得する場合に当たっては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額を十パーセントを超えないものとする。
2 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に對しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額を十パーセントを超えないものとする。	9 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を得て取得する場合に当たっては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額を十パーセントを超えないものとする。	10 第十一条 利子	1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。
3 2の規定にかかる限り、一方の締約国内において生じた利子の支払者は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。	11 第十二条 使用料	2 一方の締約国内において生じた利子に對しては、当該利子の支払者が一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいづれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。	3 一方の締約国内において生じた利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいづれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。
4 一方の締約国内において生じた利子の支払者は、当該利子の受益者が、一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいづれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。	5 一方の締約国内において生じた利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいづれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。	6 利子は、その支払者が一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者である者で個人以外のものが受益者である利子に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。	7 利子は、その支払者が一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいづれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。
6 一方の締約国内において生じた利子の支払者は、当該利子の受益者が、一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいづれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。	7 利子は、その支払者が一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいづれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。	8 利子の支払の基因となつた債務について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に對しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができます。	9 利子の支払の基因となつた債務について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に對しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができます。
1 一方の締約国内において生じた利子の支払者は、当該利子の受益者である使用料に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができます。	2 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは學術上の著作物(映画ファイルムを	10 第十三条 諸種の税金	者である利子の受益者が、当該利子の生ずる他の締約国内において当該他方の締約国内に恒久的施設を通じて事業を行なう場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

含む)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。

1の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該施設の支払の基準となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

4 使用料の支払の基準となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

第十三條 財産の譲渡

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する所得又は収益に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産第六条に規定する不動産を除く)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む)に対しては、当該他方の締

約国において租税を課すことができる。

3 一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産(第六条に規定する不動産を除く)の譲渡によって当該一方の締約国の企業が取得する収益に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

4 一方の締約国の居住者が法人の株式又は同等の持分(組合又は信託財産の持分を含む)の譲渡によって取得する収益に對しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセント以上が、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものにより直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課すことができる。ただし、当該株式又は同等の持分が第二十条7(b)に規定する公認の有価証券市場において取引され、かつ、当該一方の締約国の居住者及びその特殊関係者が所有する株式又は同等の持分の数がその種類の株式又は同等の持分の総数の五パーセント以下である場合は、この限りでない。

5 1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に對しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課すことができる。

第十四条 給与所得

1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他の支払金に對しては、当該他方の締約国において取得する役員報酬その他の支払金に對しては、当該他方の締約国において

他これらに類する報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

(a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいすれの十二箇月の期間においても、当該期間が合計百八十三日を超えないこと。

(b) 当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 当該報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設によつて負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかるらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶内又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に對しては、当該一方の締約国において租税を課すことができる。

第十五条 役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他の支払金に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

第十六条 芸能人及び運動家

1 第十四条の規定にかかるらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によつて取得する所得に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 (a) 専ら当該勤務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

(i) 当該他方の国民

(ii) 当該他方の総務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

1の規定にかかるらず、一方の締約国又は一方の締約国的地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される勤務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国地方政府若しくは地方公

共同体が設立し、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

- (b) もつとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に關連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生、修習者は研修員であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがそのままの期間に他方の締約国において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十条 署名組合契約

この条約の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他のこれに類する契約に關連して匿名組合員が取得する所得及び収益に對しては、当該所得及び収益が生ずる締約国において当該締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

第二十一条 その他の所得

1 一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない。）であつて前各条に規定がないものに對しては、当該一方の締約国におい

てのみ租税を課すことができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が、他方の締約国において事業を行つて、当該他方の締約国内に恒久的施設を通じて事業を行つ場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第

七条の規定を適用する。

3 1に規定する居住者と支払者との間又は双方と第三者との間の特別の關係により、1に規定する所得の額が、その關係がないとしたな

らば当該居住者及び当該支払者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。

この場合には、所得の額のうちその超過する部分に對しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

第二十二条 特典を受ける権利

1 一方の締約国の居住者は、2に規定する適格者に該当する場合には、第十条3、第十三条3又は第十二条1にそれぞれ定める所得に關し、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

(a) 年金基金については、特典の申請が行われる課税年度の開始の時においてその受益者、構成員又は参加者の七十五パーセント以上が

とする。

第二十三条 適格者

1 一方の締約国の居住者は、次の(a)から(f)まで

(a) 個人
当該一方の締約国、地方政府若しくは地方公共団体又は中央銀行

(c) 法人その主たる種類の株式が、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。）
（d）年金基金特典の申請が行われる課税年度の開始の時においてその受益者、構成員又は

参加者の五十パーセント以上がいずれかの締約国の居住者である個人であるものに限る。）

(e) 当該一方の締約国の法令に基づいて設立された者であつて、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるもの（当該一方の締約国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限る。）

(f) 個人以外の者（a）から(e)までの規定のいずれかにより適格者とされるいづれかの締約国居住者が、議決権その他の受益に關する持分の五十パーセント以上を直接又は間接に所持する場合に限る。）

一方の締約国居住者は、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、第十条3、第十三条3又は第十二条1にそれぞれ定める所得に關し、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

(a) 年金基金については、特典の申請が行われる課税年度の開始の時においてその受益者、構成員又は参加者の七十五パーセント以上が

受ける権利を有する。

2 一方の締約国居住者は、次の(a)から(f)まで

(a) 個人
当該一方の締約国、地方政府若しくは地方公共団体又は中央銀行

(c) 法人その主たる種類の株式が、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引

されるものに限る。）
（d）年金基金特典の申請が行われる課税年度の開始の時においてその受益者、構成員又は

特典を受ける権利を有する。

(i) 当該居住者が当該一方の締約国内において事業を行つてること。ただし、当該事業が、当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。）である場合は、この限りでない。

(ii) 当該所得が(i)に規定する事業に關連して、付隨して取得されるものであること。

(b) 一方の締約国居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は当該居住者と第九条1(a)若しくは(b)に規定する関係を有する者から他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該居住者又は当該関係を有する者が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものでなければ、当該所得は該居住者に該当する場合に該当する。

(c) (a)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行つているか否かを決定するに當たつて、その者が組合員である組合が行う事業又はその者に關連する者が行う事業において事業を行つているか否かを決定するに當たつて、その者が組合員である組合が行う事業又はその者に關連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。一方の者と他方の者とは、当該一方の者が当該他方の者の受益に關する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に關する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合に限る。）

5 (a) 一方の締約国居住者は、第十条3、第十三条3又は第十二条1にそれぞれ定める所得に關し、次の(i)及び(ii)に規定する要件を満たす場合には、これらの規定により認められる

（i）当該居住者が当該一方の締約国内において事業を行つてること。ただし、当該事業が、当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。）である場合は、この限りでない。

(ii) 当該所得が(i)に規定する事業に關連して、付隨して取得されるものであること。

(b) 一方の締約国居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は当該居住者と第九条1(a)若しくは(b)に規定する関係を有する者から他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該居住者又は当該関係を有する者が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものでなければ、当該所得は該居住者に該当する場合に該当する。

(c) (a)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行つているか否かを決定するに當たつて、その者が組合員である組合が行う事業又はその者に關連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。一方の者と他方の者とは、当該一方の者が当該他方の者の受益に關する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に關する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合に限る。）

は、関連するものとする。いかなる場合にも、一方の者と他方の者とは、全ての事実及び状況に基づいて、当該一方の者が当該他方の者を支配している場合又は両者が一若しくは二以上の同一の者によつて支配されている場合には、関連するものとする。

6 一方の締約国の居住者は、適格者に該當せず、かつ、3又は5の規定に基づき第十条3、第十二条3又は第十二条1の規定により認められた特典を受けた権利を有する場合に該当しないときにおいても、特典の申請が行われる締約国のある当局が、当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行が当該特典を受けることをその主たる目的の一つとしたものでないと認定するときは、これらの規定により認められる特典を受けることができる。

7 この条の規定の適用上、

(a) 「主たる種類の株式」とは、法人の議決権の過半数を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(b) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(i) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に基づき設立された有価証券市場

(ii) 金融商品市場に関する並びに指令二〇〇二・九二・EC及び指令二〇〇一・六一・EUを改正する二千十四年五月十五日付けの欧州議会・閣僚理事会指令二〇〇一四・六五・EU(改正を含む)又は同指令を承継する指令に従つて規制される市場

(iii) 香港取引所、ナスダック市場、ニューヨーク証券取引所、シンガポール取引所、スイス取引所及び台湾証券取引所

(iv) この条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合

(c) 意するその他の有価証券市場
「同等受益者」とは、一方の締約国に対しても、この条約の特典が申請される所得について、当該一方の締約国の法令、この条約又は他の国際的な枠組みに基づき当該一方の締約国により認められる特典(この条約に基づき当該所得について認められる特典と同等であるものに限る。)を受ける権利を有する者をいふ。

8 この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約の特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであつたと判断することが妥当である場合に、そのような場合においても当該特典を与えることは、立証されるとときを除き、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十三条 二重課税の除去

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこの規定に従つてラトビアにおいて租税を課することができる所得をラトビア内において取得する場合には、当該所得について納付されるラトビアの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対する額を超えないものとする。

2 日本国において租税を課することができる所得を取得する場合には、ラトビアの法令において与えられるより有利な取扱いが当該居住者について適用されるときを除き、ラトビアは、当該所得につき日本国において納付される日本国の租税の額を当該居住者のラトビアの租税の額か

ら控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定されたラトビアの租税の額のうち、日本国において租税を課することができる所得に対応する部分を超えないものとする。

24 第二十四条 無差別待遇

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある当該他方の締約国に課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。

2 一方の締約国の居住者である無国籍者は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある当該他方の締約国に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

3 一方の締約国が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行つう当該他方の締約国对企业に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この3の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国对企业に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この3の規定は、一方の締約国对企业に課される租税よりも不利に課されることはない。

4 第九条1、第十一條8、第十二條4又は第二十二条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企业が他方の締約国に居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国に居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

25 第二十五条 相互協議手続

1 一方又は双方の締約国に措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者は、その事案は受けることになると認める者は、その事案について、当該一方又は双方の締約国に定期的に課税手段とは別に、いずれかの締約国に課限のある当局に對して申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内にしなければならない。

2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国との合意によつてその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国に権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国に権限

のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信すること(両締約国の権限のある当局又はその代表者により構成される合同委員会を通じて通信することを含む。)ができる。

5 (a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従い、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b) 当該一方の締約国の権限のある当局が他方の締約国の権限のある当局に対しても当該事案に関する協議の申立てをした日から二年以内に、2の規定に従い、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、当該者が要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていづれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行つた場合には、当該未解決の事項は、仲裁に付託されない。当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によつて定める。

第二十六条 情報の交換
1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくは両締約国の方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類

合に限る。)の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び徵収又は保全の費用をいう。

(a) 日本国については、
第二条1(a)(i)から(iv)までに掲げる租税復興特別法人税
(b) ラトビアについては、
第二条1(b)に掲げる租税
(c) 不動産税
(d) 公文の交換により隨時合意するもの
(e) その他の租税で両締約国の政府が外交上の
代理若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報を理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

(a) (i) (ii) (iii) (iv) (v) (vi)
第二条1(b)に掲げる租税
贈与税
相続税
地方消費税

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徵収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これら

の租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ、開示され

る。これらの者又は当局は、当該情報をそのままの目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができ

る。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づき他の目的のために使用すること

ができる場合において、当該情報を提供した他

方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用すること

ができる。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に對し、次のことを行う義務を課する

ことができる。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣習に抵触する行政上の措置を

こと。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

4 両締約国は、租税債権の徵収につき相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法を合意によつて定めることができる。

この条において、「租税債権」とは、次に掲げ

る租税(その課税がこの条約又は両締約国が當

事国となつてゐる他の取締の規定に反しない場

4

一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徵収を確保するために当該一方の締約国が保全の措置をとることができるものである場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づき、他方の締約国の権限のある当局により保全の措置のために引き受けられるものとする。当該他方の締約国は、その保全の措置をとる時において当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徵収を停止させる権利を有する場合であつても、当該租税債権が当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該租税債権について、当該他方の締約国の法律に従つて当該保全の措置をとる。

5 3及び4の規定にかわらず、3又は4に規定する徵収又は保全の措置のために一方の締約国のある当局により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令の下で租税債権であるとの理由により適用される時効の対象とされず、かつ、その理由により適用される優先権を与えられない。3又は4に規定する徵収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下で適用される優先権を有するものでない。

6 3又は4に規定する徵収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権に当たつて当該一方の締約国がとつた措置は、当該措置が他方の締約国によってとられたならば当該他方の締約国の法令に従つて当該租税債権について適用されると効力を停止し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当該他方の締約国の法令の下においても同様の効果を有する。当該一方の締約国の権限のある当局は、当該措置をとつた

ことについて当該他方の締約国の権限のある当局に通知する。

7 一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。

8 一方の締約国の租税債権のある当局が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徵収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなった場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対しその事実を速やかに通知し、当該他方の締約国の権限のある当局の選択により、当該一方の締約国の権限のある当局は、その要請を停止し、又は撤回する。

(a) 3の規定に基づく要請については、当該租税債権が当該一方の締約国の法令に基づき執行することができるものであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債権の徵収を停止させることができないものであること。

(b) 4の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徵収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。

9 この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。

(c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づき徵収又は保全のために全ての妥当な措置をとつていない場合に支援を行うこと。

(d) 当該一方の締約国の行政上の負担が他方の

締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

第二十八条 外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十九条 見出し

この条約中の条の見出しほは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十条 効力発生

この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従つて承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日に効力を生ずる。

二 この条約は、次のものについて適用する。

(a) 日本国については、

(i) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税に

(ii) 課税年度に基づかないで課される租税に

関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年

年の一月一日以後に課される租税

(i) ラトビアについては、

(ii) 源泉徵収される租税に関する場合は、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に取扱われる所得

(iii) その他の租税に関する場合は、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

(iv) その他の租税に関する場合は、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

(v) その他の租税に関する場合は、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

(vi) その他の租税に関する場合は、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

(vii) その他の租税に関する場合は、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

第三十一条 終了

この条約は、一方の締約国によつて終了せられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各課税年度の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し終了の通告を行うことにより、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものにつき適用されなくなる。

(a) 日本国については、

(i) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii) 課税年度に基づかないで課される租税に

関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

(i) ラトビアについては、

(ii) 源泉徵収される租税に関する場合は、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に取扱われる所得

(iii) その他の租税に関する場合は、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

(iv) その他の租税に関する場合は、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

(v) その他の租税に関する場合は、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

(vi) その他の租税に関する場合は、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

(vii) その他の租税に関する場合は、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

(viii) その他の租税に関する場合は、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

(ix) その他の租税に関する場合は、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

(x) その他の租税に関する場合は、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

(xi) その他の租税に関する場合は、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

(xii) その他の租税に関する場合は、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

(xiii) その他の租税に関する場合は、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

(xiv) その他の租税に関する場合は、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約(以下「条約」という。)の署名に当たり、日本国及びラトビア共和国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約第七条の規定に関し

(a) 条約第七条1から6までを、両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意する日ににおいて、次のように改める。

1 一方の締約国の企業の利得に対ししては、その企業が他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。一方の締約国が他方の締約国内において恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行なう場合には、2の規定により当該恒久的施設に帰せられる利得に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 この条及び第二十三条の規定の適用上、各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受けける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とする。

3 一方の締約国が、いずれかの締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定により調整し、それに伴い、他方の締約

国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合には、当該他方の締約国は、その利得に對する二重課税を除去するため必要な範囲に限り、その利得に對して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に當たっては、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

4 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

(b) (a)の規定によつて改正される条約第七条1から4までの規定は、(a)に規定する外交上の公文の交換により両締約国の政府が合意する日以後に開始する各課税年度の企業の利得について適用する。(a)の規定によつて改正される条約第七条1から4までの規定が適用されるまでは、改正前の条約第七条1から6までの規定を引き続き適用する。

2 条約第二十五条5の規定に関し、

(a) 両締約国の権限のある当局は、仲裁の要請が行われた事案によつて直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国の権限のある当局及び当該者が別に合意する場合を除くほか、条約第二十五条5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保するため、仲裁手続を合意によつて定める。

(b) 仲裁のための委員会は、次の規則に従つて設置される。

(i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する個人である二人の仲裁人により構成される。

(ii) 各締約国の権限のある当局は、いずれかの一人の仲裁人を任命する。両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。

(iii) いずれの仲裁人も、いずれの締約国の税務当局の職員であつてはならず、及び仲裁の要請が行われた事案にこれまでいかなる資格においても関与した者であつてはならない。第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民でもあつてはならず、いずれの締約国内にも日常の居所を有したことがあつてはならず、及びいずれの締約国によつても雇用されたことがあつてはならない。

(iv) 両締約国の権限のある当局は、各締約国の権限のある当局に對して送付する書面において、条約第二十六条2及び両締約国のが法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。

(v) 各締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人の費用及び自国の費用を負担する。第三の仲裁人の費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国が均等に負担する。

(vi) 両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁手続中に、当該事案についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合

(i) 仲裁の要請が行われた事案について訴訟又是審査請求が行われている場合において、当該訴訟又は審査請求の当事者であつて当該事案によつて直接に影響を受けるいずれかの者が、仲裁のための委員会の決定を受領した日の後六十日以内に、関連する裁判所又は行政審判所に対し、仲裁手続において解決された全ての事項に関する訴訟又は審査請求を取り下げないときは、当該事案に関する仲裁決定がいずれかの締約国の裁判所において無効とされる場合には、仲裁手続(b)(iv)及び(v)の規定に係るもの(除く)は、行われなかつたものとする。

(ii) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(iii) 仲裁決定は、条約第二十五条5若しくは仲裁のための委員会は、次の規則に従つて決定さ

(f) 仲裁の要請が行われた事案について訴訟又是審査請求が行われている場合において、当該訴訟又は審査請求の当事者であつて当該事案によつて直接に影響を受けるいずれかの者が、仲裁のための委員会の決定を受領した日の後六十日以内に、関連する裁判所又は行政審判所に対し、仲裁手続において解決された全ての事項に関する訴訟又は審査請求を取り下げないときは、当該事案に関する仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意により受け入れられなかつたものとする。

の場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われない。

(g) 条約第二十五条⁵及びこの2の規定は、条約第四条³の規定に該当する事案については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十七年一月十八日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
滝沢 求

ラトビア共和国のために
ダナ・レイズニエツエリオゾラ

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書について承認を求めるの件に関する報告書

本件の目的及び要旨

政府は、ラトビアとの間の所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための条約を締結するため、平成二十八年六月から政府間交渉を行ってきた。その結果、条約の案文について最終的合意に達したため、平成二十九年一月十八日に東京において、本条約の署名が行われた。

本条約は、人的交流及び経済的交流に伴つて発生する国際的な二重課税の除去並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、我が国とラトビアとの間で課税権を調整するとともに、両国における配当利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるものであり、

その主な内容は次のとおりである。

1 本条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税とし、ラトビアについては企業所得税及び個人所得税とする。

2 一方の締約国的企业の事業利益については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せらるる利得にのみ当該他方の締約国において課税されること。

3 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、配当額の十パーセントを超えない額を課税できること。ただし、当該配当の受益者が他方の締約国居住者である者で個人以外のものである場合には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

4 一方の締約国内において生じ、他方の締約國の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、利子額の十パーセントを超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国居住者である者で個人以外のものである場合には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

5 一方の締約国内において生じ、他方の締約國の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に対しては、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

6 本条約の特典の濫用防止のため、特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること。

7 ある者が本条約に適合しない課税を受けたと認める事案について、当該者が一方の締約国のある当局に対し申立てをし、か

つ、当該当局から他方の締約国の権限のある当局に対する協議の申立日から二年以内に両締約国の権限のある当局が当該事案の解決のための合意に達することができない場合に当該者が要請するときは、当該事案の未解決事項は、原則として仲裁に付託されること。

8 両締約国の権限のある当局は、本条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報交換すること。

9 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行うこと。

8 平成二十九年三月十日 内閣総理大臣 安倍 駿二

右 国会に提出する。

平成二十九年四月十九日 内閣総理大臣 安倍 駿二

右 国会の承認を求める。

右 報告する。

平成二十九年四月十九日

衆議院議長 大島 理森殿

外務委員長 三ツ矢憲生

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約

日本国及びオーストリア共和国との間の条約

日本国及びオーストリア共和国は、
両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び
租税に関する両国間の協力を強化することを希望
し、

所得に対する租税に関し、脱税又は租税回避を
通じた非課税又は租税の軽減(第三国の居住者の
間接的な利益のためにこの条約において与えられる
租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条
約(以下「仕組みを通じたものを含む。)の機会を生
じさせることなく、二重課税を除去するための条
約を締結することを意図して、
次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

1 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者
である者に適用する。
2 この条約の適用上、いずれか一方の締約国の
租税に関する法令の下において全面的に若しく
は部分的に課税上存在しないものとして取り扱
われる団体若しくは仕組みによって又はこのよ
うな団体若しくは仕組みを通じて取得される所
得は、一方の締約国における課税上当該一方の
締約国の居住者の所得として取り扱われる限り
において、当該一方の締約国の居住者の所得と
みなす。この2の規定の適用上、「課税上存在
しない」とは、一方の締約国の租税に関する法
令の下において、団体又は仕組みの所得の全部
又は一部について、当該所得の全部又は一部が
当該団体又は仕組みによって当該団体又は仕組
みの持分を有する者に分配されるか否かを問わ
ず、当該所得の全部又は一部が生ずる時において
当該者が当該所得の全部又は一部を直接に取
得したものとして、当該団体又は仕組みに対し

てではなく、当該者に対しても租税が課される場
合をいう。

に関する法令について行われた重要な改正を相
互に通知する。

第三条 一般的定義

3 この条約は、第九条、第十八条、第十九条、
第二十三条から第二十五条まで及び第二十八条
の規定に基づいて認められる特典に関する場合
を除くほか、一方の締約国の居住者に対する當
該一方の締約国の課税に影響を及ぼすものでは
ない。

第二条 対象となる租税

1 この条約は、一方の締約国又は一方の締約國
の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得
に対する租税(課税方法のいかんを問わない。)
について適用する。

2 総所得又は所得の要素に対する全ての租税
(財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企
業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及
び資産の価値の上昇に対する租税を含む。)は、
所得に対する租税とされる。

3 この条約が適用される現行の租税は、次のもの

のとする。
(a) オーストリアについては、
(i) 所得税
(ii) 法人税
(iii) 復興特別所得税
(iv) 地方法人税
(v) 住民税
(以下「オーストリアの租税」という。)

4 日本国については、

(a) 所得税
(b) 法人税
(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、
文脈により、日本国又はオーストリアをい
う。
(d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体
を含む。
(e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税
に関し法人格を有する団体として取り扱われ
る団体をいう。
(f) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用
いる。
(g) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」
の企業とは、それぞれ一方の締約国居住
者が営む企業及び他方の締約国居住者が営
む企業をいう。
(h) 「国際運輸」とは、一方の締約国企業が運
用する船舶又は航空機による運送(他方の締
約国内の地点の間においてのみ運用される船
舶又は航空機による運送を除く。)をいう。

(i) オーストリアについては、連邦財務大臣
又は権限を与えられたその代理者
(ii) 日本国については、財務大臣又は権限を

(j) 与えられたその代理者
者をいう。

第五条 権限の委任

(i) 当該一方の締約国において施行されてい
る法令によつてその地位を与えられた全て
の法人、組合又は団体
(ii) 当該一方の締約国に於いて施行され
る法令によつてその地位を与えられた全て
の法人、組合又は団体
(iii) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格
を有する活動を含む。
(iv) 「年金基金」とは、次の(i)から(iv)までに規定
する要件を満たす者をいう。
(v) 一方の締約国の法令に基づいて設立され
ること。
(vi) 「退職年金、退職手当その他これらに類する報酬
を管理し、若しくは給付することを主たる
目的として運営される一若しくは二以上の
者の利益のために所得を取得することを主
たる目的として運営されること。
(vii) (ii)に規定する活動に關して取得する所得
について当該一方の締約国において租税を
免除されること。

2 一方の締約国によるこの条約の適用に際して
は、この条約において定義されていない用語
は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほ
ど、この条約の適用を受ける租税に関する当該
一方の締約国の方針において当該用語がその適
用の時点で有する意義を有するものとする。当
該一方の締約国において適用される租税に関す
る法令における当該用語の意義は、当該一方の
締約国の方針における当該用語の意義に優
先するものとする。

第四条 居住者

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、事業の管理の場所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国及び当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

- 当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国(重要な利害関係の中心がある締約国)の居住者とみなす。
- その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。
- その常用の住居を双方の締約国内に有しない場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。
- 当該個人が双方の締約国の国民でもない場合は、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。
- 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国

の権限のある当局は、その者の事業の実質的な

管理の場所、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、合意により、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定するよう努める。両締約国の権限のある当局によるそのような合意がない場合には、その者は、この条約により認められる租税の軽減又は免除を受けることができない。

第五条 恒久的施設

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐるものという。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- 事務所
- 支店
- 工場
- 作業場
- (a) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- (b) 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事
- (c) 工場
- (d) 事業の管理の場所
- (e) 事業を行つてゐる他の場所
- (f) 事業を行つてゐる他の場所

事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のために(a)から(d)までに規定されない活動を行うことのみを目的として、事業を行つて一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5 4の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次の(a)又は(b)の規定に該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一體的的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。

- 当該企業の名において締結される契約の権利を付与するための契約
- 当該企業による役務の提供のための契約
- 当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用する場合は、この限りでない。
- 当該企業の権利を付与するための契約
- 当該企業による役務の提供のための契約
- 6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国に代わつて行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行つて、当該企業のために通常の方法で当該事業を行うときは、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わつて行動する場合には、当該企業について、この7に規定する独立の代理人とはされない。

6 1及び2の規定にかかわらず、7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わつて行動する者が、そのように行動するに当たり、反復して契約を締結し、又は当該企業によつて重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、その者の活動が4に規定する活動に該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。

(a) 企業のための役割を果たす場合において、当該企業が、その者が当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、その者の活動が4に規定する活動に該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。

7 6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国に代わつて行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行つて、当該企業のために通常の方法で当該事業を行うときは、適用しない。た

- 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全體が準備的又は補助的な性格のものではないこと。
- 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全體が準備的又は補助的な性格のものではないこと。
- この条の規定の適用上、ある者とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によつて支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者とある企業とは、一方が他方の

受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がその者及びその企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合には、密接に関連するものとする。

9 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他の法人の恒久的施設とはされない。

第六条 不動産所得

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む)に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(変動制であるか固定制であるかを問わない)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について

て適用する。
4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条 事業利得

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わないと限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。一方の締約国が他方の締約国内において事業を行なう場合には、その

企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国内においてのみ租税を課すことができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国が他方の締約国内に存在する企業が他方の締約国内において事業を行なう場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件下で同一又は類似の活動を行う別個のかつて分離した企業であつて、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行なうものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たつては、法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(変動制であるか固定制であるかを問わない)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

4 1から4までの規定の適用上、恒久的施設による利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

5 1から4までの規定は、毎年同一の方法によつて決算せられる利得は、毎年同一の方法によつて定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

6 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条 海上運送及び航空運送

1 一方の締約国が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、オーストリアの企業である場合に日本国の事業税を、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税でオーストリアにおいてこの条約の署名の日の後に課されるものを、免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

第九条 関連企業

1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該

一方の企業の利得とならなかつたものに対する正の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

第十条 配当

1 一方の締約国居住者である法人が他方の締約国居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 一方の締約国居住者である法人が支払う配当に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

(a) 一方の締約国企業が他方の締約国企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合
(b) 同一の者が一方の締約国企業及び他方の

- 3 2の規定にかかるわらず、一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しても、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者であり、かつ、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- (a) 当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権の十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人
- (b) 年金基金(当該配当が、第三条1(iii)に規定する活動により取得される場合に限る。)
- 4 2及び3の規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。
- 5 3(a)の規定は、法人が、その受益者に対して支払う配当を当該法人が居住者である一方の締約国における課税所得の計算上控除することができる場合には、当該法人によって支払われる配当については、適用しない。
- 6 この条において、「配当」とは、株式その他の利得の分配を受けれる権利(信用に係る債権を除く。)から生ずる所得及びその他の権利から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者である締約国の法令上租税に関し株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。
- 7 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行つた場合と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
- 8 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合に生ずる所得、特に、公債、債券又は社債から生ずる所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)及び他の所得で当該所得が生ずる締約国内にある恒久的施設と実質的な関連を有するものにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の保証のための配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生ずる利得又は所得から成るものである場合の配当を除く。)に対していかなる租税も課することができない。

- 第十一條 利子
- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 1の規定にかかるわらず、
- (a) オーストリアにおいては、信用に係る債権で利得の分配を受ける権利があるものから生ずる所得(利得分配型貸付及び利得分配型債券から生ずる所得を含む。)に対しては、当該所得がオーストリア内において生ずる場合は、オーストリアにおいても、オーストリアの法令に従つて租税を課することができる。
- 3 1の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行つた場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
- 4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行つた場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
- 5 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいづれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。
- 6 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者が受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しても、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国

第十三条 譲渡収益

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しても、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

第十四条 紹与所得

1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国内においてのみ租税を課すことができる。

第十五条 役員報酬

1 一方の締約国において租税を課すことができる。一方の締約国の居住者が法人の株式又は同等の持分（組合又は信託財産の持分を含む。）の譲渡によって取得する収益に対しても、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセント以上の譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものにより直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

第十六条 芸能人及び運動家

1 第十四条の規定にかかるらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しても、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

第十七条 退職年金

1 第十八条 政府職員

1(a) 一方の締約国、一方の締約国的地方政府若しくは地方公共団体又は一方の締約国の法令による組織によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しても、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

第十八条 公務員

1 一方の締約国、一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

第十九条 学生

1 一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

2 (a) 一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(b) もつとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これらに類する報酬に対しても、当該他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

3 専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるも又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一

渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課すことができる。

である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

第十九条 役員報酬

第十四条 紹与所得

当該他方の総額の国民

1 一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

第十五条 役員報酬

第十六条 芸能人及び運動家

1 第十四条の規定にかかるらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しても、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

第十七条 退職年金

1 第十八条 政府職員

1(a) 一方の締約国、一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(b) もつとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これらに類する報酬に対しても、当該他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

2 (a) 一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(b) もつとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これらに類する報酬に対しても、当該他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

第十九条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるも又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一

方の締約国外から支払われるものに限る。)については、当該一方の締約国においては、租税を課すことができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十条 匿名組合

この条の他の規定にかかるらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得及び収益に対しては、当該所得及び収益が生ずる締約国において当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第二十一条 その他の所得

1 一方の締約国の居住者が受益者である所得

(源泉地を問わない。)であつて前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の規定は、一方の締約国の居住者である所

得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

3 一方に規定する居住者と支払者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、1に規定する所得の額が、その関係がないとしたならば当該居住者及び当該支払者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、所得の額のうちその超過する部分に対しても、この条の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第二十二条 特典を受ける権利

1 一方の締約国の居住者は、2に規定する適格

者に該当する場合には、第十条3、第十一條1又は第十二条1の規定により認められる特典を受ける権利を有する。

2 一方の締約国の居住者は、次の(a)から(f)まで

の規定のいずれかに該当する場合には、適格者とする。

個人

(a) 当該一方の締約国政府、地方政府若しくは地方公共団体又は中央銀行

(b) 法人(その主たる種類の株式が、一又は二

以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。)

(c) 年金基金特典の申請が行われる課税年度

(d) 参加者の五十パーセント以上がいずれかの締約国居住者である個人であるものに限る。)

(e) 当該一方の締約国法令に基づいて設立さ

れた者であつて、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営

されるもの(当該一方の締約国法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限る。)

(f) 個人以外の者(a)から(e)までの規定のいず

れかにより適格者とされるいずれかの締約国

の居住者が、議決権その他の受益に関する持

分の五十パーセント以上を直接又は間接に所

有する場合に限る。)

3 一方の締約国居住者は、次の(a)又は(b)の規

定に該当する場合には、第十条3、第十一條1

又は第十二条1にそれぞれ定める所得に關し、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

(a) 年金基金については、特典の申請が行われる課税年度の開始の時においてその受益者、

構成員又は参加者の七十五パーセント以上が同等受益者である個人であること。

状況に基づいて判断される。

(b) その他の全ての場合については、同等受益者である者が当該居住者の議決権その他の受益に關する持分の七十五パーセント以上を直接又は間接に所有すること。

(c) (a)の規定に基づきある者が一方の締約國

において事業を行つてゐるか否かを決定する

に當たつて、その者が組合員である組合が実

業又はその者と組合員である組合が行う事業

は、その者が行うものとみなす。一方の者と

他方の者は、当該一方の者が当該他方の者

の受益に關する持分の五十パーセント以上

(法人の場合には、当該法人の議決権の五十

パーセント以上)を直接若しくは間接に所有

する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に

關する持分の五十パーセント以上(法人の場

合には、当該法人の議決権の五十パーセント

以上)を直接若しくは間接に所有する場合に

は、関連するものとする。いかなる場合に

も、一方の者と他方の者は、全ての事実及

び状況に基づいて、当該一方の者が当該他方

の者を支配している場合又は両者が一若しく

は二以上の同一の者によつて支配されている

場合には、関連するものとする。

6 一方の締約国居住者は、適格者に該当せ

ず、かつ、3又は5の規定に基づき第十条3、

第十一條1又は第十二条1の規定により認めら

れる特典を受ける権利を有する場合に該当しな

いときにおいても、特典の申請が行われる締約

国に該当する権限のある当局が、当該居住者の設立、取

得又は維持及びその業務の遂行が該当特典を受

けることをその主たる目的の一つとしたもので

ないと認定するときは、これらの規定により認

められる特典を受けることができる。

7 この条の規定の適用上、

(a) 「主たる種類の株式」とは、法人の議決権の過半数を占める一又は二以上の種類の株式を

(b) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(i) 金融商品市場に関する並びに指令二〇〇二・九二・EC及び指令二〇一・六一・EUを改正する二千二十四年五月十五日付け

の欧州議会・閣僚理事会指令二〇一四・六五・EU(改正を含む。)又は同指令を承継する指令に従つて規制される市場

(ii) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に基づき設立された有価証券市場

(iii) 香港取引所、ナスダック市場、ニューヨーク証券取引所、シンガポール取引所、イスイス取引所及び台湾証券取引所

(iv) この条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場

(c) 「同等受益者」とは、一方の締約国に対しこの条約の特典が申請される所得について、当該一方の締約国が法令、この条約又は他の国際的な枠組みに基づき、当該一方の締約国により認められる特典(この条約に基づき当該所得について認められる特典と同等であるものに限る。)を受ける権利を有する者をいう。

8 この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約の特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであつたと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することができる所を立証されるとときを除き、その所得についでは、当該特典は、与えられない。

第一十三条 二重課税の除去
1(a) オーストリアの居住者がこの条約の規定に

従つて日本国において租税を課すことができる所得を取得する場合には、(b)から(d)までの規定に従うことを条件として、オーストリアは、当該所得について租税を免除する。

オーストリアの居住者が第十一条、第十二条及び第二十一条の規定に従つて日本国において租税を課すことができる所得を取得する場合には、オーストリアは、日本国において納付される日本国の租税の額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。ただし、控除が行われる前に算定された租税の額は、その控除が行われる前に算定された租税の額のうち、日本国内において取得される所得に対応する部分を超えないものとする。

(c) オーストリアの居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従つてオーストリアにおいて租税が免除される場合には、オーストリアは、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たつては、その免除された所得を考慮に入れることができる。

(d) 日本国が、オーストリアの居住者が取得する所得に對して、この条約の規定を適用して租税を免除する場合又は第十条2の規定を適用する場合には、(a)の規定は、当該所得については、適用しない。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国居住者がこの条約

の規定に従つて日本国において租税を課すことができる所を立証する場合には、(b)から(d)までの規定に従うことを条件として、オーストリアは、当該所得について租税を免除する。ただし、控除が行われる前に算定された租税の額は、その控除が行われる前に算定された租税の額のうち、日本国内において取得される所得に対応する部分を超えないものとする。

(c) オーストリアの居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従つてオーストリアにおいて租税が免除される場合には、オーストリアは、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たつては、その免除された所得を考慮に入れることができる。

(d) 日本国が、オーストリアの居住者が取得する所得に對して、この条約の規定を適用して租税を免除する場合又は第十条2の規定を適用する場合には、(a)の規定は、当該所得については、適用しない。

3 第九条1、第十二条4又は第二十一条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国企業が他方の締約国居住者に支払った利息、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国企業の課税対象利得の決定に當たつて、当該一方の締約国居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに關連する要件以外のもの又はこれらよりも重

いものを課されることはない。

5 第二条の規定にかかわらず、この条の規定は、締約国又はその地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に適用する。

第二十五条 相互協議手続

1 一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者は、受けることになると認める者は、その事案について、当該一方又は双方の締約国の法令に定められた救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に對して申立てをすることができる。

2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信すること(両締約国権限のある当局又はその代表者により構成される合同委員会を通じて通信することを含む。)ができる。

5(a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従い、当該者が一

方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

- 当該一方の締約国の権限のある当局が他方の締約国の権限のある当局に対し当該事案に関する協議の申立てをした日から二年以内に、2の規定に従い、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、当該者が要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国裁判所又は行政審判所が既に決定を行つた場合には、当該未解決の事項は、仲裁に付託されない。当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によつて定める。

はこれらの監督に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む)に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかるわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づき他の目的のために使用することができる場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。

- (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

一方の締約国がこの条の規定に従つて情報の提供を要請する場合には、他方の締約国は、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

はならない。
5 3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十七条 租税の徴収における支援
1 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法を合意によつて定めることができる。

- 2 この条において、「租税債権」とは、次に掲げる租税(その課税がこの条約又は両締約国が当事国となつてゐる他の取極の規定に反しない場合に限る。)の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び徵収又は保全の費用をいう。

(a) オーストリアについては、

 - (i) 第二条3(a)に掲げる租税
 - (ii) 附加価値税

日本国については、

 - (i) 第二条3(b)(i)から(iv)までに掲げる租税
 - (ii) 復興特別法人税
 - (iii) 消費税
 - (iv) 地方消費税
 - (v) 相続税
 - (vi) 贈与税

(c) その他の租税で両締約国の政府が外交上の公文の交換により隨時合意するもの

(d) (a)から(c)までに掲げる租税に加えて又はこれらに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、(a)から(c)までに掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの

3
一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国
の法令に基づき執行することができるものであ
り、かつ、その徴収における支援の要請の時
において当該租税債権を負担する者が当該一方の
締約国の法令に基づき当該租税債権の徴収を停
止させることができない場合には、当該租税債
権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要
請に基づき、他方の締約国の権限のある当局に
より徴収のために引き受けられるものとする。

- 4 他方の締約国の租税の執行及び徵収について適用される当該他方の締約国の法令に従つて徵収される。

により適用される時効の対象とされず、かつ、その理由により適用される優先権を与えられない。3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下で適用される優先権を有するものでない。

5の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権の徴収に当たつて当該一方の締約国がとった措置は、当該措置が他方の締約国によつてとられたならば当該他方の締約国の法令に従つて当該租税債権について適用される時効を停止し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当該他方の締約国の法令の下においても同様の効果を有する。当該一方の締約国のある当局は、当該措置をとつたことについて当該他方の締約国に通知する。

7一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。

8一方の締約国のある当局が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなつた場合には、当該一方の締約国のある当局は、当該他方の締約国のある当局に対しその事実を速やかに通知し、当該他方の締約国のある当局の選択により、当該一方の締約国のある当局は、その要請を停止し、又は撤回する。

(a)3の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国に基づき執行することができるものであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国

の法令に基づき当該租税債権の徴収を停止させることができるものであること。

(b)4の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。

9この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)公の秩序に反することとなる措置をとること。

(c)他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づき徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとつていなければ、當該一方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

(d)当該一方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づき徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとつていなければ、當該一方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

第二十八条 外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十九条 見出し

この条約中の条の見出しが、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十条 効力発生

1この条約は、両締約国それぞれの法令上の手続に従つて承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2この条約は、次のものについて適用する。

(a)課税年度に基づいて課される租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約(以下「旧条約」という。)は、2の規定に従つてこの条約が適用される租税について、この条約の適用の日以後、適用しない。

3千九百六十一年十二月二十日にウィーンで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約(以下「旧条約」という。)は、2の規定に従つてこの条約が適用される租税について、この条約の効力発生の時において旧条約第十四条の規定により認められる特典を受ける権利を有する個人は、この条約が効力を生じた後ににおいても、旧条約がなおその効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。

4旧条約は、この条の規定に従つて適用される最後の日に終了する。

第三十一条 終了

この条約は、一方の締約国によって終了せられる時まで効力を有する。ばずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことにより、この条約を終了させることができる。この場合には、この

条約は、次のものにつき適用されなくなる。(a)課税年度に基づいて課される租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約(以下「新条約」という。)は、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b)課税年度に基づかないで課される租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約(以下「新条約」という。)は、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの条約に署名した。

一千九百七十七年一月三十日にウィーンで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
小井沼紀芳

オーストリア共和国のために
ハンス・ヨルゲ・シェリング

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約(以下「新条約」という。)の署名に当たり、日本国及びオーストリア共和国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1条約第五条4の規定に関し、企業に属する物品若しくは商品の引渡しのためにのみ施設を使用すること又は企業に属する物品若しくは商品の在庫を引渡しのためにのみ保有することは、これらの活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限り、恒久的施設を構成するものはされないことが了解される。

(a)条約第一條3及び第七条の規定に関し、
(a)条約第一條3を、両締約国が外交上の公文の交換により合意する日において、次のように改める。

3この条約は、第七条3、第九条、第十八

条、第十九条、第二十三条から第二十五条まで及び第二十八条の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国の課税に影響を及ぼすものではない。

(b) 条約第七条から6までを、(a)に規定する日において、次のように改める。

1. 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定により当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2. この条及び第二十三条の規定の適用上、各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受けける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とする。

3. 一方の締約国が、いずれかの締約国企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定により調整し、それに伴い、他方の締約国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合には、当該他方の締約国は、その利得に対する二重課税を除去するため必要な範囲に限り、その利得に対

条、第十九条、第二十三条から第二十五条まで及び第二十八条の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国の課税に影響を及ぼすものではない。

(b) 条約第七条から6までを、(a)に規定する日において、次のように改める。

1. 一方の締約国の企業の利得に対しては、

その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定により当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

4. 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定によつて影響されることはない。

4. 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定によつて影響されるとはない。

(c) (a)及び(b)の規定によつてそれぞれ改正される条約第一条3及び第七条1から4までの規定は、(a)に規定する日以後に開始する各課税年度の企業の利得について適用する。(a)及び(b)の規定によつて改正される条約第一条3及び第七条1から4までの規定が適用されるまでは、改正前の条約第一条3及び第七条1から6までの規定を引き続き適用する。

3. 条約第十五条の規定に關し、同条の規定は、法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員が監督的又は管理的な機能を果たすか否かにかかわらず、同条に規定する支払金に対して適用されることが了解される。

4. 条約第十八条の規定に關し、同条において、一方の締約国の一法令上の組織とは、次のものをいう。

(a) オーストリアについては、

(i) オーストリア連邦産業院

(ii) 両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意する機関

(iii) 日本国については、両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意する機関

(iv) 両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立つて、全ての仲裁人が、各締約国の権限のある当局に対し送付する書面において、条約第二十六条2及び両締約国の法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。

(v) 各締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人の費用及び本国の費用を負担する。第三の仲裁人の費用その他の仲裁手続

統の実施に關する費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

(c) 両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人に對し、仲裁決定のために必要な情報を不當に遅滞することなく提供する。

(d) 仲裁決定は、次のとおり取り扱う。

(i) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(ii) 仲裁決定は、いすれかの締約国裁判所による最終的な決定によつて当該仲裁決定が無効とされる場合には、条約第二十五条5の規定に基づく仲裁の要請は、行われなかつたものとし、仲裁手続は、(b)及び(v)の規定に係るものと除く。

(iii) 仲裁の要請は認められない旨を合意する場合を除くほか、新たな仲裁の要請を行つては、行わぬかつたものとする。この場合には、両締約国の権限のある当局が新たなる第三の仲裁人を任命する。

(iv) 仲裁の要請は認められない旨を合意する場合を除くほか、新たな仲裁の要請を行つては、行わぬかつたものとする。この場合には、両締約国の権限のある当局が新たなる第三の仲裁人を任命する。

(v) 仲裁の要請は認められない旨を合意する場合を除くほか、新たな仲裁の要請を行つては、行わぬかつたものとする。この場合には、両締約国の権限のある当局が新たなる第三の仲裁人を任命する。

5. 条約第二十五条5の規定に關し、

(a) 両締約国の権限のある当局は、仲裁の要請は、終了する。

(b) 両締約国の権限のある当局が、条約第二十五条2の規定に従い、当該事案を解決するための合意に達する場合

(c) 当該者が仲裁の要請を撤回する場合

(d) 仲裁手続中に、当該事案についていすれかの締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行つた場合

(e) 当該事案によって直接に影響を受けるいすれかの者が、仲裁決定を実施する両締約国

権限のある当局の合意に関する通知が当該者に送付された日の後六十日以内に、裁判所若しくは行政審判所に対し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げない場合又は当該合意と整合的な方法で当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を終了させない場合に、当該事案に関する仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意は、当該事案によって直接に影響を受ける者により受け入れられなかつたものとし、当該事案について両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われない。

(g) 条約第二十五条5及びこの5の規定は、条約第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

6 条約第二十六条の規定に関し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信であつて、当該一方の締約国の法令に基づいてその開示について保護されるものに関する情報については、その提供を拒否することができる事が了解される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十七年一月三十日にウイーンで、英語により本書二通を作成した。

小井沼紀芳

オーストリア共和国のために

ハンス・ヨルグ・シェリング

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の課税権の配分に関する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の課税権の配分に関する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

告書

本件の目的及び要旨

政府は、昭和三十八年に効力を生じたオーストリアとの間の現行の租税条約（以下「現行条約」という。）の内容を改正するため、平成二十八年十月から政府間交渉を行つてきた。その結果、条約の案文について最終的合意に達したた

め、平成二十九年一月三十日にウイーンにおいて、本条約の署名が行われた。

本条約は、現行条約を全面的に改正し、両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、投資所得に対する源泉地課税を更に減免するとともに、脱税及び租税回避行為により効果的に対処するため、条約の濫用を防止するための規定等を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税とし、オーストリアについては所得税及び法人税とすること。

2 一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること。

3 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、配当額の十パーセントを超えない額を課税できること。ただし、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者であり、かつ当該配当を支払う法人の議決権の十パーセント以上を所有する法人である場合

等には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

4 一方の締約国内において生じ、他方の締約国居住者が受益者である利子及び著作権、特許権等の使用料に対しては、原則として、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

5 本条約の特典の濫用防止のため、特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること。

6 ある者が本条約に適合しない課税を受けたと認める事案について、当該者が一方の締約国に権限のある当局に對して申立てをし、かつ、当該当局から他方の締約国に権限のある当局に対する協議の申立日から二年以内に両締約国に権限のある当局が当該事案の解決のための合意に達することができない場合に当該者が要請するときは、当該事案の未解決事項は、原則として仲裁に付託されること。

7 両締約国に権限のある当局は、本条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に關連する情報交換すること。

8 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行うこと。

9 両締約国は、不可分の一部を成す議定書は、相互協議に係る仲裁の手続及び補足事項等を規定している。

10 本条約は、両締約国それぞれの法令上の手続に従つて承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることとなつている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書き、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、脱税及び租税回避行為を防止するとともに、我が国とオーストリアとの間で課税権の調整が更に図られることとなり、相互の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十九年四月十九日

衆議院議長 大島 理森殿

外務委員長 三ツ矢憲生

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

平成二十九年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

平成二十九年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

政府は、脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国

政府とバハマ国政府との間の協定について、自動的な情報の交換に関する規定を新たに設けるため、平成二十九年二月九日にナッソーで、脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書

第三条
協定第八条第四文を次のように改める。

当該情報は、情報を提供する締約国の権限のある当局の書面による明示の同意がない場合に、他の者又は当局(非締約国内にあるものを含む)に開示することができない。

第四条

協定第十八条3の次に次の4を加える。

4 2の規定にかかわらず、第五条のAの規定は、次のものについて適用する。

(a) 課税年度に基づいて課される租税に関しでは、二千七年一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、二千七年一月一日以後に課される租税

第五条
この議定書は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従つて承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 協定の不可分の一部を成すこの議定書は、協定が有効である限り効力を有する。

日本国政府及びバハマ国政府は、二千一年一月二十七日にナッソーで署名された脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正することを希望して、改正することを希望して、次とのおり協定した。

第一条

協定第五条の次に次の1条を加える。

第五条のA 自動的な情報の交換

両締約国のある当局は、両締約国の権限のある当局の間の合意によって決定する区分の事案に関しては、その合意によって決定する手続に従い、第二条に規定する目的のため、情報を自動的に交換する。

協定第三条を次のように改める。

第三条 管轄

一方の締約国は、その当局によつて保有されておらず、かつ、その領域的管轄内にある者によつて保有され、又は管理されていない情報については、それを提供する義務を負わない。

バハマ国政府のために

マイケル・ハルキティス

日本国政府のために

中野正則

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件に関する報告書

本件の目的及び要旨

政府は、平成二十三年に効力を生じたバハマ国政府との間の現行の租税情報交換協定(以下「現行協定」という。)の内容を改正するため、平成二十八年十二月から政府間交渉を行つてきいた。その結果、議定書の案文について最終的合意に達したため、平成二十九年二月九日にナッソーにおいて、本議定書の署名が行われた。

本議定書は、現行協定を部分的に改正し、経済協力開発機構が策定した国際基準に基づく金融口座の情報交換に必要な自動的な情報の交換に関する規定を新たに設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 両締約国の権限のある当局は、両者が合意によって決定する手続に従い、租税に関する情報の交換を自動的に行うこと。

2 1の自動的な情報の交換に関する規定は、二千七年一月一日以後に開始する各課税年度の租税等について適用すること。

なお、本議定書は、両締約国そのの法令上の手続に従つて承認されなければならない。その後三十日目の日に効力を生ずる。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

平成二十九年四月十九日

外務委員長 三ツ矢憲生

衆議院議長 大島 理森殿

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十九年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

外國為替及び外國貿易法の一部を改正する法律

平成二十九年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

外國為替及び外國貿易法の一部を改正する法律

平成二十九年三月三日

- 特定取得について前項の規定による届出をした外国投資家は、財務大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該届出に係る特定取得を行つてはならない。ただし、財務大臣及び事業所管大臣は、その期間の満了前に当該届出に係る特定取得がその事業目的その他からみて次項の規定による審査が必要となる特定取得に該当しないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

3 財務大臣及び事業所管大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る特定取得が国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい特定取得（我が国が加盟する特定取得に關する多數国間の条約その他の国際約束で政令で定めるもの（以下この項において「条約等」という。）の加盟国の外国投資家が行う特定取得で特定取得に關する制限の除去について当該条約等に基づく義務がないもの及び当該条約等の加盟国以外の国の外国投資家が行う特定取得でその国が当該条約等の加盟国であるものとした場合に当該義務がないこととなるものに限る。次項及び第五項並びに次条第一項及び第二項において「国の安全に係る特定取得」という。）に該当しないかどうかを審査する必要があると認めるときは、当該届出に係る特定取得を行つてはならない期間を、当該届出を受理した日から起算して四月間に限り、延長することができる。

4 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により特定取得を行つてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、当該延長された期間の満了前に第一項の規定による届出に係る特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないと認めるときは、当該

(措置命令)

- 延長された期間を短縮することができる。

5 財務大臣及び事業所管大臣は、第三項の規定により特定取得を行つてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をして結果、第一項の規定による届出に係る特定取得が国の安全に係る特定取得に該当すると認めるとときは、関税・外国為替等審議会の意見を聽いて、当該特定取得の届出をしたものに対し、政令で定めるところにより、当該特定取得に係る内容の変更又は中止を勧告することができると。ただし、当該変更又は中止を勧告することができる期間は、当該届出を受理した日から起算して第三項又は次項の規定により延長された期間の満了する日までとする。

6 前項の規定により関税・外国為替等審議会の意見を聽く場合において、関税・外国為替等審議会が当該事案の性質に鑑み、第三項に規定する四月の期間内に意見を述べることが困難である旨を申し出た場合には、同項に規定する特定取得を行つてはならない期間は、同項の規定にかかわらず、五月とする。

7 前条第七項から第十二項までの規定は、第五項の規定による勧告があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 外国投資家以外の者(法人その他の団体を含む)が外国投資家のために当該外国投資家の名義によらないで行う特定取得に相当するものについては、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなして、前各項及び次条の規定を適用する。

(措置命令)

内直接投資等(國の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものに限る。以下この条において「國の安全に係る対内直接投資等」という。)又は國の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、関税・外國為替等審議会の意見を聽いて、當該対内直接投資等又は特定取得を行つた外国投資家に対し、政令で定めるところにより、當該対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる。

一 第二十七条第一項又は前条第一項の規定による届出をしなければならない外國投資家が、當該届出をせずに対内直接投資等又は特定取得を行つた場合

二 第二十七条第一項又は前条第一項の規定による届出をした外國投資家が、禁止期間の満了前に、當該届出に係る対内直接投資等又は特定取得を行つた場合

財務大臣及び事業所管大臣は、第二十七条第一項又は前条第一項の規定による届出をした外國投資家が、當該届出に虚偽の届出をした場合において、當該届出に係る対内直接投資等又は特定取得が國の安全に係る対内直接投資等又は國の安全に係る特定取得に該当すると認めるとときは、関税・外國為替等審議会の意見を聽いて、當該対内直接投資等又は特定取得を行つた外國投資家に対し、政令で定めるところにより、必要な措置を命ずることができる。

- る場合を含む。)の規定による対内直接投資等若しくは特定取得に係る内容の変更の命令に違反した場合(対内直接投資等にあつては、当該対内直接投資等が国の安全に係る対内直接投資等に該当すると認める場合に限る。)には、当該対内直接投資等又は特定取得を行つた外国投資家に対し、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分(第二十七条第五項若しくは前条第五項の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を勧告した場合における当該変更に係る部分又は第二十七条第十項(前条第七項において準用する場合を含む。)の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分に限る。)の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる。

施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の外国為替及び外國貿易法(次項及び附則第四条において「新法」という)第二十八条第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の日(次項において「施行日」という)から起算して三十日を経過した日以後に行う同条第一項に規定する特定取得について適用する。

2 新法第五十三条第三項又は第四項の規定(これらに規定に係る罰則を含む)は、施行日以後にされた貨物の輸出又は輸入に関する外國為替及び外國貿易法第五十三条第一項又は新法第五十三条第二項の規定による禁止について適用し、施行日前にされた貨物の輸出又は輸入に関する外國為替及び外國貿易法第五十三条第一項又はこの法律による改正前の外國為替及び外國貿易法第五十三条第二項の規定による禁止については、なお従前の例による。

官 報 (号 外)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(財務省設置法の一部改正)
第五条 財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第十四条第一項第五十三号中「及び外国投資家」を「並びに外国投資家」に改め、「ひょう」の下に「及び同法第二十六条第三項に規定する特定取

得(同号において「特定取得」という。)」を加える。

第八条第一項第二号中「対内直接投資等」の下に「特定取得」を加える。

理 由

事業の国際化の加速等に伴い、安全保障に関する技術又は貨物の海外への流出の懸念が増大していることに鑑み、貨物の無許可輸出及び技術の無許可取引に対する罰則を強化するとともに、貨物の輸出入及び技術取引の禁止措置並びに対内直接投資に関する規制を強化する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 外國為替及び外國貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、安全保障に関する技術又は貨物(以下「機微技術等」という。)の海外への流出の懸念が増大していることに鑑み、機微技術等の管理の厳格化を図るとともに、輸出入に係る制裁の実効性を強化する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 無許可輸出等に対する罰則の強化

核兵器等の大規模破壊兵器に関する貨物や技術の無許可輸出等に係る罰金額の上限を三千万円(当該貨物の価格の五倍が三千万円を超えるときは、当該価格の五倍)に引き上げることとともに、法人に対しても罰金額の上限を十億円とする法人重科制度を創設するなど、罰則を強化すること。

2 輸出入規制における行政制裁等の強化

(一) 輸出入の禁止等の行政制裁を命じられた法人役員等に対し、当該禁止期間と同一の期間を定めて、同じ業務を営む別法人の当

該業務担当役員となること等を禁止することができるとしてすること。

(二) 我が国独自の経済制裁措置(法第十一条第一項関係)の違反者に対する行政制裁期間の上限を三年に延長すること。

3 対内直接投資規制の強化

(一) 外國投資家は、他の外國投資家からの非上場株式の譲渡のうち、国の安全を損なうおそれがあるものを行おうとするときは、あらかじめ、事業目的、金額、実行の時期その他の事項を届け出なければならないこと

とすること。

(二) 無届で国の安全を損なうおそれのある対内直接投資等を行った外國投資家にに対して、株式の売却命令等の必要な措置命令を行うことができるとしていること。

4 この法律は、公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由
本案は、我が国機微技術等の管理の厳格化を図るとともに、輸出入に係る制裁の実効性を強化する等の措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十九年四月十九日

経済産業委員長 浮島 智子

〔別紙〕

衆議院議長 大島 理森殿

法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 世界の安全保障環境が厳しさを増していく現

状を踏まえ、罰則等の強化を図る本改正が、安全保障貿易管理の厳格な実施について実効を上げ、我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資するものとなるよう、関係省庁の一層緊密な連携を図るとともに、海外における我が国の政府関係機関や進出企業等との連携強化を図ること。

また、安全保障貿易管理体制の構築に取り組む各政府等との連携を深めるよう、情報提供等の支援措置を講ずること。

二 海外でのビジネス展開等を図る中小企業の取組に對して、本法の定める輸出管理規制が適正に実施されるよう、講習会の開催や中小企業の海外展開支援施策との連携等、中小企業の十分な理解と協力を得るための所要の措置を講すること。

三 海外の優れた人材や技術を呼び込むことは我が国経済の発展にも資するものであるため、引き続き対内直接投資の一層の活性化に向けた取組を進めつつ、他方で、国と安全等に係る対内直接投資については、機微技術の流出が生じることのないよう、規制の確実な実施を図ること。

また、審査に係る申請者や外國投資家等に対して、本法に基づく我が国と対内直接投資規制の考え方等が十分理解されるよう、事前及び事後に情報を提供する等の説明責任を果たすこと。

四 クラウド空間に安全保障上の機微な技術情報を保存・管理する企業に対し、運営状況の報告を定期的に受けける等の適切な指導を行うこと。

五 安全保障上の機微な技術情報の管理の強化の観点から、「みなし輸出」管理の在り方等の諸課題について検討を進める。

平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案を提出する。

平成二十九年四月二十日

提出者
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に關する特別委員長 竹本直一

- 1 平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例
- 2 平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例
- 3 第一項の議決については、議員数の四分の三以上の者が出席し、その五分の四以上の者の同意がなければならない。
- 4 第一項の地方公共団体は、同項の議決があつたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。
- 5 地方自治法第百七十九条第一項本文の規定は、第一項の議決に係る事件については、適用しない。

附 則 理 由

平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例

平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)に限る。以下この項及び第四項において同じ)の議会の議員又は長の任期満了による選挙により選出される議会の議員又は長(以下この項及び次項において「特例対象議員等」という)の任期は、当該地方公共団体の議会が、平成三十年十月三十一日までに、特例対象議員等の任期満了の日として平成三十五年四月一日から同月三十日までの期間内のかかわらず、当該議決で定める旨の議決をしたときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十三条第一項又は第一百四十条第一項の規定による。

土地改良法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍晋三

土地改良法等の一部を改正する法律 (土地改良法の一部改正)

第一條 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五条)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項第五号中「災害復旧」の下に「津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業を含む」を加える。

前項の議決に係る議案は、特例対象議員等のうち議会の議員の任期満了の日に係るものにあつては議会の議員又は委員会が、特例対象議員等のうち長の任期満了の日に係るものにあつる。

では長が、それぞれ議会に提出することができる。

第二条 土地改良法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中「農用地又は」を「農用地若しくは」に改め、「含む」の下に「又は土地改良施設の突発事故被害(突発的な事故による被害をいう。以下同じ)の復旧」を加える。

第三条第八項中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項、第八十八条第六項及び第十八条」に改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十八条第三項中「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ、「すべて」を「全て」に改め、同条第五項中「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ」に改める。

第四十九条第一項中「災害」の下に「又は突発事故被害」を加える。

第五十二条第五項中「すべて」を「全て」に、「きいた」を「聴いた」に改める。

第六十四条中「払戻」を「払戻し」に、「第一百三十二条の二第二項」を「第一百三十三条の二第二項」に改める。

第五十六条中「支拂」を「支拂い」に、「第八十七条の二第二項」を「第八十七条の二第一項」に、「支拂い」を「支拂い」に改め、「支拂い」の下に「に」を「にて」に改め、同条第十三項中「前条第八項及び二」を「第八十七条の二第二項及び二」に、「前条第八項中」を「同条第八項中」に、「第八十七条の三第十三項において準用する同条第四項」を「第八十八条第四項」に、「第八十七条の三第一項」を「第十二項」に、「について第八十七条の三第十二項」を「について同項」に改め、「同項及び二」を「第八十七条の二第二項及び二」に、「第八十七条の二第一項第一号」を「第八十七条の二第一項第一号」に、「前条第六項」を「第八十七条の二第六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条に次の六項を加える。

第十四条とし、同条第十五項中「前条第一項第一号」を「第八十七条の二第一項第一号」に、「前条第六項」を「第八十七条的二第六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条に次の六項を加える。

第十五条都道府県が第八十七条の三第一項の土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域を変更することにより新たな地域をその

土地改良事業の施行に係る地域の一部とすることができるものは、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合に限るものとする。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域の一

平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案を改正する法律案及び同報告書

にその土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。第十七項において同じ。)の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること。

二 当該土地改良事業計画を変更したことにつき第十八項において準用する第八十七条第五項の規定による公告があつた日における前号の農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が政令で定める期間以上であること。

二 土地改良事業の廃止の場合
その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域(現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域)内の農用地について現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者

16 都道府県知事は、第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業につき、土地改良事業の施行に係る地域その他土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合には、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつてはその変更後の土地改良事業の計画の概要を、土地改良事業の廃止の場合にあつては廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項を、それぞれ示して、農地中間管理機構の同意を得なければならぬ。

17 農地中間管理機構は、前項の同意をするには、あらかじめ、当該変更又は廃止につき、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる者の意見を聽かなければならない。
一 土地改良事業計画の変更の場合
その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域(その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後のその施行に係る地域)内(これ

18 第十六項の場合は、第五条第六項及び第七項、第八条第二項及び第三項、第八十七条第五項から第十項まで、第八十七条の二第八項及び第九項並びに第八十七条の三第四項から第六項までの規定を準用する。この場合において、第五条第六項中「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と読み替えるものとする。

19 第八十七条の四第一項の規定により行う土地改良事業につき、緊急耐震工事計画の農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止する場合には、第八条第二項及び第三項、第八十七条第五項から第十項まで並びに第八十七条の四第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、第五条第六項中「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「次条第六項の規定による協議」とあるのは「次条第六項の規定による協議又は意見の聴取」と、「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、同条第九項中「土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農用地等その他の必要な事項」とあるのは「変更後の土地改良事業の計

農林水産省令で定める事項」と、第八十七条の三第四項中「対し」とあるのは「対し、第一項の規定により行う土地改良事業につき、土地改良事業の施行に係る地域を変更することについては、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内)にある農用地について現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者

20 第一項、第七項、第十二項、第十六項又は前項の規定による計画の変更又は土地改良事業の廃止が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は、第六項、第十項、第十三項又は前二項において準用する第八十七条第五項から第八項までに規定する手続(第六項において準用する第四十八条第六項の場合にあっては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八条第二項に規定する手續)を省略することができる。

第八十七条の三を第八十八条とし、第八十七条の二の次に次の三条を加える。
第八十七条の三 都道府県は、第八十五条第一条の二の次に次の三条を加える。
第八十七条の三 都道府県は、第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項又は第八十五条の四第一項の規定による申請により行う土地改良事業及び前条第一項の規定により行う土地改良事業のほか、土地改良事業計画を定めて次に掲げる要件のいずれにも適合する土地改良事業(第二条第二項第二号又は第三号の事業に限る)を行うことができる。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地(その地域内にその土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。以下「事業施行地域内農用地」という。)の全てについて農地中間管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、「定めるとき」とあるのは「定めるとき(農林水産省令で定める場合を除く。)」と読み替えるものとする。

<p>間管理機構が農地中間管理権(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。)を有すること。</p> <p>二 事業施行地域内農用地の面積が政令で定める面積以上であることその他その事業施行地域内農用地が政令で定める要件に適合すること。</p> <p>三 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構が第七項において準用する第八十七条第五項の規定による公告があつた日ににおいて有する農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が政令で定める期間以上であること。</p> <p>四 事業施行地域内農用地の集団化その他その土地改良事業の改善に係る地域内における農業構造の改善に相当程度資すると見込まれること。</p> <p>五 事業施行地域内農用地の収益性の向上に相当程度資すると見込まれること。</p> <p>2 前項の規定により土地改良事業計画を定めた都道府県知事は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、当該土地改良事業の計画の概要(一以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要。第六項において同じ。)について、農地中間管理機構の同意を得なければならぬ。</p> <p>3 農地中間管理機構は、前項の同意をする場合において、その農地中間管理権を有する事業施行地域内農用地を貸し付けていくときは、あらかじめ、その貸付けの相手方の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 農地中間管理機構は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、農地中間管理権を有する農用地(第一項の規定によるものとする。</p>
<p>より行う土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。以下の条において同じ)のみを事業施行地域内農用地とする同項の規定による土地改良事業を行なうべきことを要請することができる。この場合において、その農地中間管理権を有する農用地を貸し付けているときは、あらかじめ、その貸付けの相手方の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>5 前項の規定による要請に基づき、都道府県知事がその要請に係る農用地のみを事業施行地域内農用地とする第一項の規定により行う土地改良事業の計画を定める場合には、第二項及び第三項に規定する手續を省略することができる。</p> <p>6 第一項の規定により土地改良事業計画を定めるには、都道府県知事は、あらかじめ、当該土地改良事業の計画の概要について、関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業の施行に係る地域内に土地改良施設がある場合には、都道府県知事は、あらかじめ、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急耐震工事計画及び土地改良事業による変更後の農業用排水施設を定めることとする。</p> <p>2 前項の規定により緊急耐震工事計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急耐震工事計画及び土地改良事業による変更後の農業用排水施設を定めることとする。</p> <p>7 第一項の場合には、第五条第六項及び第七項、第七条第三項及び第四項、第八条第二項及び第三項、第八十七条第三項から第十項まで並びに前条第八項及び第九項の規定を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一一定の地域を定め</p>
<p>るには」とあるのは「当該土地改良事業の施行に係る地域に含めるには」と、前条第八項中「第六項の規定による協議」とあるのは「次条第六項の規定による協議又は意見の聴取」と読み替えるものとする。</p> <p>(急施の場合)</p> <p>第八十七条の四 第八十五条から前条までに規定するもののほか、強くしなやかな国民生活の実現を図るために防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成二十五年法律第九十五号)第九条第五号に規定する脆弱性評価の結果、地震に対する安全性の向上を図るために急速に農業用排水施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の土地改良事業を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急耐震工事計画を定めてその事業を行なうことができる。</p> <p>2 前項の応急工事計画による事業の施行については、審査請求をすることができない。</p> <p>第八十九条の二第一項中「第八十八条第一項」を「第八十七条规定の四第一項又は第八十七条の五第一項」に、「応急工事計画を定め、これに基づいて行なう第一条第二項第五号の事業」を「行う土地改良事業」に改める。</p> <p>第九十条の二第一項中「第八十八条第一項」を「第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」に、「第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」に改める。</p> <p>第九十条第七項中「第八十八条第一項」を「第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」に、「第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」に改める。</p> <p>第九十条第七項中「第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」を「第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」に、「第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」に改める。</p> <p>第九十一条の二第一項に次のただし書きを加える。</p> <p>2 前項の規定により緊急耐震工事計画を定める場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設を定めることとする。</p> <p>3 都道府県知事は、國営土地改良事業につき、農林水産大臣と前項の規定による協議をする場合には、あらかじめ、関係市町村長と協議しなければならない。</p> <p>4 第一項の場合には、第七条第三項、第八条第二項及び第三項並びに第八十七条第三項及び第五項から第十項までの規定を準用する。</p>
<p>定するもののほか、災害又は突発事故被害のため急速に第二条第二項第五号の土地改良事業を行う必要がある場合には、国又は都道府県は、応急工事計画を定めてその事業を行なうことができる。</p> <p>2 前項の応急工事計画による事業の施行については、審査請求をすることができない。</p> <p>第八十九条の二第一項中「第八十八条第一項」を「第八十七条规定の四第一項又は第八十七条の五第一項」に、「応急工事計画を定め、これに基づいて行なう第一条第二項第五号の事業」を「行う土地改良事業」に改める。</p> <p>第九十条の二第一項中「第八十八条第一項」を「第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」に、「第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」に改める。</p> <p>第九十条第七項中「第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」を「第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」に、「第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」に改める。</p> <p>第九十条第七項中「第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」を「第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」に、「第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」に改める。</p> <p>第九十一条の二第一項に次のただし書きを加える。</p> <p>2 前項の規定により緊急耐震工事計画を定める場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設を定めることとする。</p> <p>3 都道府県知事は、國営土地改良事業につき、農林水産大臣と前項の規定による協議をする場合には、あらかじめ、関係市町村長と協議しなければならない。</p> <p>4 第一項の場合には、第七条第三項、第八条第二項及び第三項並びに第八十七条第三項及び第五項から第十項までの規定を準用する。</p> <p>6 都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、条例で、次の各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当する</p>

ときは、その者から、特別徴収金を徴収する

一 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、又は

移転した者 次のいづれかに掲げる場合

口 当該事業施行地域内農用地を第百一十九条の三第一項の規定により行う土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合

八 当該事業施行地域内農用地についての
農地中間管理権の設定若しくは移転に係
る契約又は農業經營基盤強化促進法第十
九条の規定による公告があつた農用地利
用集積計画の定めるところによつて設定
若しくは移転された農地中間管理権に係
る賃貸借若しくは使用貸借の解除をした
場合

利の設定を受けている者 次のいずれかに該する場合

イ 当該事業施行地域内農用地を目的外用途に供するため賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をした場合

ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合

前項の特別収支金の質についてま、第三項

第九十二条中「第一百一十三条の二第二項」を「第一百一十三条の三第二項」に、「第一百一十三条の二第三項」を「第一百一十三条の三第三項」に改め、同条の規定を準用する。

一号 土地改良法等の一部を改正する法律案及び
次に次の一条を加える。

事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県

条の五第一項】に改める

改め、同条を第一百十三条の四とし、第一百十三条の二を第一百十三条の三とする。

第一百十三条の次に次の二条を加える。

（土地の共有者等の取扱い）
第一百十三条の二 同一の土地について、共有者

があり、又は権原に基づき使用及び収益をする者が二人以上ある場合には、これらの者で

第三条に規定する資格を有するものは、第五条第二項及び第四項、第十一条、第四十八条

第三項から第七項まで(同条第四項及び第六項)あつては、第八十八条第六項及び第九十

六条の三第五項において準用する場合を含

五条の二第二項及び第三項、第八十五条の三

第二項 第三項 第七項及び第八項、第八十九条の二第三項及び第四項、第八十八条第一

項及び第二項、第九十六条の二第二項及び第三項並びに第九十六条の三第一項及び第三項

の規定の適用については、合わせて一の第三条に規定する資格を有する者とみなす。ただし

し、これらの者のみにより土地改良区を設立
するところ、又はこれらの者のみが土地改良

区の組合員となつてゐる場合には、この限り
になつ。

2 同一の土地について、所有権、地上権、永

小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利

が二人以上の者の共有に属する場合には、その共有に属する権利を有する者は、第五十二

条第五項前段及び第六項(これらの規定を第
五十三条の四第二項(第九十六条の四第一項

において準用する場合を含む。以下この項において同ジ。）、第八十九条の二第二項（同条

第五項において準用する場合を含む。以下こ

官 報 (号外)

の項において同じ。)、第九十六条の四第一項及び第九十九条第二項(第一百条の二第二項)、百十一条において準用する場合を含む。)及び第一百一条において同じ。)において準用する場合を含む。

下この項において同じ。)において準用する場合を含む。(第五十二条第七項(第五十三条の四第二項、第八十九条の二第二項、第九十条の四第一項及び第九十九条第二項において準用する場合を含む)において準用する第三十一条、第九十七条第一項から第三項まで(第一百一一条において準用する場合を含む)並びに第百三十六条第二項において準用する同条第一項の規定の適用については、当該共同に属する権利ごとに、合わせて一の当該共同に属する権利を有する者とみなす。

前二項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な読替えは、政令で定めることをもつて足りる。

前二項の場合は、当該共同に属する権利を有する者とみなされる者(第七項において「みなす者」とみなされる者(第七項において「みなし資格者等」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、それぞれのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名又は名称及び住所を第五条第一項、第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定により申請をする者(以下この条において「申請者」という。)又は土地改良事業を行う者に通知しなければならない。

前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもつて、申請者及び土地改良事業を行う者に対抗することができない。

第四項の代表者の解任は、農林水産省令で定めるところにより、申請者又は土地改良事

業を行う者にその旨を通知するまでは、これをもつて、申請者又は土地改良事業を行う者に対抗することができない。

第四項の規定により代表者を選任しなければならない場合において、同項の規定による通知がないときは、申請者又は土地改良事業を行う者がこの法律又はこの法律に基づく命令、定款若しくは規約の規定によりみなし三条資格者等に対してする行為は、みなし三条資格者等のうちいずれか一人に対してもすることをもつて足りる。

第一百七条中「第一百三十三条の二」、「第一百三十三条の三」を「第一百三十三条の三、第一百三十三条の四」に改める。

第一百二十二条第二項中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項、第八十七条の四」に改める。

第一百二十二条第二項中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第六項」に、「及び」を「」に改める。

独立行政法人水資源機構法の一部改正 第三条 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かかる」に改める。

第十五条中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項、第八十七条の四第四項(第十九条の三第七項、第八十七条の四第四項(第十九条の四第一項において準用する場合を含む。)、第八十八条第六項)に、「及び第十三項」を「第十三項、第十八項及び第十九項(第九十条の四第一項において準用する場合を含む。)」に改める。

の項において同じ。)、第九十六条の四第一項及び第九十九条第二項(第一百条の二第二項)、百十一条において同じ。)において準用する場合を含む。)及び第一百一条において同じ。)において準用する場合を含む。)

業を行う者にその旨を通知するまでは、これをもつて、申請者又は土地改良事業を行う者に対抗することができない。

(農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正)

第四条 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項第四号及び第五号を次のよう

に改正する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条及び附則第六条から第八条までの規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条及び附則第六条から第八条までの規定は、公布の日から施行する。

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の土地改良法第二条第二項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に発生した塩害について適用する。

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第二条の規定による改正前の土地改良法(以下「旧土地改良法」という。)第四十四条第一項の規定により同項の代表者がした土地改良区の組合員としての行為及び同条第四項の規定により同条第一項に規定する者のうちの一人に對してした行為については、なお従前の例によること。

第四条 第二条の規定による改正後の土地改良法(以下「新土地改良法」という。)第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることについて説明すること。

第五条 第二条の規定による改正後の土地改良法(以下「新土地改良法」という。)第八十七条の三第一項の規定は、施行日以後に取得される農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項に規定する農地中間管理権に係る農用地(土地改良法第二条第一項に規定する農用地をいう。以下この条において同じ。)(新土地改良法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。)について適用する。

第六条 第二条の規定による改正後の土地改良法(以下「新土地改良法」という。)第八十七条の三第一項の規定は、施行日以前に土地改良法第五条第一項の規定によ

る。

口 農地中間管理権の取得に当たつて、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農用地等の所有者に対し、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることについて説明すること。

口 農地中間管理権の取得に当たつて、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農用地等の所有者に対し、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることについて説明すること。

口 第十八条第一項に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

イ 地域の農業の健全な発展を旨として、公公平かつ適正に農用地等の貸付けの相手方の選定及びその変更を行うこと。

ロ 第十八条第一項に規定する農用地利用配分計画の決定に当たつて、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農用地等の貸付けの相手方に対し、土地改良法第八十七条の三第一項の規定によ

る土地改良事業が行われることがあることについて説明すること。

とについて説明すること。

によりされた公告に係る土地改良区の設立に
に関する手続

二 施行日前に旧土地改良法第四十八条第三項
の規定によりされた公告に係る土地改良事業
計画の変更、土地改良事業の廃止又は新たな
土地改良事業の開始に関する手続

三 施行日前に旧土地改良法第五十二条第五項
(土地改良法第五十三条の四第二項(旧土地改
良法第九十六条の四第一項において読み替えて
て準用する場合を含む))において読み替えて
準用する場合及び旧土地改良法第九十六条の
四第一項において準用する場合を含む)の規
定によりされた議決に係る換地計画の決定又
は変更に関する手続

四 施行日前に旧土地改良法第八十五条第二項
若しくは第八十五条の三第二項又は土地改良
法第八十五条の二第二項、第八十五条の三第
七項、第八十七条の二第三項若しくは第九十
六条の二第二項の規定によりされた公告に係
る土地改良事業の開始に関する手続

五 施行日前に旧土地改良法第八十七条の三第
一項又は土地改良法第九十六条の三第二項の
規定によりされた公告に係る土地改良事業計
画の変更又は土地改良事業の廃止に関する手
続

(農地中間管理事業の推進に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第六条 農地中間管理機構は、施行日までに、第
四条の規定による改正後の農地中間管理事業の
推進に関する法律(以下この条において「新農地
中間管理事業法」という。)第八条の規定の例に
より、同条第三項第四号口及び第五号口に掲げ
る事項を内容とする農地中間管理事業の推進に
関する法律第八条第一項に規定する農地中間管
理事業規程の変更に係る同項の認可を受けなければ
ならない。この場合において、当該認可

は、施行日において新農地中間管理事業法第八
条の規定によりされたものとみなす。

は、「とする」とその他を「とし、かつ、」
に改める。
(東日本大震災復興特別区域法及び大規模災害
から復興に関する法律の一部改正)

一 議案の目的及び要旨
本案は、最近における農業・農村をめぐる状
況の変化に鑑み、農用地の利用の集積その他農
業生産の基盤の整備を促進するため、農地中間
管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象と
する土地改良事業を創設する等の措置を講ずる
ものであり、その主な内容は次のとおりであ
る。

一

土地改良法等の一部を改正する法律案(内 閣提出)に関する報告書

第七条 この法律(附則第一条ただし書に規定す
る規定については、当該規定)の施行前にした
行為に対する罰則の適用については、なお従前
の例による。

一 東日本大震災復興特別区域法平成二十三
年法律第二百二十二号)第五十二条第二項
二 大規模災害からの復興に関する法律(平成
二十五年法律第五十五号)第十六条第二項
(福島復興再生特別措置法の一部改正)

本案は、最近における農業・農村をめぐる状
況の変化に鑑み、農用地の利用の集積その他農
業生産の基盤の整備を促進するため、農地中間
管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象と
する土地改良事業を創設する等の措置を講ずる
ものであり、その主な内容は次のとおりであ
る。

一

土地改良法等の一部を改正する法律案(内 閣提出)に関する報告書

第八条 この附則に規定するもののほか、この法
律の施行に際し必要な経過措置(罰則に関する
経過措置を含む)は、政令で定める。

一 東日本大震災復興特別区域法平成二十三
年法律第二百二十二号)第五十二条第二項
二 大規模災害からの復興に関する法律(平成
二十五年法律第五十五号)第十六条第二項
(福島復興再生特別措置法の一部改正)

本案は、最近における農業・農村をめぐる状
況の変化に鑑み、農用地の利用の集積その他農
業生産の基盤の整備を促進するため、農地中間
管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象と
する土地改良事業を創設する等の措置を講ずる
ものであり、その主な内容は次のとおりであ
る。

一

土地改良法の一部改正

第九条 政府は、土地改良事業が効率的かつ効果
的に実施されるよう、土地改良制度の在り方に
ついて不斷の見直しを行うとともに、平成三十
五年度までの間に、農用地の集団化その他農業
構造の改善の状況その他の事情を勘案し、新土
地改良法の規定について検討を加え、その結果
に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 東日本大震災復興特別区域法平成二十三
年法律第二百二十二号)第五十二条第二項
(福島復興再生特別措置法の一部改正)

本案は、最近における農業・農村をめぐる状
況の変化に鑑み、農用地の利用の集積その他農
業生産の基盤の整備を促進するため、農地中間
管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象と
する土地改良事業を創設する等の措置を講ずる
ものであり、その主な内容は次のとおりであ
る。

一

土地改良法の一部改正

第十条 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四
十四年法律第七十九号)の一部を次のように改
正する。

一 東日本大震災復興特別区域法平成二十三
年法律第二百二十二号)第五十二条第二項
(福島復興再生特別措置法の一部改正)

本案は、最近における農業・農村をめぐる状
況の変化に鑑み、農用地の利用の集積その他農
業生産の基盤の整備を促進するため、農地中間
管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象と
する土地改良事業を創設する等の措置を講ずる
ものであり、その主な内容は次のとおりであ
る。

一

土地改良法の一部改正

第十一条 農住組合法(昭和五十五年法律第八十
六号)の一部を次のように改正する。

一 東日本大震災復興特別区域法平成二十三
年法律第二百二十二号)第五十二条第二項
(福島復興再生特別措置法の一部改正)

本案は、最近における農業・農村をめぐる状
況の変化に鑑み、農用地の利用の集積その他農
業生産の基盤の整備を促進するため、農地中間
管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象と
する土地改良事業を創設する等の措置を講ずる
ものであり、その主な内容は次のとおりであ
る。

一

土地改良法の一部改正

第十二条 第一百三十三条の二第二項を「第百
三十三条の三第三項」に改める。

一 東日本大震災復興特別区域法平成二十三
年法律第二百二十二号)第五十二条第二項
(福島復興再生特別措置法の一部改正)

本案は、最近における農業・農村をめぐる状
況の変化に鑑み、農用地の利用の集積その他農
業生産の基盤の整備を促進するため、農地中間
管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象と
する土地改良事業を創設する等の措置を講ずる
ものであり、その主な内容は次のとおりであ
る。

一

土地改良法の一部改正

第十三条 第一百三十三条の二第二項を「第百
三十三条の三第三項」に改める。

一 東日本大震災復興特別区域法平成二十三
年法律第二百二十二号)第五十二条第二項
(福島復興再生特別措置法の一部改正)

本案は、最近における農業・農村をめぐる状
況の変化に鑑み、農用地の利用の集積その他農
業生産の基盤の整備を促進するため、農地中間
管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象と
する土地改良事業を創設する等の措置を講ずる
ものであり、その主な内容は次のとおりであ
る。

一

土地改良法の一部改正

第十四条 第八十八条第二項を「第八十七条の三第二
項」に改め、「有している」の下に「本来の」を加え、「とする」とその
他を「とし、かつ、」に改め、同条第七項中「有して
いる」の下に「本来の」を加え、「とすることその他を
「とし、かつ、」に改める。

一 東日本大震災復興特別区域法平成二十三
年法律第二百二十二号)第五十二条第二項
(福島復興再生特別措置法の一部改正)

本案は、最近における農業・農村をめぐる状
況の変化に鑑み、農用地の利用の集積その他農
業生産の基盤の整備を促進するため、農地中間
管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象と
する土地改良事業を創設する等の措置を講ずる
ものであり、その主な内容は次のとおりであ
る。

一

土地改良法の一部改正

第十五条 第八十八条第二項を「第八十七条の三第二
項」に改め、「有している」の下に「本来の」を加え、「とする」とその
他を「とし、かつ、」に改め、同条第六項中「有
してい」の下に「本来の」を加え、「とすることその他を
「とし、かつ、」に改める。

一 東日本大震災復興特別区域法平成二十三
年法律第二百二十二号)第五十二条第二項
(福島復興再生特別措置法の一部改正)

本案は、最近における農業・農村をめぐる状
況の変化に鑑み、農用地の利用の集積その他農
業生産の基盤の整備を促進するため、農地中間
管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象と
する土地改良事業を創設する等の措置を講ずる
ものであり、その主な内容は次のとおりであ
る。

一

土地改良法の一部改正

第十六条 第八十八条第二項を「第八十七条の三第二
項」に改め、「有している」の下に「本来の」を加え、「とする」とその
他を「とし、かつ、」に改め、同条第六項中「有
してい」の下に「本来の」を加え、「とすることその他を
「とし、かつ、」に改める。

一 東日本大震災復興特別区域法平成二十三
年法律第二百二十二号)第五十二条第二項
(福島復興再生特別措置法の一部改正)

本案は、最近における農業・農村をめぐる状
況の変化に鑑み、農用地の利用の集積その他農
業生産の基盤の整備を促進するため、農地中間
管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象と
する土地改良事業を創設する等の措置を講ずる
ものであり、その主な内容は次のとおりであ
る。

一

土地改良法の一部改正

第十七条 第八十八条第二項を「第八十七条の三第二
項」に改め、「有している」の下に「本来の」を加え、「とする」とその
他を「とし、かつ、」に改め、同条第六項中「有
してい」の下に「本来の」を加え、「とすることその他を
「とし、かつ、」に改める。

一 東日本大震災復興特別区域法平成二十三
年法律第二百二十二号)第五十二条第二項
(福島復興再生特別措置法の一部改正)

本案は、最近における農業・農村をめぐる状
況の変化に鑑み、農用地の利用の集積その他農
業生産の基盤の整備を促進するため、農地中間
管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象と
する土地改良事業を創設する等の措置を講ずる
ものであり、その主な内容は次のとおりであ
る。

一

土地改良法の一部改正

第十八条 第八十八条第二項を「第八十七条の三第二
項」に改め、「有している」の下に「本来の」を加え、「とする」とその
他を「とし、かつ、」に改め、同条第六項中「有
してい」の下に「本来の」を加え、「とすることその他を
「とし、かつ、」に改める。

一 東日本大震災復興特別区域法平成二十三
年法律第二百二十二号)第五十二条第二項
(福島復興再生特別措置法の一部改正)

本案は、最近における農業・農村をめぐる状
況の変化に鑑み、農用地の利用の集積その他農
業生産の基盤の整備を促進するため、農地中間
管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象と
する土地改良事業を創設する等の措置を講ずる
ものであり、その主な内容は次のとおりであ
る。

一

土地改良法の一部改正

第十九条 第八十八条第二項を「第八十七条の三第二
項」に改め、「有している」の下に「本来の」を加え、「とする」とその
他を「とし、かつ、」に改め、同条第六項中「有
してい」の下に「本来の」を加え、「とすることその他を
「とし、かつ、」に改める。

一 東日本大震災復興特別区域法平成二十三
年法律第二百二十二号)第五十二条第二項
(福島復興再生特別措置法の一部改正)

本案は、最近における農業・農村をめぐる状
況の変化に鑑み、農用地の利用の集積その他農
業生産の基盤の整備を促進するため、農地中間
管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象と
する土地改良事業を創設する等の措置を講ずる
ものであり、その主な内容は次のとおりであ
る。

一

土地改良法の一部改正

係る一人の事業参加資格者等とみなすもの
とすること。

2 独立行政法人水資源機構法の一部改正

水資源の開発又は利用のための施設の更新事業のうち、当該施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものについて、組合員の同意なく行うことができるものとすること。

3 農地中間管理事業の推進に関する法律の一 部改正

農地中間管理事業規程の認可の要件として、同規程において、農地中間管理権の取得等に当たつて、あらかじめ、農用地等の所有者等に対し、1の(一)の土地改良事業が行われることがあることについて説明することが定められていることを追加すること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、1の(四)に係る規定については、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における農業・農村をめぐる状況の変化に鑑み、農用地の利用の集積その他農業生産の基盤の整備を促進するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党及び仲里利信君の共同提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十九年四月二十日

農林水産委員長 北村 茂男
衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

土地改良法等の一部を改正する法律案に対
する附帯決議

の二ーズに応えた事業が確実に実施されるよう
十分留意すること。
右決議する。

最近の農業・農村を取り巻く情勢変化の中で、農業用水の確保と有効利用を通じて、農業の生産性の向上、食料自給率・食料自給力の維持向上、農村地域の活性化、国土の保全、防災・減災等に果たす役割は一層重要なものになっている。よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 都道府県が、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地を対象とする申請によらない土地改良事業を実施するに当たつては、人・

農地プランとの調和に十分配慮するとともに、貸整備された農用地が確實かつ円滑に扱い手に貸し付けられるよう指導・助言を行うこと。

二 農業者の費用負担を求めるない土地改良事業の実施に際しては、事業要件の適合性について透明性を確保しながら、農業者の費用負担を要する従前からの事業との間で不公平感が生ずることのないよう、既存事業における農業者の費用負担の在り方について、農業者の経営状況を勘察しつつ、検討を進め、その実質的な軽減が図られるよう配慮するとともに、農地転用防止措置の厳格な運用を図ること。

三 農業者からの申請によらず、農業者の同意を求めずに実施する土地改良事業については、現場の混乱を招かないよう、事前に十分な説明を行ふとともに、丁寧な運用に努めること。なお、ため池等の農業用排水施設の耐震化を目的とした事業については、事業の対象が必要以上に絞られることのないよう、弾力的な運用を図ること。

四 農業農村整備事業関係予算の配分に当たつては、農地中間管理機構関連の事業だけでなく、防災・減災対策に係る事業をはじめ、農村現場

官 報 (号 外)

平成二十九年四月二十一日 衆議院會議錄第二十二号

第明治二
三十五年三月三十
種郵便物認可日

発行所
二東京一〇五番五号虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電話
03(3587)4294
定価
本号一部 三五〇円